

令和 6 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月
福岡こども短期大学

1

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・・	1
II. 沿革と現況・・・・	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・	7
基準 1. 使命・目的等・・・・	7
基準 2. 学生・・・・	14
基準 3. 教育課程・・・・	47
基準 4. 教員・職員・・・・	59
基準 5. 経営・管理と財務・・・・	67
基準 6. 内部質保証・・・・	76
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・	81
基準 A. 地域貢献・・・・	81
V. 特記事項・・・・	86
VI. 法令等の遵守状況一覧・・・・	87
VII. エビデンス集一覧・・・・	94
エビデンス集（データ編）一覧・・・・	94
エビデンス集（資料編）一覧・・・・	94

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1 建学の精神・短期大学の基本理念

本学の建学の精神は、仏教哲学における第一義諦（だいいちぎたい）に基づく「個性の伸展による人生練磨」である。広く仏教哲学でいうところの「第一義諦」（サンスクリット語でパラマルタ）は、「それ自身真実なるもの」を意味し、人間一人ひとりの長所や美点、すなわち「個性」を表している。自己にとって最も真実なるもの「第一義諦」に徹して生きて欲しいという考えが、この建学の精神の根底にある（創設時の校名は「第一保育短期大学」であった。）。

これは、創始者である都築頼助、都築貞枝の言葉として、昭和 31（1956）年 4 月学校法人高宮学園の創立時から一貫して学園グループの建学の精神とされているものである。創設者のことば「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい」に示されるように、「人間には誰にも、その人でなくてはならない優れた特性、個性がある。これを見つけ、伸ばし育ててゆくのが教育である」という人間一人ひとりの存在意義を教育により実現していくという信念に基づき、「こどもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践」することを本学の教育の基本理念としている。

2 使命・目的

本学の使命・目的は、「学則」第 1 条に明記している通り、「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」としている。言い換えるならば、前述の創設者のことばに表されるように「学生の個性を伸ばし、保育者としての自信をつけさせ、社会に送り出す」のが、本学の使命・目的である。

3 本学の個性・特色等

本学の個性・特色としては次の 3 点が挙げられる。

（1）保育者養成一筋の単科大学

本学の特色の第一に挙げられるのは、保育・幼児教育を中心に据えた「こども教育学科」のみの単科の短期大学ということである。そのことから幼児教育を多面的に捉えて、多種多様な「幼児教育研究会」を組織し、個性の伸展に寄与している。

今日まで“こどもとともに学び、こどもとともに生きる”姿勢を重んじ、現場に強い保育・幼児教育者として約 1 万 8 千余名の人材を輩出し、その多くが保育・幼児教育現場で活躍しており、多くの園長・主任格が生まれ就職の面でも本学と太いパイプを作っている。そのため、昭和 50（1975）年開学以来、現在に至るまで、就職希望者の就職率は常に 100%であり、例年 9 割近くの学生が幼稚園・保育所・社会福祉施設といった保育関連専門職に就いている。近年、福岡をはじめ九州、全国から毎年 5,000 人前後の求人が寄せられているが、これは、社会的な保育者不足事情以外にも、本学が半世紀もの間、幼

児教育に特化した教育を継続してきた実績を示すものである。

（２）こどもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践

昭和 50（1975）年に「第一保育短期大学」として開学して以来、本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、こどもの個性を尊重する保育者を養成してきた。平成 20（2008）年 4 月には「福岡こども短期大学」へと改名したが、建学の精神及び本学の教育理念並びに使命・目的は、令和となった現在もなお受け継がれている。

本学の使命・目的として、「学則」第 1 条に「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と規定している。

本学の学修は、保育・幼児教育者養成を開学以来続けてきており、本学創設者が「幼児教育学を学ぶのではなく、幼児教育者を学ぶ。」と遺した言葉からも、また建学の精神に基づいた教育目的、そしてこの後の自己点検評価に記述されている教育課程の特徴からも実践教育を柱とした現場に強い保育者養成が、社会から要請され、また評価されている本学の現在の姿である。

この個性を尊重し実践を重視した教育を具現化した本学の教育の代表の一つが、本学が誇る「幼児教育研究会」である。「幼児教育研究会」は、前述の建学の精神に基づいた、本学独自の“こども”に特化した研究活動組織でもある。幼児文化、幼児体育、福祉の 3 分野を主軸として、令和 5（2023）年 4 月現在、25 もの研究会が存在するが、学生はそれぞれ自分が興味・関心のある、みがかたい主題を選んで所属することになっている。その研究会における 2 年間を通して、研究会の主題とこどもとの関わりを自分・同輩のみならず先輩や後輩とともに考え、実践しながら活動に取り組み、保育・幼児教育者としての学びを深めている。同時に、この「幼児教育研究会」は地域に根差した活動を展開しており、特に年間を通じて開催される「おめでとうこどもの日」、「七夕まつり」、「こどもフェスティバル」の三大公開講座は、地元太宰府市に大きく貢献している行事でもある。

学生は、これらの学びや実践経験によって保育・幼児教育者としての視座やスキルを養うことになるが、本学は、「幼児教育研究会」を通して自分自身の個性を伸ばしながら自信をつけて保育の現場に羽ばたいていくための、実践陶冶の場を提供している。

（３）将来を見据えた先駆的取り組み

平成 24（2012）年に法令化した認定こども園で働くには、保育教諭として幼稚園教諭免許状と保育士資格双方が必要であるが、本学は他の養成校が上述した免許状・資格の片方しか取得できなかった昭和 50 年代に、すでに双方が取得できる教育課程を開設していた。その後、監督官庁から他学科の開設もするように勧められてきたが、経営陣の「本学は、保育・幼児教育に特化し、全国をリードする」という固い決意のもとに、現在に至っている。

平成 22（2010）年には、文部科学省により「養護教諭二種免許状」の教職課程が認可

された。この課程を設置した目的として、当時、学校現場と並んで保育現場においても課題となった発達障がい、児童虐待、アレルギー疾患及び感染症等の諸問題に関して専門的に対応し得る保育者の養成があった。養護教諭二種免許状教職課程の新設には、実際に現場で勤務している、幼稚園、保育所及びこども園並びに社会福祉施設等の施設長からの社会的要請に応える形で開設に至った背景があるが、その意味からも「学則」に示す、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献するという使命に合致するものである。

これに続き、令和 3（2021）年度には、新たに「小学校教諭二種免許状」の教職課程が認可された。これも、時代とともに社会的情勢が変化し続ける中で、現代の幼児教育から小学校教育に関する課題に対応する力を涵養しながら、乳幼児期から児童期まで、こどもを広い視野で理解することのできる保育・幼児教育者を養成することを目的として開設に至った経緯がある。小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを活かしながら教科等の学びにつなぎ、こどもたちの資質・能力を伸ばしていく時期である。現行の平成 29（2017）年改訂の「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説」においても「小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要である」と述べられている。このように、保幼小接続期、架け橋期の保育・教育には、保育・幼児教育と小学校教育双方に対する深い識見が必要であり、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムとの連携、架け橋プログラムによる小学校との連携について学ぶことを通して、保幼小接続期、架け橋期の保育・教育の充実に寄与できる保育者、教育者の育成が可能となった。現在では、保育所や幼稚園等と小学校の「連携」から「接続」という現代社会の要請である「カリキュラムづくり」に対応できるようになる、あるいは、小学校教育の接続内容を理解することで、こどもの発達や学びに連続性を持たせ、「小 1 プロブレム」等の課題にも対応できる保育・幼児教育者の養成に力を入れている。

また、令和 2（2020）年 1 月、国内初の新型コロナウイルス感染者が確認され令和 5（2023）年 5 月の 5 類感染症への移行まで、パンデミックと呼ばれるほどの世界的な大流行を伴った新型コロナウイルス感染症の影響を本学においても多大に受けることとなった。この経験を踏まえ、改めて人や動物の健康、環境の保全性についての大切さを再認識し、本学も福岡県が推進するワンヘルス事業に参画することとなった。令和 5（2023）年 9 月、ワンヘルス宣言事業者登録を完了し、本学の教育にもこの理念を応用した教育活動をスタートさせた。その目的は、人と動物の命や健康、環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次の世代につなげていくというものであるが、自然豊かな環境にある本学においてもこの理念を教育の中で実践、啓発、発展させながら人と動物との共生を目指し、保護犬・保護猫の飼養を通して命の大切さや動物との関わり方を学ぶことにより、こどもの個性と生命を大切にする保育者の教育に役立てようと着手したところである。同時に、これを象徴する保護犬・保護猫の飼養施設「ワンヘルス・ガーデン」を学内に建設しており、令和 6（2024）年 6 月竣工し飼養及び教育への活用を開始する予定となってい

る。

このように、本学では、幼児教育に関する専門的な教育を行い、天職である保育・幼児教育者として自己の人生の社会的使命を自覚することを目指し、「個性の伸展による人生練磨」に従って、生涯を通して自己実現を達成できる人材を育成している。同時に、社会が変化し続ける中で、現代の教育課題に対応する力を育みながら、こどもを深く理解した保育・幼児教育者を養成することは今後の使命として引き継いでいくものである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	月	内 容
昭和49（1974）年	6	第一保育短期大学 設置認可申請（文部科学省）
昭和50（1975）年	1	第一保育短期大学（幼児教育学科） 設置認可
昭和50（1975）年	3	第一保育短期大学 新校舎竣工
昭和50（1975）年	4	第一保育短期大学 開学 初代学長に田中勝規就任
昭和50（1975）年	4	第一回入学式
昭和50（1975）年	6	後援会設立総会
昭和51（1976）年	2	文部科学省より収容定員増認可
昭和51（1976）年	4	2号館完成
昭和51（1976）年	8	第一紅梅寮竣工
昭和52（1977）年	2	保母を養成する学校としての指定認可（福岡県）
昭和52（1977）年	3	同窓会発会式
昭和52（1977）年	4	学長に都築貞枝就任
昭和52（1977）年	4	3号館竣工
昭和52（1977）年	6	第二紅梅寮竣工
昭和53（1978）年	4	第一保育短期大学本館竣工
昭和53（1978）年	9	厚生会館竣工
昭和53（1978）年	1	学長に都築泰壽就任
昭和62（1987）年	11	開学10周年記念公開保育フェスティバル開催 （福岡サンパレスにて）
平成元（1989）年	9	「幼児教育研究会」がアジア太平洋博に参加
平成5（1993）年	10	「幼児教育研究会」全員が国際ソロプチミストから シグマソサエティー会員に認証される
平成6（1994）年	10	こども劇場及びだいいち幼稚園園舎竣工
平成8（1996）年	4	新厚生会館竣工
平成13（2001）年	4	学長に都築仁子就任

福岡こども短期大学

平成19（2007）年	7	文部科学省より収容定員増認可
平成20（2008）年	3	厚生労働省及び福岡県より収容定員増認可
平成20（2008）年	4	第一保育短期大学を「福岡こども短期大学」に名称変更
平成20（2008）年	4	幼児教育科を「こども教育学科」に名称変更
平成20（2008）年	9	九州厚生局養成施設実地調査適正と認定
平成20（2008）年	12	文部科学省より収容定員減認可
平成21（2009）年	3	厚生労働省及び福岡県より収容定員減認可
平成22（2010）年	1	文部科学省より「養護教諭二種免許状」教職課程認可
平成22（2010）年	4	「養護教諭二種免許状」教職課程開設
平成24（2012）年	11	太宰府市より「幼児教育研究会」が「市民活動賞」を受賞
平成28（2016）年	11	都築学園グループ60周年記念行事
平成28（2016）年	12	短期大学基準協会より「適格認定証」授与
平成28（2016）年	12	文部科学省及び福岡県より入学定員・収容定員減認可
平成 30（2018）年	3	日本高等教育評価機構より「認定証」授与
令和3（2021）年	11	文部科学省より「小学校教諭二種免許状」教職課程認可
令和4（2022）年	4	「小学校教諭二種免許状」教職課程開設
令和5（2023）年	2	太宰府市より「幼児教育研究会」が「市制施行40周年記念特別表彰」を受賞
令和 5（2023）年	6	文部科学省へ入学定員・収容定員減申請
令和5（2023）年	8	福岡県ワンヘルス宣言事業者登録
令和6（2024）年	3	「ワンヘルス・ガーデン」着工
令和6（2024）年	4	入学定員・収容定員減

2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 福岡こども短期大学
- ・ 所在地 福岡県太宰府市五条3-11-25
- ・ 学科構成 こども教育学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

① 学生数

学科	学年	入学定員(人)	在籍学生(人)	充足率(%)
こども教育科	1 年	220	172	78.2
	2 年	300	164	54.7
	計	520	336	64.6

※ 内、小・幼・保コース（小学校教諭二種免許状課程）定員 50 名。

② 教員数

専任教員

学科	教授	准教授	講師	計
こども教育学科	11	4	14	29

非常勤講師 … 31 人

③ 職員数

学科	正職員	嘱託	契約	パート	計
こども教育学科	7	9	4	13	33

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的については、「学則」第 1 条に「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と規定し、学生及び教職員への周知のため、「学生要覧」に「学則」を掲載して具体的に明文化している【資料 1-1-1】。

なお、本学は単科大学であるため、社会的使命・目的と教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）は、同一としている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、上記のとおり、「学則」においてわかりやすく簡潔に文章化している。また、「建学の精神」は、敷地内に石碑や看板を設置するとともに、校舎内の玄関や各教室、こども劇場等に掲示している。

受験生やその保護者あるいはその他の外部の方々に対し本学を紹介するための「学校案内」には、建学の精神と教育の基本理念を明記すると同時に、本学の使命をよりわかりやすい表現で学長のメッセージを添えている【資料 1-1-2】。

在学生及び教職員には、毎年「学生要覧」に「建学の精神」や「学則」を掲載するのみならず、本学の使命・目的及び教育目的を反映した「3つのポリシー」を併記し、より理解しやすくして着任者教育や新入生オリエンテーション等の場で配布・説明している【資料 1-1-3】。

さらに、これらは、本学ホームページにも掲載し、受験対象者である高校生をはじめ全ての学外の方々にも広く理解してもらえるよう周知に努めている【資料 1-1-4】。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学ホームページの「本学の特徴」において、教育の基本理念「こどもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践」を明記したうえで、個性・特色に関する本学の自己認識を「福岡こども短期大学は、1975年開学以来、『保育・幼児教育』ひとすじ。九州最大の入学定員220名を誇る『こども教育学科』を有します。建学の精神「個性の伸展による人生練磨」の下に、学生一人ひとりが持つ特性・得意分野を大切に、2年間の学びの中から、将来のこども教育・保育の向上に貢献する人材を養成します。それと同時に、学生のみなさんが、将来、こどもの個性を大切にすることができる保育者になれるような教育にも取り組んでいます。」と明示するとともに、「学校案内」でも「建学の精神」と「教育理念」を記載した頁に学長のメッセージとして、「昭和50年4月の開学以来、本学は幼児教育専門の短期大学として、優秀な保育者の育成に努めて参りました。幼児教育、養護教育の実践を重視したカリキュラム。それぞれの個性即ち専門性を身につける幼児教育研究会。学生と教職員が全員参加し、『こども』をあらゆる角度から研究する活動は高い評価を得ております。こどもの主体性や自発性、そして何よりも個性を大切にするこどもスペシャリストの養成は、本学の使命となっています。『こどもとともに学び、こどもとともに生きましょう。』」と記載し本学の個性・特色に関する本学の自己認識を明示している【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】。

1-1-④ 変化への対応

昭和50（1975）年開学以来、本学の使命・目的及び教育目的は一貫している。戦後画一的な集団教育が進む中で、本学は、既述のとおり、学生個人の個性の伸展を図りながら、社会が要請する保育・幼児教育者を養成することを使命・目的に掲げてきた。本学の使命・目的について、基本的な考えは変更していない。

しかしながら、保育者に期待される資質・能力は時代とともに変化してきており、平成22（2010）年度には養護教諭としての専門的知識・技能を併せ持つ保育者養成を目的として「養護教諭二種免許状教職課程」を新設し、また、令和4（2022）年度には保幼小の接続を見据えた保育者養成を目的とする「小学校教諭二種免許状教職課程」を新設し、時代のニーズに合わせて社会的な要請に応え、保育者養成校の使命を果たしてきた。

あわせて、大学を選ぶ立場にある高校生等の大学の使命・目的等に対する関心も高まり、わかりやすい表現とすることが求められているため、令和4（2022）年度に行った「学則」の見直しにおいて、第1条の目的及び使命をそれまでの「本学は、日本国憲法、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」から「日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教

育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」に表現を変更し、令和 5（2023）年度から施行した。具体的には、次の 4 点を変更した。

- ①依るべき法令等の記載順序を体系順に整理し、分かりやすい表現に修正
- ②「幼児教育に関する教授研究」を「幼児教育に関する専門の学芸を教授研究」とし内容をより明確化
- ③「心身健全」は差別的な用語と誤解を招く恐れがあり削除
- ④「幼児保育」の用語を、現代の表現に則した「保育・幼児教育」に修正

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、保育者養成の根幹に基づいたものであり、将来にわたって保育・幼児教育者に対する社会の要請に答えていく必要がある。そのため、今後も本学の個性・特色を大切にしながら、常に保育の現場に目を向け、現場の声に耳を傾けていくとともに社会の変化を注視していく。時代の変遷とともに変化する、保育・幼児教育者に対する社会的要請に先行的かつ柔軟に対応できるよう、教授会や運営委員会、教務委員会等で組織的かつ継続的に検討し、保育者養成校としての本学の使命・目的及び教育目的の見直しを行い、更なる教育内容の充実を図っていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-1-1】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 1 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-1-2】福岡こども短期大学 Campus Guide 2024 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-1-3】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-1-4】福岡こども短期大学 ホームページ <https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/>
- 【資料 1-1-5】福岡こども短期大学 ホームページ <https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/>
【資料 1-1-4】と同じ
- 【資料 1-1-6】福岡こども短期大学 Campus Guide 2024 【資料 F-2】と同じ

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、本学「学則」に明記されているが、学則の変更や教学体制の整備にあたっては、以下の規程や該当役員及び教職員の理解と支持のもと、行っている。

まず、「教授会規程」第5条第2項に「教授会は、学長が次に掲げる事項のうち教授会の意見を聴くことが必要と判断した場合には、意見を述べることができる。(1) 学則変更等に関する事項」と規定されており、「学則検討委員会規程」第1条の目的にも、「教授会規程第6条に基づき、本学学則の改廃の必要が生じた場合、教授会の諮問によりその改廃審議案を検討することを目的とする。」と規定されている【資料 1-2-1】。

また、「運営委員会規程」第2条の目的には「本委員会は、学内全般の運営管理に関し、教授会の審議事項について確認するとともに、教授会の諮問事項に答申することを目的とする。」と規定され、あわせて、「教務委員会規程」第1条の目的に「教授会規程第6条に基づき、本学の教務に関する重要な事項を調査・審議又は処理するため、教務委員会（以下「委員会」という）を置く。」と規定されていることから、学則の策定及び見直しにあたっては、必要に応じて学内で意見の集約を行い、教授会・運営委員会の意見を聴いて学長が決定し、理事会及び評議員会で承認を受けている【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】。

また、年度の教育研究活動等の状況に関しては、学長や教職員を通じて理事会及び評議員会で報告され、次年度以降の策定に反映されており、役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっている。

令和3（2021）年度に文部科学省より認可を受けた小学校教諭二種免許状の教職課程においては、教員及び職員から構成されるワーキング・グループを立上げ、準備室が検討した認可申請書類や「学則」等規程類等を運営委員会や学則検討委員会で逐次審議し、学長が決定している。あわせて、認可課程設置届出の意思決定をする段階及び設置の届出をする段階において、理事会及び評議員会が内容を確認し承認している。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的については、「学則」第1条に明記しており、建学の精神や三つのポリシーとともに「学生要覧」や「学校案内」に掲載している【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】。

学生及び教職員に対しては、入学時のオリエンテーションや各種ガイダンス時、着任時に「学生要覧」を用いて説明し、その理解と支持に努めている。

あわせて、本学ホームページ上にも掲載し、オープンキャンパスや進学説明会等において受験対象者となる高校生や保護者に対して説明する機会を設け、世間に広く周知している他、「建学の精神」については、構内の主要な場所及び校舎内の教室に掲示し、学生や来学者へ啓発している【資料 1-2-7】。

上記のとおり、本学では様々な機会を通して建学の精神、使命・目的について説明する機会を設け、学内外への周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、「建学の精神」に基づいた使命・目的及び教育目的を効果的かつ着実に達成するため、都築育英学園本部の指導の下、毎年、中期計画の本学計画分の見直しを行っている。基本的な見直しの要領は、第三者評価の結果や各専門委員会・自己評価委員会での結果検証・成果の分析を踏まえ、それまでの教授会や運営委員会、各専門委員会での意見や決定事項及び学長の指導に基づいて各部長等が担当する部分を見直し、事務長がそれらを取りまとめて中期計画見直し案を策定し、各部長、学科長、副学長、学長の順に指導を受け統合し、学園本部に提出、学園が最終的に学園全体としての整合性及び統一を図り評議員会を経て理事会で決定している。

現在の中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）では、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の将来像」、「教学改革計画」、「学生募集対策及び学納金計画」について具体化している。特に、「教学改革計画」の中では、本学の特徴（強み弱み・環境分析）を明らかにするとともに、カリキュラム改革やキャリア支援についても方向性を具体的に示している【資料 1-2-8】。

本学では、この中期計画を踏まえたうえで、年度の事業計画や事業毎の計画を策定し、業務の改善を図るとともに、事業の着実な実行により、「建学の精神」に基づいた使命・目的及び教育目的の確実な達成に繋げている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の「三つのポリシー」については、自己評価委員会を中心に、建学の精神、使命・目的及び教育目的等を反映した内容となっているか、見直しを行うことになっている【資料 1-2-9】。平成 22（2010）年には「養護教諭二種免許状」の教職課程、また、令和 4（2022）年には「小学校教諭二種免許状」の教職課程が加わったことも踏まえ、令和 2（2020）年に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が定めた「教学マネジメント指針」に基づき、この指針に沿って三つのポリシーを自己評価委員会で見直し、教授会の意見を聴いて学長が決定し、理事会で承認を受け、令和 4（2022）年度末に完成した【資料 1-2-10】。保育者養成校として、本学のディプロマ・ポリシーが、文部科学省や福岡近隣県における教員養成指針が求める保育者・教育者の基本的資質を反映したものになっているか、養成校段階での到達目標として妥当であるか確認し、あわせて、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、ディプロマ・ポリシーとの整合性を図り、見直しを行った【資料 1-2-11】。さらに、「養護教諭二種免許状」又は「小学校教諭二種免許状」取得を希望する学生に対して、それぞれの教職課程に関する学生が目指す姿（到達目標）を別に作成し、該当学生へ履修カルテ等で周知している【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命及び目的は、「学則」第 1 条に「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校

教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と示しているが、教育研究上の基本組織については、保育者養成校としての使命を全うするため、大学の理念・目的に合致した「こども教育学科」のみ設置している【資料 1-2-15】【図 1-2-1】。



図 1-2-1 福岡こども短期大学 教育研究組織図

既述のとおり、時代の変化に応じて教学内容を充実させてきた経緯があるが、本学の使命・目的は堅持しつつ、建学の精神に基づいた保育者養成を前提として教育研究組織を整備している。教育研究組織の構成との整合性については、本学アセスメント・ポリシーに従ってアセスメント指標による検証を行っている【資料 1-2-16】。

また、大学全体に関わる附属施設として「だいいち幼稚園・保育園」、「みやこ幼稚園」、「むろずみ幼稚園・保育園」、「さわらサクラ幼稚園・保育園」を附属園として設置している。これら附属園とは、本学の教育課程（授業や実習）や公開講座を通じて連携を図っており、乳幼児との交流を目的とした実践的な学習の場となっている。さらに、附属園においては、本学の教員が園長及び園長代理を務める他、様々な教員が附属園に赴いて教育研究の教授を行い、現職教育に貢献している。具体的には、年間を通して「ジョイキッズ」を計画的に開催し、地域の未就園児を対象とした子育て支援を行っている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】福岡こども短期大学 教授会規程
- 【資料 1-2-2】福岡こども短期大学 学則検討委員会規程
- 【資料 1-2-3】福岡こども短期大学 運営委員会規程
- 【資料 1-2-4】福岡こども短期大学 教務委員会規程
- 【資料 1-2-5】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-6】福岡こども短期大学 Campus Guide 2024 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-2-7】福岡こども短期大学 ホームページ <https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/>
【資料 1-1-4】と同じ
- 【資料 1-2-8】学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）
- 【資料 1-2-9】福岡こども短期大学 自己評価委員会規程
- 【資料 1-2-10】福岡こども短期大学 3つのポリシー【情報公開版】 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 1-2-11】福岡こども短期大学 3つのポリシー【正式版】
- 【資料 1-2-12】ロード オブ ザ 保育者（履修カルテ 学生の目指す姿・到達目標）
- 【資料 1-2-13】養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用）
- 【資料 1-2-14】小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用）
- 【資料 1-2-15】福岡こども短期大学 教育研究組織図
- 【資料 1-2-16】福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー

（3）1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も社会の変化やニーズに対応するため、自己評価委員会を中心に定期的に三つのポリシー及び中期計画の見直しを行い、本学に課せられた使命・目的及び教育目的を達成できるよう、更なる教育研究活動の充実に取り組んでいく。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目標を具体的かつ明確に「学則」に定め、これら使命・目的及び教育目標を、中期計画及び三つのポリシーに反映している。

同時に、社会の変化を使命・目的及び教育目的に組織的に反映する体制をとっており、柔軟に対応している。教職員及び役員ともに関与・参加しながら、教育研究組織と支援体制が組織的に構成されている。

本学の保育者養成校としての使命及び幼児教育に関する教育研究の基本的姿勢は明確な文章によって表現され、学内外への周知も適切に行われていることから、基準 1 は満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学では、保育者養成校として、本学の教育目的及びディプロマ・ポリシーに示された保育者の姿に到達できるようにカリキュラム・ポリシーを策定している。同時に、アドミSSION・ポリシーについても、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる資質能力・意欲を持った入学者を選抜できるよう入学者受け入れの方針を策定している【表 2-1-1】。

表 2-1-1 福岡こども短期大学 アドミSSION・ポリシー

アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）	
福岡こども短期大学では、以下に示す意欲や姿勢を持った人の入学を期待しています。	
1. 保育・教育の専門家を目指す中で、自分自身の個性を伸ばそうとする意志を持っている人	
2. こどもの個性を大切にしようとする姿勢を持っている人	
3. 他者を思いやり、協力しようとする姿勢を持っている人	

アドミSSION・ポリシーも、大学案内及び学生募集要項に記載し、受験生並びに保護者に周知するとともに、本学ホームページにおいてもその内容を広く社会に周知している【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】。また、オープンキャンパス等の際にも説明の上、周知を図っている。

入学後には、他の二つのポリシーとともに「学生要覧」等に掲載し、在学生及び教職員への周知を図っている【資料 2-1-4】。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミSSION・ポリシーに基づき、多様な能力を持った学生の確保を目的として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、特別選抜を実施している。入学者選抜については、「福岡こども短期大学入学者選考規程」に従って入試広報委員会及び選考委員会によって選抜した結果を教授会の意見を聴いて学長が入学を許可している【資料 2-1-5】。令和 5（2023）年度は、次のとおり選抜試験を行った。

表 2-1-2 令和 6（2024）年度の入試制度

選抜区分	入試区分	内 容	
学校推薦 型選抜	指定校 推薦 (1 期・2 期)	出願資格	☐ 令和 6(2024) 年 3 月高等学校卒業見込みの者 ☐ 本学より指定された高等学校校長の推薦を受けた者 ☐ 専願者に限る
		入試方法	☐ 保育ノート ☐ 面接 ☐ 口頭試問(保育ノートの内容に基づく) ☐ 調査書及び入試区分に応じた推薦書
	一般推薦 (1 期・2 期)	出願資格	☐ 令和 4(2022) 年 3 月以降高等学校を卒業した者及び令和 6(2024) 年 3 月高等学校卒業見込みの者 ☐ 出身高等学校校長の推薦を受けた者
		入試方法	指定校推薦に同じ
一般選抜	一般選抜 (1 期・2 期)	出願資格	☐ 高等学校を卒業した者及び令和 6(2024) 年 3 月卒業見込みの者 ☐ 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び令和 6(2024) 年 3 月修了見込みの者 ☐ 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和 6(2024) 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者
		入試方法	☐ 保育ノート ☐ 面接 ☐ 論作文 ☐ 調査書
総合型 選抜	総合型 選抜 (前期・後期)	出願資格	☐ 高等学校を卒業した者及び令和 6(2024) 年 3 月卒業見込みの者 ☐ 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び令和 6(2024) 年 3 月修了見込みの者 ☐ 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和 6(2024) 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者 ☐ 専願者に限る
		入試方法	☐ 保育ノート ☐ 「こどもの歌」・・・1 曲選択 1 番のみ歌唱 (手のひらを太陽に、大きな古時計、森のくまさん、1 年生になったら、思い出のアルバム) ☐ 面談 ☐ 調査書
特別選抜	社会人	出願資格	令和 6(2024) 年 3 月 31 日までに 3 年以上社会人として経過した者で次の各号のいずれかに該当する者 ☐ 高等学校を卒業した者 ☐ 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者 ☐ 外国において、学校教育における 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 ☐ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 ☐ 文部科学大臣の指定した者 ☐ 高等学校卒業程度認定試験規則（旧大学入学資格検定規定）により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者 ☐ その他大学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
		入試方法	総合型選抜に準拠して実施
	帰国子女	出願資格	日本国籍を有し、保護者の海外在留に伴い、外国に居住して正規の学校教育を受け、次の各号のいずれかに該当する者 ☐ 外国において、外国の教育制度にもとづく高等学校に 2 年以上継続して在学し、出願時に通常の 12 年の学校教育の課程を修了見込みの者、もしくは、修了 1 年未満の者 ☐ 外国において、通算 6 年以上にわたり学校教育を受け、帰国後日本の高等学校に入学し、出願時に高等学校を卒業見込みの者。ただし、日本の高等学校の在籍期間が、原則として 1 年 6 ヶ月未満の者 ☐ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了又は修了見込みの者
		入試方法	総合型選抜に準拠して実施

	外国人留学生	出願資格	外国の国籍を有し、次の各号のいずれかに該当し、本学での授業に支障のない程度の日本語能力を有する者（日本語検定2級を目安とする） ☐ 外国において、日本における12年間の学校教育に相当する教育課程を修了した者 ☐ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 ☐ 外国において実施される大学入学資格検定に合格した者 ☐ 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者で、指定の教育施設において日本の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した者 ☐ 本学において、高等学校や大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
		入試方法	総合型選抜に準拠して実施

学校推薦型選抜は、指定校推薦選抜（1期・2期）、一般推薦選抜（1期・2期）の入試区分からなり、入試方法は、「保育ノート」、「面接」、「口頭試問（保育ノートの内容に基づく）」及び「調査書及び入試区分に応じた推薦書」による総合判定で選考を行う。

「面接」では、高等学校での学習や部活動、ボランティア活動等を通して身に付けた知識、表現力及び学習意欲を多面的・総合的に判定している。また、「口頭試問」では、「保育ノート」の内容に基づき、保育に関する問題等について質問し、面接試験においても学力の三要素の観点から受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。

総合型選抜は、前期・後期の入試区分があり、高等学校での様々な活動を始め、学校外の活動（ボランティア等）を総合的に評価し、それを文章及び「面談」で判定している。また、実技として歌唱を取り入れ、面談においても学力の三要素の観点から受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している【表 2-1-2】【資料 2-1-6】。

特別選抜は、社会人選抜、外国人留学生選抜及び帰国子女選抜の入試区分からなる。

いずれの入学者選抜においても「福岡こども短期大学入学者選考規程」に基づいて、公平、公正かつ適切に実施している。入試問題の作成については、規程に基づき、入学試験出題部会を設置の上、問題を作成している。特に、すべての入試区分に必須となる「保育ノート」は、本学のアドミッション・ポリシーに即して入試広報委員会が作成し、予め設定したループリックに基づき評価・判定している【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】。さらに、合否判定は、入試広報室事務職員が判定資料を作成し、入試広報委員会で審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢を鑑み、これ以降は選抜試験をオンラインで受験できる体制を整備し、当日の体調不良等の理由で受験できなかった受験生に対して別日程での受験を可能とする方策をとった。他にも、本学の学生募集要項及び大学のホームページ等には、受験及び修学上の特別配慮について「身体に障害のある入学志願者の受験に当たっては、特定入試会場の設置等の配慮をするので、出願時に申し出て下さい」と記載している。希望があれば、配慮事項等について所定の書類の提出を求め、提出された書類を基に入試広報室において入学希望者本人及び保護者、高等学校教員との打合せを行い、本学における対応について関係事務部門等の確認を経たうえで、入試広報委員会及び選考委員会において審議し、適切な受験が可能となるよう十分に配

慮している。

以上のとおり、本学では、学科の教育目標及びアドミッション・ポリシーに従って保育者としての専門性に適合した入学者を確保できるように選抜制度を整えており、多様な視点から選抜が行えるよう努めている。

一方、本学では、この様な体制でアドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れが適切に出来ているかを検証するため新入生を対象としたアンケートを入学後に実施し、入試広報委員会でその検証を行っている。令和5（2023）年度に実施した入試で合格し、令和6（2024）年4月に入学した学生170名に対しては、同年4月に「【入学時】学生アンケート」を実施し、162名（95.3%）の回答を得た。アドミッション・ポリシーの周知に関する質問では、回答者の82.7%が知っていると答え、学校案内のパンフレットやホームページ、オープンキャンパス等を通して概ね周知できてはいたものの、十分であるとは言えなかったため、提示方法や時期を工夫し、よりわかりやすい周知に努めることとした【資料 2-1-12】。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、「こども教育学科」の単学科で構成している。過去5年間の入学者の状況は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 過去5年間の入学者の状況

学科名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども教育学科	志願者数	200	171	171	179	178
	合格者数	199	171	171	179	172
	入学者数(A)	195	169	165	173	170
	入学定員(B)	300	300	300	300	220
	入学定員充足率 (A/B)	65.0%	56.3%	55.0%	57.7%	77.3%
	在籍学生数(C)	388	362	325	334	336
	収容定員(D)	600	600	600	600	520
	収容定員充足率 (C/D)	64.7%	60.3%	54.2%	55.7%	64.6%
※小数点以下は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載						

過去5年の入学定員充足の状況は、入学定員に達してはいないものの、昨年度から入学定員充足率はプラスに転じている。今後も継続して教育環境を維持するためには、安定した入学定員の充足が必要であるため、令和6（2024）年度より入学定員を300人から220人へ削減し、適正な定員数に変更した。このように、高校生のニーズに合致した積極的な学生募集、広報活動の展開と併せて適正な定員管理に努めている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、入学定員の確保は、質の高い保育者の養成・輩出を目的とする社会的使命と並ぶ、重要命題のひとつである。入学定員の確保については、学内の協力体制と情報共有による一体的な学生募集・広報活動の推進を図るため、福岡こども短期大学教授会並びに運営委員会のもとに入試広報委員会を設置し、広報戦略について年間計画を策定している。主要な募集広報手段であるオープンキャンパスについては、その都度、参加者に対するアンケート調査を行い、その調査結果から、高校生や保護者等のニーズに合った内容・要領に充実改善を図り効果的にオープンキャンパスを実施していく。また、高校訪問は、高校の進路指導上のニーズを踏まえた、適時の実施に努め、高等学校教諭及び生徒の時期的なニーズに応じて、きめ細やかな対応を継続的にを行い、進路指導担当者との信頼関係を構築するとともに、高校側の本学の教育に対する理解を深め、オープンキャンパス参加者や受験者の拡大を図る。

さらに、スマートフォンを使い慣れたZ世代・スマホ世代の特性を踏まえ、大学のホームページやSNS、企業の運営する進学サイト等の電子媒体を活用し、動画を中心とした、リアルタイムの情報発信をし、本校の認知度の向上を図り、学校案内等の資料請求やオープンキャンパスへの参加を促進していく。

なお、アドミッション・ポリシーの周知は、重要な課題であることから、オープンキャンパスや高校訪問、ホームページやSNS等、全ての募集広報手段を通してアドミッション・ポリシーを周知することを念頭に置き、「はじまりはこどもから」というわかりやすいキャッチコピーをもって、「保育・教育の専門家を目指す中で、自分自身の個性を伸ばそうとする意志を持っている人」、「こどもの個性を大切にしようとする姿勢を持っている人」、「他者を思いやり、協力しようとする姿勢を持っている人」の獲得に努める。同時に、入学後も様々な教育の場において、継続的にその周知を図っていくとともに、入学者を対象としたアンケートの実施による検証を継続し、入試の実施要領も含め、継続的に改善を図っていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-1】福岡こども短期大学 Campus Guide 2024 【資料 F-2】と同じ

【資料 2-1-2】福岡こども短期大学 2024 年度（令和 6 年度） こども教育学科 学生募集要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-3】福岡こども短期大学 ホームページ＞本学の特徴
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/>

【資料 2-1-4】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-1-5】福岡こども短期大学 入学者選考規程

【資料 2-1-6】福岡こども短期大学 令和 5（2023）年度 試験区分別面接表（ループリック）

【資料 2-1-7】学校推薦型選抜 AP 対応表

【資料 2-1-8】一般選抜 AP 対応表

【資料 2-1-9】総合型選抜 AP 対応表

【資料 2-1-10】 福岡こども短期大学 2024 年度 保育ノート

【資料 2-1-11】 保育ノート設問及びループリック

【資料 2-1-12】 令和 5（2023）年度 「【入学時】学生アンケート」 集計・分析結果

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の運営は、教授会のもとに運営委員会並びに専門委員会組織を置き、この専門委員会を中心に実施されている【図 2-2-1】。

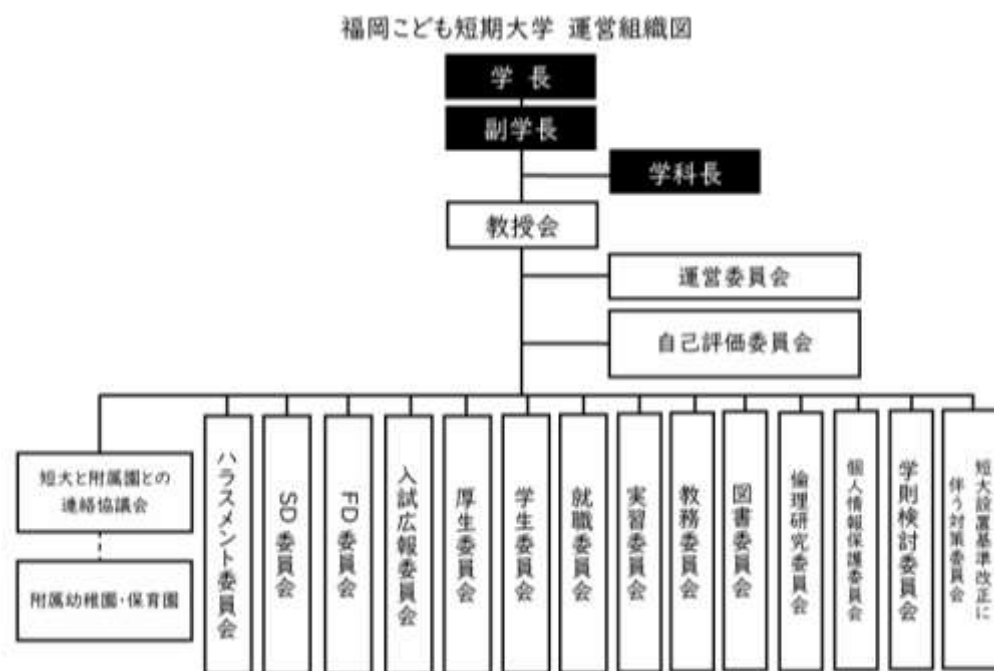


図 2-2-1 福岡こども短期大学 運営組織図

また、各委員会のメンバーは、教員と職員の双方によって構成されているため、学修支援を実施するための具体的な方針や計画についても、それぞれの目的に合わせた委員会において作成し、教員と職員が協働して実施する体制をとっている【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【図 2-2-2】。

中でも、各委員会の長で組織される「運営委員会」においては、教授会の諮問機関とし

て設置されており、各委員会で検討された学修支援の方針や計画を最終的に審議・決定する委員会として機能している【資料 2-2-3】。また週に一度、「教職員連絡会」を開催し、全教員と全職員が一同に会し、各委員会内における決定事項や所轄業務について説明を加えて周知を図り、教員と職員が協働して学生一人ひとりを支えることのできる組織的な体制を整備している【資料 2-2-4】。

一方、本学では「ふるさとアドバイザー」を設け、該当地域の学生の学修をはじめ学校生活全般にわたる相談等に個別に対応できる体制を整えている。「ふるさとアドバイザー」は、該当地域との関係を持ちながら、入学前のオープンキャンパスから卒業後の就職先までを一貫して指導・支援しており、より学生と密にコミュニケーションを図ることができる本学独自の制度である。

「ふるさとアドバイザー」は福岡を中心に九州・沖縄・山口以東まで、それぞれのエリアに配置しているが、担当エリアの高校には教員が自ら足を運び、本学の特長や保育の魅力を説明したり、時には進路授業の講師を務めたりして入学定員を充足させるよう努め、特に、学生が在籍していた高校とは訪問を重ねながら本学との信頼関係を構築している。

入学後には、免許状・資格取得に関わる各種実習や就職において、担当エリアの保育所・幼稚園・こども園並びに社会福祉施設、小・中学校等、地域の教育・福祉関係機関と連携を図り、実習先や就職先を訪問したりして学生の学びを保障しながら、本人が望む進路選択ができるよう支援している。

本学は、「こども教育学科」のみの単科大学であることから、平素から学生と教職員の距離の近さが特徴であり、日常的に学生からの質問や困った時の支援等、「ふるさとアドバイザー」が窓口となって学生に寄り添った支援を行っている。学生は何らかの支援が必要と感じた場合は、まず「ふるさとアドバイザー」に相談することになっており、「ふるさとアドバイザー」は、関係する教職員や委員会及び課と連携してその内容について共通理解を図り、双方で支援する体制をとっている【資料 2-2-5】。また、入学前のオープンキャンパスでは、進学相談時に保護者も同席することが多く、入学後には、保護者とも必要に応じて連携を図り、毎年 8 月には三者懇談を開催して、学生の学修状況を的確かつ多角的に捉えるよう努めている。

その他、支援内容によっては、保健室をはじめ、教務課、教育実習課、学生課、厚生課、就職課（キャリアサポート）、庶務課、図書館などの窓口において学生から直接、相談や質問等を受ける場合もあり、教員と職員が協働して多様な学修支援ができるように支援体制を整備している【資料 2-2-6】。

福岡こども短期大学 学修支援体制

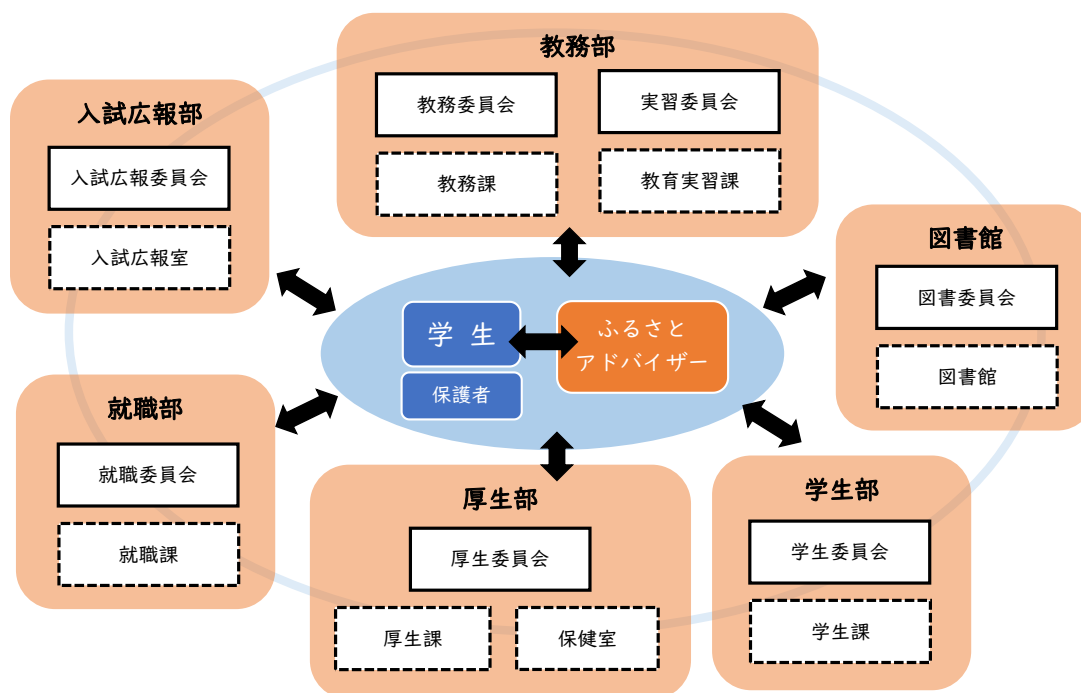


図 2-2-2 福岡こども短期大学 学修支援体制図

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学には教員の教育活動を支援するための TA (Teaching Assistant) を配置していないが、教員同士で連携をとり、資質向上を図りながら、お互いに教育活動を支援している。

また、各課窓口においては、教員と職員が協働して学修支援ができるように努めており、特に、入学時及び進学時においては、多様な支援や配慮を行っている。

教務課においては、教務部長が統括し、教務課の職員が学生の質問に対応しており、「Campus Plan Web Service」や Microsoft 365 Teams の使い方についてサポートを行ったり、授業開始時に教室準備や必要に応じて座席表の掲示などを行ったりして、学生と教員がスムーズに授業が開始できるよう努めている。授業終了時の「授業評価アンケート」を Microsoft 365 Forms で行う場合、教務課職員は、所定の時期に合わせて学生へリンクを送付し、その結果を集計した後、担当教員へ授業改善案の記入を依頼している。教員は、そのアンケート結果を基に、担当科目の授業改善策を検討し、教務課へ提出する。その後、教務課職員が分野ごとに整理した授業評価結果や改善案をもとに、教務委員会において学修状況を把握し、今後の方針を策定している。

学生課においては、学生部長が統括し、学生課職員が通学に関する支援（定期券発行や自動車通学）や在学証明書等の発行、ロッカーの貸出など、個人の要望に合わせて対応している。

厚生課においては、厚生部長が統括し、厚生課職員が日本学生支援機構や県別の保育士修学資金等の各種奨学金の手続きの他、学生寮についても支援をしており、特に、寮生に対しては、よりよい寮生活が送れるように、相談窓口としても機能している。

このように、本学には TA を配置していないが、教員と職員が協働して多様な学修支援ができるように努めている。

1) 障がいのある学生への支援

障がいのある学生の支援は、「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」(独立行政法人 日本学生支援機構 平成 30 年 3 月)に示されている事項を基に、本学における「障がいのある学生の学修支援に関するガイドライン」(平成 31 年 4 月施行)を定め、障がいのある学生への支援を行っている【資料 2-2-7】。

学修支援窓口は、「保健室」とし、担当者は、入学手続き時及び進級時の「健康調査」実施及び「学修支援申込書」の周知、入学手続き時及び進級時に全学生を対象として「健康調査」を実施して希望者の把握に努めている。あわせて、入学時及び進級時のオリエンテーション時には、学修支援についても説明の上、「学修支援申込書」について周知し、学修支援を希望する学生に対して提出を求めている【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】。

学修支援における配慮内容の決定については、担当者が学生本人の事情及び希望・意向を確認したうえで、学科長の主宰する「学修支援会議」において、該当の関係教職員が必要と認めた場合に合理的配慮についての所見を「合理的配慮確認書」にまとめ、当該学生と合意形成を経て決定することになっている。また、学生部長は、「合理的配慮確認書」に記載された内容を運営委員会に報告し、合理的配慮確認書に該当する各部長から所轄する当該学生と関係のある教職員に周知の上、実施するようにしている【資料 2-2-10】。さらに、本学における情報公開としてガイドラインに基づいたリーフレットをホームページ上に公開することとしている【資料 2-2-11】。

なお、令和 5 (2023) 年度において、合理的配慮を必要としたケースは、聴覚障害、発達障害、精神障害であった。

2) 入学時及び進級時のオリエンテーション

本学では、学生が学修を円滑に進めるために、教員と職員が連携して入学時及び進級時にオリエンテーションを実施している。

保育者養成校として、本学のカリキュラム・ポリシーに従って、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の他、養護教諭二種免許状並びに小学校教諭二種免許状取得に必要な単位数を示した教育課程を説明している。また、履修指導においては、選択科目についても補足し、学生へ履修に関する必要事項について周知徹底するとともに、学生自身が学校生活や学修内容の見通しをもって取り組むことができるように努めている。あわせて、学内に Microsoft 365 を導入し、様々なアプリケーションを日常的な伝達ツールやオンライン授業時に活用している。

新入生オリエンテーションにおいては、入学式前に 4 日間の日程で実施している。オリエンテーションの内容は、教務課関連として履修、授業、試験、単位、成績、卒業要件、免許状及び資格取得等について説明を行っている。その際、全学生へメールアドレスを付与して Microsoft 365 Outlook を利用した連絡ができるように、さらに、Microsoft 365 Teams による教職員とのチャット等の使用ができるようにしている。感染症罹患時や自然災害時の欠席の対応についても説明を加え、非常時には Microsoft 365 Teams による

オンライン授業への参加方法について説明を行っている。その他、生活困窮学生から教務課に教科書等の購入に関して相談があった場合は、教科書等の購入ができる状態になるまで、教務課や図書館に保有している教科書の貸出を行い、授業を開始することができるように支援している【資料 2-2-12】。学生課関連としては、学校施設紹介をはじめ、「フレンドシップセミナー」、「幼児教育研究会」等について説明を行っている。短大生活を始める新生が仲間づくりをするきっかけになるように、宿泊を伴う「フレンドシップセミナー」を実施し、教員と職員で支援をしている【資料 2-2-13】。また、オリエンテーションにおいて、それぞれの学生が何でも相談できる、「ふるさとアドバイザー」を紹介し、出来るだけ早く支援に繋げていけるようにしている。厚生課関連として奨学金及び保育士修学資金等に関すること、図書館関連として図書館利用について説明を行っている【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】。

2 年生オリエンテーションにおいては、2 年開講前に同様のオリエンテーションを実施し、教務課関連の履修指導においては選択科目の説明を行い、履修科目の履修状況の自己管理を行い、資格取得に向けた学修の見通しを持ってスタートできるように支援している。1 年次の取得単位数が極端に少なく、残りの 1 年間では免許状や資格を取得することが困難と思われる学生については、「ふるさとアドバイザー」から保護者にも連絡を入れ、必要に応じて三者懇談を行い、履修登録を進めている【資料 2-2-16】。また、学生課関連として「幼児教育研究会」活動に関する「リーダーズ研修会」を開催し、今後の本学学生による公開講座等について話し合う場を設けている【資料 2-2-17】。より適切な学生生活を送ることや就職に向けての取り組み等について各担当部長から説明を行い、「ふるさとアドバイザー」からの支援に繋げている。

3) 実習に関する学修支援

本学では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格並びに養護教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状の取得を目指す学生が多く、それぞれの免許状及び資格を取得するためには、教育実習や保育実習が必須である。実習委員会では、学生一人ひとりの実習がスムーズに行えるように支援を行っている。教育実習や保育実習、実習事前・事後指導を担当する教員は、この実習委員会のメンバーであり、教育実習課及び教務課職員や「ふるさとアドバイザー」とも連携を取りながら、学生の支援にあたっている。また、それぞれの実習期間中には、「ふるさとアドバイザー」が、実習先を訪問し、実習先の指導者と面談を行い、そこで得られた情報を活用して教育内容の充実や実習の改善に役立てている。本学学生の約半数が福岡県以外の出身者を占めているが、可能な限り、ほぼ全ての実習先を巡回するように努め、学生にも直接、実習の助言や励まし等を行っている【資料 2-2-18】。

養護教諭及び小学校教諭の教員採用試験対策として、教職科目等を担当している教員が、希望者を対象に対策を行っている。学生は、過去の採用試験の内容を把握し、自分自身の弱点を克服するために努力している。

4) 履修科目についての相談（オフィスアワー）

学生自身が履修している科目に関する質問や相談については、シラバスに記載されているオフィスアワーの時間を利用して担当教員と直接行うことができる。また、オフィスア

ワーに限らず、担当教員が在席している時は随時相談をすることができるようになっている他、Microsoft 365 Teams のチャットや Microsoft 365 Outlook メールでも相談に応じている。非常勤教員に対しては、時間外であれば教務課職員から連絡を取って回答することもできるが、直接連絡を取りたい場合は、Microsoft 365 Teams のチャットや Microsoft 365 Outlook メールなどで対応している【資料 2-2-19】。

5) 入学前教育

本学の入学が決定した合格者に対し、入学前教育として、全学生に保育者に必要なピアノの練習ができるように、演奏動画付きの楽譜を送付している【資料 2-2-20】。

また、養護教諭二種免許状の取得を目指す学生に対しては、人体の臓器や機能について予習しておくことにより入学後の専門的知識の理解を促進することを目的として、事前に「看護学基礎知識」のプリントを送付している【資料 2-2-21】。

6) 中途退学・休学者及び留年者への対応

本学では、「ふるさとアドバイザー」をはじめ、学生委員会及び学生課が主体となつて、学生の抱える様々な悩みや問題の早期発見に努めるとともに、日常的かつ組織的な学修支援により学生の中途退学・休学及び留年の未然防止を図っている。

また、本学は保育者養成校として、ほぼ全員が各種教員免許状及び保育士資格等の取得を目指しており、学生の希望する進路に進めるよう支援しているが、進路変更を考える学生は、退学につながる可能性があるため、学生の出席状況や学修状況に注意を払う必要がある。基本的には「ふるさとアドバイザー」が学生の異変を早期に発見することが多いが、各授業担当者が Microsoft 365 Forms を通じて日々、「担当科目の中で欠席回数が多い学生」及び「学生とかわる中で気になる学生」を学生委員会及び学生課へ報告していることも早期発見の有効な方策として功を奏している。これにより、学校が支援を必要とする学生を早期かつ組織的に把握し、「ふるさとアドバイザー」をはじめとする関係教職員に連絡し、詳しい状況を確認・分析するとともに、定期的に実施している「教職員連絡会」において必要事項を情報共有し、広く協力と理解を求め、同様の事案の未然防止にも役立てている。

同時に、学生委員会等において把握した支援が必要と思われる学生についても、「ふるさとアドバイザー」が中心となり、必要に応じてカウンセラーや学生部長、その他の関係教職員並びに保護者を交え、複数回にわたり学業継続のための面談を重ね、退学防止につなげている。この際、保護者が来校困難な場合は、オンラインでの面談も行っている。特に、退学の意向の強い学生に対しては、必ず保護者を交え、休学制度についても説明を行ったうえで慎重に判断するように支援している。

このように、本学独自の「ふるさとアドバイザー」を中心に、学生及び保護者と学内の関係組織との連携により、学生一人ひとりの意思を尊重しながら方向性を見失うことなく支援していくことにより、中途退学・休学・留年者を最小限にとどめるとともに、学生の将来を最優先した学生支援を行うための基本的な仕組みを構築している。

さらに、学校での学生及び教職員との人間関係は、学生の修学意欲に大きく影響するため、本学では、例年、入学時に学生間の親睦を図ることを目的として、新入生を対象とし

た「フレンドシップセミナー」を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度は日帰りで行ったが、令和5（2023）年度は、再び1泊2日の宿泊行事として行った。具体的には、全新生と2年次運営委員学生及び教職員が、福岡県内にある「夜須高原青少年自然の家」へ行き、レクリエーション活動や飯盒炊飯・宿泊活動等を体験した。この活動経験は、クラス内外の同級生や先輩、教職員との人間関係構築のための“きっかけづくり”を狙いに様々な共同作業等を行うもので、円滑な学校生活へ移行させるとともに退学防止の一助としている【資料 2-2-22】。

一方、中途退学者数（率）の現状としては、令和3（2021）年度が14人（全体の3.9%）、令和4（2022）年度が6人（全体の1.8%）、令和5（2023）年度が12人（全体の3.6%）と推移している【資料 2-2-23】。本学では、退学問題を分析検討するため、必要により学生委員会の中に「退学防止委員会」ワーキング・グループを立ち上げ、詳細な分析と対策について議論した。

学生委員会において退学希望者の人数及び理由を前期終了前に比較分析したところ、令和4（2022）年度と比較し令和5（2023）年度は退学者が増える傾向がみられたため、令和6（2024）年2月に退学防止委員会ワーキング・グループを開催し、原因と対策を検討した。会議においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴って行われていたオンライン授業により、通学が習慣化していないことも一因ではないか、という意見も出された。また、1年生の退学者が多いことから、学生生活について、イメージできていないことも要因として考えられた。

この会議を受け、令和6（2024）年度においても、前期開始の早い段階から欠席が目立つ学生の洗い出しを行い、その結果を関係する教職員間で共有することとした。

令和5（2023）年3月末の退学者の分析では、退学の理由として「①進路変更」、「②一身上の都合」が多く見られた【資料 2-2-24】。退学理由の「進路変更」については、これまでも度々議論がなされており、令和4（2022）年度には、教務・実習委員会及び教育実習課と合同で協議し、観察実習をこれまでの方法と大きく変更して、学生が保育者としての生き甲斐や楽しさについて早期に気付いてもらえるよう検討して実施した。まずは、実施時期を9月から5月と、入学して間もなくの時期に移動し、学修の早い段階で、こどもたちとのふれあいや保育者の仕事の体験通じて幼児教育の意義や意味を理解認識できるよう努めた。次に、名称を従来の「観察実習」ではなく、学生が意欲的に取り組めるよう「発見しよう！こどもってこんなにおもしろい」に変更した。さらに、本学の連携教育施設である附属園で実施することにし、綿密なサポート体制のもと本学及び附属園の魅力を充分に感じてもらえるよう設定した。

しかし、今回、中途退学者が増えた結果を受け、令和6（2024）年度は、より内容の充実を図り、観察実習が退学防止につながるカリキュラムとして実施計画を再検討した。

また、学生生活の変化に対応することが難しい学生が見受けられたことから、令和6（2024）年度については、年度初め及び後期開始時に時間を設け、全学生を対象とした「学生生活を考えるための講話」を行うよう計画した。この講話には、日常生活や実習期間中の生活のあり方や、アルバイト、学生が巻き込まれやすい犯罪、性教育など、学生生活全般に関係すると思われる内容を含めることを予定している。また、修学支援についても、この機会に再度周知し、支援が必要な学生へのより強固なサポートを実施できる体制

の強化を図ることとした。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、各専門委員会を主体に教員と職員が協働して様々な学修支援を実施する組織的な体制を整えるとともに、各委員会間においても、相互に教員及び職員が連携して学修支援を行うようにしている。今後もこの組織的な体制を維持し、本学独自の「ふるさとアドバイザー」によって、学生の入学前から卒業までの学生生活及び修学（授業、実習）並びに就職等、個に応じた継続的な支援を行っていく。その際、「ふるさとアドバイザー」の負担が過大とならないよう留意しつつ、学内の関係組織及び教職員との連携を図りながら、支援の必要な学生の早期発見・早期対応、総合的かつ継続的な学習支援ができるよう支援体制の整備改善に努めていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-2-1】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 各委員会委嘱者名簿
- 【資料 2-2-2】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 学修支援計画
- 【資料 2-2-3】 福岡こども短期大学 運営委員会規程 【資料 1-2-3】と同じ
- 【資料 2-2-4】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 教職員連絡会実施記録（3 月 22 日）（抜粋）
- 【資料 2-2-5】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 学生支援の意義と「ふるさとアドバイザー」の役割
- 【資料 2-2-6】 福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧（各課窓口取扱事務）
【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-2-7】 福岡こども短期大学 障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン
- 【資料 2-2-8】 健康調査
- 【資料 2-2-9】 修学支援申込書
- 【資料 2-2-10】 合理的配慮依頼書・合理的配慮確認書
- 【資料 2-2-11】 福岡こども短期大学 ホームページ＞本学の特色＞情報公開
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai/>
- 【資料 2-2-12】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 新入生オリエンテーション計画
- 【資料 2-2-13】 令和 5（2023）年度 フレンドシップセミナー
- 【資料 2-2-14】 奨学金等の説明会について
- 【資料 2-2-15】 図書館利用案内
- 【資料 2-2-16】 令和 5（2023）年度 2 年生オリエンテーション計画
- 【資料 2-2-17】 2023 年度 リーダーズ研修のしおり
- 【資料 2-2-18】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 実習委員会議事録（抜粋）
- 【資料 2-2-19】 令和 5（2023）年度 シラバス 【資料 F-12 と同じ】
- 【資料 2-2-20】 子どもの音楽遊びⅡ ピアノ弾き歌い 楽譜
- 【資料 2-2-21】 入学前課題「看護学基礎知識プリント」

【資料 2-2-22】令和 5（2023）年度 フレンドシップセミナー アンケート 集計・分析結果

【資料 2-2-23】令和 3（2021）～令和 5（2023）年度 中途退学者率一覧

【資料 2-2-24】令和 3（2021）～令和 5（2023）年度 中途退学者理由一覧

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己点検）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の社会的・職業的自立に関する支援については、就職委員会や就職課（キャリアサポート）が中心に行っている。さらに、「ふるさとアドバイザー」も学生への就職情報の提供及び進路相談のサポートを行っている。

本学では、卒業と同時に、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格、並びに養護教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状を取得できるようカリキュラムを編成しており、令和 5（2023）年度の就職希望者 147 人のうち、保育士・幼稚園教諭の免許・資格を活かして、幼稚園、認定こども園、保育所、施設等に 128 人（87.1%）が就職した。これに、養護教諭及び小学校教諭の免許を活かして就職した学生（7 人）を含めると 91.8%の就職率となった【資料 2-3-1】。

また、本学での就職支援は、就職課（キャリアサポート）に相談窓口を常設し、就職に関する情報提供や手続き等を支援している。学生が本学ホームページ内の在学生掲示板より求人票を閲覧できるようにしており、図書館には就職試験対策コーナーを設置し、教員採用試験対策の書籍を自由に利用できるようにして就職支援にあたっている。

1) 教育課程内支援

例年、就職委員会及び就職課（キャリアサポート）を中心として関係の教職員が協働して「就職のしおり」を作成し、また、就職準備から内定後までの全 7 回の就職ガイダンスを 2 年間の中で系統的に計画・実施して支援を行っている。ガイダンスの内容は、「就職活動及び就職に際しての心構え」に始まり、「外部講師による履歴書作成講座」、「就職試験の手続き」・「進路希望調査」・「外部講師による面接対策講座」・「内定後の手続き」・「就職内定者心得」等、学生が就職に向け、段階的に準備を進められるよう促している【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】。

これと同時に、「ふるさとアドバイザー」が、担当地区の学生に対して個別の就職支援を行っている。具体的な就職支援内容としては、担当学生の就職相談から、就職試験対策、内定後の研修相談、就職後の訪問に至るまで、「ふるさとアドバイザー」が個別に相談に応じている。

また、養護教諭及び小学校教諭志望学生を対象に、「教員採用試験対策講座」として各

教育課程の担当教員が1年次後期より個別に指導、支援している【資料2-3-4】【資料2-3-5】。

進学支援については、毎年、数名ではあるが専門性を深めるために四年制大学への編入学や専攻科・専門学校への進学を希望する学生がいる。令和5（2023）年度の卒業生から2人が進学している。学生への情報提供は「ふるさとアドバイザー」や各専門分野の教員が進学相談に応じている。

さらに、令和5（2023）年度は小学校教諭教職課程の完成年度であったが、「令和6年度 福岡県公立学校教員採用候補者選考試験」における大学等推薦特別選考により1人の学生が合格している。

2）教育課程外支援

教育課程外の支援としては、例年8月には三者懇談（オンライン・対面）を開催して、保護者及び学生と「ふるさとアドバイザー」の三者で学校生活や就職に向けた意思疎通を図り、就職が円滑に進むよう配慮している【資料2-3-6】。

また、就職課（キャリアサポート）より、福岡県・市をはじめとする九州各地の就職フェアや各市町村就職合同説明会などの開催について、就職情報を本学ホームページや学内の就職課の掲示板に掲示し提供するなどの支援を行っている。具体的に、就職委員会の教職員は、学生と情報をMicrosoft365 Teamsにて共有し参加を促すとともに、就職フェアなどの引率を行い、参加学生に対してアドバイスをを行う等、「ふるさとアドバイザー」と協働し就職支援を行っている。さらに、就職が決定した学生の就職先を就職課（キャリアサポート）の掲示板で地区、種別ごと掲示している。

さらに、本学では、インターンシップに匹敵する取り組みとして、学生が就職を希望する幼稚園・保育所等へ自主実習やボランティア活動、アルバイト等に参加するための支援を行っている。長期休暇を利用した保育所・社会福祉施設等への自主実習は、現場で積極的にこどもと関わることでできる主体的なキャリア教育と捉え、本学はこのような活動への参加を促し、支援を行っている。

3）就職活動調査

令和6（2024）年3月に卒業する2年生（22年次生）を対象として、「就職活動調査」を行った。この調査結果については、今後のキャリア支援改善に役立てるとともに、在学生へも進路活動の参考資料として掲示している。進路に関する相談は、教員が地区別に学生を担当し、入学から学生生活、実習、就職活動、進学活動までをサポートする「ふるさとアドバイザー」が主に担当している。進路に関して、「ふるさとアドバイザー」への相談が多いことが確認できた。

また、「求人票掲示一覧」及び「就職のしおり」は、次のとおりの結果となっている。

「求人票掲示一覧」については、本学ホームページ在学生掲示板を利用することで、学生自身は求人票掲示一覧を見る機会をもちやすくなっていることが確認できる。

「就職のしおり」については、学生にとって進路に関する手引きになっていることが明らかになった【資料2-3-7】。

さらに、卒業時に実施している「【卒業時】学生アンケート」から就職に関する項目

「入学時に考えていた卒業後の進路」と「実際の進路はどれにあてはまりますか」の結果ではアンケートに回答した学生の 92.2%が免許・資格を活かした就職先（保育士、幼稚園教諭、福祉施設職員等）に決定している【資料 2-3-8】。

以上、学生の進路決定満足度の高い結果として、「ふるさとアドバイザー」が本学のキャリア支援の中心的役割であることが確かめられた。

4) 就職アンケート（卒業生・就職先）

令和 5（2023）年 3 月の卒業生（21 年次生）を対象として「就職アンケート（卒業生）」を実施した。今回のアンケート調査を通して、卒業生自身は“学生生活で学んだ保育・養護技術が現場で活かされている”、“言葉遣いや服装など基本的なマナーを意識して勤務している”と回答しており、本学で学んだ教育内容を現場でも発揮できていると肯定的に評価していることがわかった【資料 2-3-9】。

また、「就職アンケート（卒業生）」と並行して、本学卒業生（21 年次生）に対する評価を調査するため、本学卒業生の就職先（幼稚園・保育所・社会福祉施設）を対象に「就職アンケート（就職先）」を実施している。これは、入職後、約 1 年を経過した卒業生の様子について、アンケート結果を通じて検証することを目的として実施しているものである。その結果、卒業生が概ね良好と自己評価している一方で、就職先からは、求められるスキルとして保育・養護技術は不十分であるという評価であることがわかった。その他、着任して 1 年未満であることから、“発揮できる場面がない、経験を積んでいただきたい”との意見もみられた【資料 2-3-10】。

今後の取り組みとしては、卒業後のキャリアアップの支援も視野に入れた「公開保育セミナー」の開催や、就職先との意見交換や連携をより一層図っていき、学内での授業や支援において学生の技術習得の向上に繋げる必要がある。この調査結果については、教職員で情報を共有し、本学の教養・専門教育など、教育改善にフィードバックしている。

5) リカレント教育（就職後のキャリアアップ支援）

本学では毎年夏季（8 月）に、本学卒業生や附属園の教職員を対象として「公開保育セミナー」を開催している。これは、保育者のスキルアップを図ることを目的とした専門知識と技術を改めて学ぶ機会であり、リカレント教育の一端を担っている。このセミナーは公開講座としての役割も兼ねており、本学ホームページやダイレクトメールを通して保育所・幼稚園・こども園への参加を呼びかけ、卒業生も含めて 100 人の現役保育・幼児教育者が来場した。

令和 5（2023）年度は、外部講師である佐藤弘道氏を招聘し、「運動あそびから運動会へ ～段階指導について～」を開催したところ、多くの本学卒業生の参加があった。また、本学の教員が主催する分科会では、「こども理解と保護者との連携」、「こどもを『みる』視点のふりかえり」、「架け橋期のカリキュラムについて考える」、「こどもが主人公になれるおもちゃづくり」の 4 テーマを公開し、参加者がそれぞれ希望する講座を受講した。セミナー終了後には、受講者の感想等を把握するため、アンケートを実施したところ、5 点中 4.91 点と高い満足度を得ることができた。さらに、受講生からは「こどもの運動遊びの大切さを再確認できた」、「明日からの保育ですぐに取り組んでみようとおもっ

た」等の意見が寄せられ、現職保育者に有益な時間であったことが確認できた。あわせて、セミナー開催時期や要望についても尋ね、参加者の意見や意向を次年度開催の参考資料としている【資料 2-3-11】。

(3) 2-3 の改善・向上方策

今後も学生の社会的、職業的自立に向け、前述の取り組みを通して学生一人ひとりの希望や状況に応じた、個別又は組織的な支援の向上を図る。具体的には、学生との個別面談の実施や就職園・実習園との意見交換の機会を充実させたり、就職支援の見直しと検討を行ったりして、就職に対する学生の満足度を高められる取り組みを実施していく。

また、本学において実施されている、福岡県・市等の様々な就職説明会について、学生の就職活動が円滑に進むように就職課（キャリアサポート）が日程の調整を行い、体制を整え集約していく。

今後の取り組みとして、卒業後のキャリアアップを視野に入れて「公開保育セミナー」の充実を図り、各種就職アンケートの結果を自己評価委員会や教務委員会にフィードバックして、学生の保育技術習得の向上に努め、本学の保育者養成の質を高めることに繋げる。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】令和 5（2023）年度 就職先区分

【資料 2-3-2】2023 年度（令和 5 年度）就職委員会 議事録

【資料 2-3-3】福岡こども短期大学 就職のしおり（23 年次生用）

【資料 2-3-4】令和 5（2023）年度 養護教諭採用試験対策講座

【資料 2-3-5】令和 5（2023）年度 小学校教員採用試験対策勉強会の実施

【資料 2-3-6】令和 5（2023）年度 三者懇談資料

【資料 2-3-7】令和 5（2023）年度 「就職活動調査」（22 年次生）集計・分析結果

【資料 2-3-8】令和 5（2023）年度 【卒業時】学生アンケート（22 年次生） 集計・分析結果

【資料 2-3-9】令和 5（2023）年度 就職アンケート（卒業生：21 年次生） 集計・分析結果

【資料 2-3-10】令和 5（2023）年度 就職アンケート（就職先：21 年次生） 集計・分析結果

【資料 2-3-11】令和 5（2023）年度 「公開保育セミナー」アンケート 集計・分析結果

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生の学生生活の安定化に資するための支援組織として、学生委員会及び学生課、保健室、厚生委員会及び厚生課を整備している。この組織が主体となって様々な学生サービス・厚生補導を行っているが、個別対応としては、「ふるさとアドバイザー」が窓口となって学生の修学及び生活全般にわたりサポートしている。

1) 学生委員会及び学生課

学生委員会は、学生生活、課外活動、学校行事、学生の支援・指導、福利厚生等に関する事項を掌握し、学生サービスの向上に努めている。

令和 5（2023）年度は、太宰府市共催の「七夕まつり」や「こどもフェスティバル」等の公開講座及び、課外活動への送迎や昼食配布等の学生支援を行った。

また、例年 10 月に在学学生を対象に「【在学時】学生アンケート」を実施し、本学における学生生活状況や、ニーズの把握に努めている。

2) 「ふるさとアドバイザー」

本学には、学生が安心して学修に取り組み、学生生活を過ごすことができるよう、「ふるさとアドバイザー」を配置している。「ふるさとアドバイザー」は、本学独自の取り組みのひとつであり、地域との関係を持ちながら、入学前のオープンキャンパス参加者の出身県や出身地区ごとに担当教員を配置し、授業担当教員等と連携を図りながら、学生の入学から卒業までを支援している。また、それぞれの「ふるさとアドバイザー」は学生とコミュニケーションを取りつつ、日常生活の不安等を解消できるように適切な生活相談の体制を整えるとともに、助言等をしている【資料 2-4-1】。

3) 健康相談・心的支援

学生の心身に関する健康相談・心的支援については、主として保健室が支援している。保健室には、月曜日～金曜日の 9:00～17:00 の間、看護師資格を持った担当者が常駐している。

例年 4 月には全学生を対象に定期健康診断を実施している。あわせて、入学時に行った健康調査をもとに、障がい等による特別な配慮を要する学生の把握に努めている。「修学支援のご案内」というリーフレットを入学時に配布し、配慮を要する学生については、学生本人と家族の意向等を踏まえ、「ふるさとアドバイザー」及び各教科担当教員と連携しながら対応している【資料 2-4-2】。

また、保健室では必要に応じて救急処置や病院受診勧告等の保健管理を行っている。メンタルケアが必要な学生についての対応もあわせて行っており、ケースに応じて、公認心理師・臨床心理士資格を持った教員のカウンセリングにつなげている。なお、保健室の利用者数については、学生課及び学生委員会に定期的に報告がなされており、令和 5

(2023) 年度の学生の利用は通年で延べ 459 人であった【資料 2-4-3】。

さらに、ハラスメント対応については、「ハラスメントのないキャンパスライフ」とい

うリーフレットを作成し、学生に配布している。リーフレットの中において、苦情相談窓口および相談員を明確にし、ハラスメント防止のための体制を整えている【資料 2-4-4】。

4) 学生課における学生の課外活動の支援

本学では、「幼児教育研究会」の活動の一環として、本学附属園及び外部の幼稚園・保育所等からの依頼により、要請のあった「幼児教育研究会」に所属する学生を派遣している。令和 5（2023）年度は、様々な支援・行事に参加しているが、その際、本学からのバスによる送迎や、学生の交通費を負担するといった学生支援を行っている。令和 5

（2023）年度は、26 件の外部施設からの「幼児教育研究会」派遣依頼があり、延べ 129 人の学生が参加している。参加した学生に対しては、開催施設までの交通費支援を行っている【資料 2-4-5】。

また、令和 5（2023）年度の公開講座「七夕まつり」においては、全学生を対象に昼食提供の支援を行った。さらに、学生からの提案により実現した「能登半島地震被災者救援募金」における参加学生に対する送迎等の輸送支援及び、昼食提供の支援を実施した。

5) 学生への経済的支援

本学独自の奨学金制度として、入学試験時に学校推薦型選抜（指定校）で受験し合格した学生全員について、入学金免除制度を取り入れている【資料 2-4-6】【表 2-7】。

また本学は、高等教育の修学支援新制度の対象校と認定されており、本学では、同制度を含めた次の公的機関等の奨学金制度を、勉学に意欲を持つ学生への経済的支援として取り扱っている。それらの経済的支援について、厚生課では「福岡こども短期大学 奨学金等に関する規程」に基づき、各制度の要項を踏まえ、的確に申請や更新等の手続きができるように執り行い、学生をサポートしている【資料 2-4-7】。

① 公的機関等の奨学金制度

a 日本学生支援機構奨学金

令和 5（2023）年度、日本学生支援機構の給付・貸与奨学金を受けている本学の学生数は、表 2-4-1 に示すように、23 年次生（1 年生）と 22 年次生（2 年生）合わせて 186 人であり、全学生の 55.7%である。またその内、87 人が給付奨学生であり、全学生の 26.0 %となっている。

制度の周知にあたっては、入学前に全学生に向けて、紙面で案内をしたうえで、入学後のオリエンテーションでも再度情報提供を行っている。

その後、希望者及び奨学生に対して、随時説明会（予約採用・在学採用・継続・返還に関する）を実施し、各説明会の趣旨、申請手順、必要書類等について明確な説明を行っている。申請時は、厚生課窓口及び Microsoft365 Teams にて個別に対応し、必要書類等の不備があった場合は改善点を指摘しサポートをしている。

また、特に給付奨学生に対しては、本学教務課と連携し、出席率や取得単位数など受給条件を下回る可能性がある学生を早期発見し、学修意欲の確認と改善を促し、経済的援助の機会が失われないよう指導している【資料 2-4-8】。

そのほか、学納金・学生寮費等の滞納者や何らかの理由で学費等の支出が困難になった

学生に対しては、当制度の追加申請や家計急変時に利用可能な奨学金制度の案内を行い、希望者には迅速な支援が受けることができるようサポートをしている。

表 2-4-1 令和 5（2023）年度 日本学生支援機構奨学金制度 利用学生数

	給付奨学金のみ を利用	給付・貸与奨学金 の両方を利用	貸与奨学金のみ を利用	計
22 年次生	27 人	16(1)人	50 人	93(1)人
23 年次生	13 人	31 人	49 人	93 人
計	40 人	47(1)人	99 人	186(1)人

* 高等教育の修学支援新制度による給付奨学生を含む （ ）内は休学者を示す

b 各県保育士修学資金貸付制度

各県における保育士修学資金貸付金を受けている本学の学生数は、表 2-4-2 に示すように、23 年次生（1 年生）と 22 年次生（2 年生）合わせて 107 人であり、全学生の 32.0% である。

当制度の周知についても、入学前や進級時に全学生に向けて案内をしたうえで、入学後・進級時のオリエンテーション内で申請を希望する学生に対して説明会を実施している。また円滑に申請が行えるよう学生からの疑問点がある際には、随時厚生課窓口及び Microsoft365 Teams で学生の質問に対応し、疑問点の解決に努めている。

当制度を採用となった学生の情報は、各「ふるさとアドバイザー」と共有し、就職時に制度の対象となる従事先施設等に就業できるよう支援を行っている。

表 2-4-2 令和 5（2023）年度 各県保育士修学資金貸付制度 利用学生数

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	総計
22 年次生	39 人	8 人	3 人	4 人	3 人	2 人	0 人	59 人
23 年次生	21 人	7 人	6 人	3 人	6 人	3 人	2 人	48 人
計	60 人	15 人	9 人	7 人	9 人	5 人	2 人	107 人

② 多様化する奨学金・貸付制度の活用についての支援

学生が学修や学生生活を経済的な不安なく行うため、また、過度な貸与とならないようにするため、厚生課は個々の学生の状況を把握し、学生に合った各種制度の活用方法を勘案し助言している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、学生生活の安定化のため、関係各課が連携する体制を整えている。また、学生個々のニーズに応じるためのサポート体制や、障がい等による特別な配慮を要する学生への体制を整えている。

今後については、学生個々の様々なニーズへのよりきめ細かな対応を踏まえ、FD（Faculty Development）研修等の実施により、学生サポートのあり方等について教職員間で共有し、さらに検討していく必要がある。令和6（2024）年度においては、外部講師等による研修会実施に向け、内容や時期等を検討していく。

また、本学附属園をはじめとした近隣施設等への支援・行事の参加は、学生にとっても意義のある活動であり、本学にとっても大きく評価できるものとなっている。令和6（2024）年度は、附属園等への支援をさらに充実させることを計画している。

学生への経済支援については、高等教育の修学支援制度による給付奨学金制度の開始にともない、支給対象学生に関する情報は「ふるさとアドバイザー」と共有し、保育士修学資金貸付制度との関係性も含め、学生が受給条件適合に導けるよう今後も各課と連携し行っていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-4-1】 令和5（2023）年度 ふるさとアドバイザー 担当地区一覧表
- 【資料 2-4-2】 令和5（2023）年度 修学支援のご案内
- 【資料 2-4-3】 令和5（2023）年度 保健室利用状況
- 【資料 2-4-4】 令和5（2023）年度 ハラスメントのないキャンパスライフ
- 【資料 2-4-5】 令和5（2023）年度 幼児教育研究会 外部支援一覧
- 【資料 2-4-6】 福岡こども短期大学 2024年度（令和6年度） こども教育学科 学生募集要項 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-4-7】 福岡こども短期大学 奨学金等に関する規程
- 【資料 2-4-8】 給付奨学金 出席率に関する面談シート

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 9,823m²であり、併設の日本経済大学の共有地の 7,229m²を含めると 17,052m²となる。校舎は 9,128m²である。これは短期大学設置基準上必要な要件（校地基準面積 4,400m²・校舎 3,600 m²）を十分に充たしている【資料 2-5-1】。

校舎は、本館（4 階建）、こども劇場から成っている【資料 2-5-2】。

こども劇場は、照明、音響、映像機器を整えており、本格的な舞台設備を完備している。特に、ステージは、催しに応じて舞台を調整できる、電動 2 段昇降式となっており、半円形のステージを囲む観客席は約 500 席、可動客席を加えると 600 席となり、こどもたちは 700 人を収容することができる。この劇場は学生の実習・発表等に利用されるとともに、隣接する附属のだいいち幼稚園・保育園をはじめとする、近隣の園児と学生の交流の場として活用されている。また、園児が利用することを踏まえ、弾力性のある床材を使用する等、安全性も確保されている。

体育館は、本館 401 教室及び福岡こども短期大学体育館がある。現在、体育授業の他、「幼児教育研究会」活動に使用している。その他にテニスコート 1 面、運動場（日本経済大学との共有）には芝が植えられ、大会やイベントで使用されている。同学園のリンデンホールスクール小学部・中高学部が所有する、200 メートルトラックのある運動場が本学園の南側にあり、園児から学生までが授業等で活用している。

校舎外では、厚生会館の 1 階に学生食堂、2 階は多目的ホールとして有効に活用され、学生の昼食や休憩場所となっている。今年 3 月には保護犬・保護猫の飼養施設として「ワンヘルス・ガーデン」の設立に着手し、ワンヘルスについての実践的な教育を行うことを目的とするとともに、学生や附属園児の癒しの場として、令和 6（2024）年 6 月に完成する予定である。

さらに、キャンパス内には、日本最大級の広さを誇るイングリッシュガーデン（TG Rose Garden）があり、欧風のスタチューガーデンをはじめ、バラや緑、白鳥等の自然との触れ合いや庭園鑑賞を一年中堪能できる。この施設は、一般公開もしており、地域貢献の一役を担っている【資料 2-5-3】。

施設整備に関しては、庶務課が管轄しており、事務長の指導監督の下、教職員で連携しながら日々維持及び管理に努めている。また、消防法に基づく消防設備の整備及び点検を「福岡こども短期大学防火管理に関する規程」及び消防計画に基づき実施するとともに、電気設備・エレベーター設備・給排水衛生設備の保守・点検、廃棄物処理等の専門性が要求される業務は、外部の委託業者に委任し、教育・研究活動を安全かつ円滑に行えるよう環境保持に万全を期している。

あわせて、火災や地震等の緊急時に備え、全学年・教職員を対象に年 2 回の訓練を計画しており、訓練では、学内の避難経路を確認すると同時に実際にその経路を経由して避難を行い、安全教育を実施している。なお、施設の耐震診断、耐震改修工事は既に 100% 完了しており、ロッカー、書庫等地震動による転倒・落下防止等の地震対策にも努めている【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】。

また、防犯対策として、本館事務室に防刃チョッキやさすまた等の防犯用具を備えるとともに、警備会社と契約のうえ、24 時間体制で防犯カメラによる監視等の防犯対策を講じている【資料 2-5-8】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設及び講義・演習施設

保育の実習施設として、人形劇舞台・紙芝居など教材教具を備えた保育室をイメージして設けられた Simulation of Kindergarten（幼児教育実習室）がある【資料 2-5-9】。ここでは、保育に関する様々な演習が行われる他、附属園児を交えた研究保育にも使用されている。他にも、造形表現の実技演習室として 136 教室（夢工房）、離乳食などの調理実習を行う教室として小児栄養室（207 教室）、おむつ交換・沐浴などの実習を行う教室として小児保健室（204 教室）を備えている。また、ML 教室（Music Laboratory）では、電子ピアノを 60 台構え、ピアノの技術習得など音楽に関する授業に使用されている。そのすべての電子ピアノは一括管理され、学生がどのようにピアノを練習しているか随時、担当教員によって確認でき、学生に迷いや困難に陥った際に即時に対応できるシステムになっている。あわせて、本館 4 階には 100 台のピアノ練習室があり、学生が授業の空き時間や放課後いつでも自由に使うことができ、授業や就職に向けて個人の技術鍛錬の場となっている。

また、養護教育の実習及び演習施設としては、養護教諭の職務を演習する場として、保健室を想定して作られた養護実習室（304 教室）や看護的技能や救急処置技能を習得するための演習施設として使用する看護実習室がある。

さらに、小学校教育の演習の教場として 406 教室及び 308 教室を活用し、実際の小学校の教室と同様の備品を備えている。具体的には、模擬授業を実践する場として電子黒板やタブレット等、必要な教材を備え、ICT（情報通信技術）教育が活用される現場に対応している。

2) 図書館

図書館は、本館の 2 階に位置し、書庫 114m²・閲覧室 179m²・事務室 26m²を備えている。開館時間は、平日 9:00～17:00、土曜 9:00～15:00 であり、閲覧席は 70 席を有している【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】。

図書及び資料については、学生対象の「図書館アンケート」の結果や、教職員対象の「学生用講義参考資料図書」購入希望調査の結果をもとに、図書委員会で協議の上、毎年定期的に整備している【資料 2-5-12】【資料 2-5-13】。蔵書の多くは、保育者養成校として保育の専門書を中心に 41,259 冊蔵書している。授業に関連する図書については、幼児教育を専門とする本学の特長を活かし、各領域（音楽表現、幼児美術、幼児体育、保育総合、実習）の専門分野別に整備・収集し、充実を図っている。中でも、絵本・紙芝居・エプロンシアター・パネルシアターは最も多く利用される教材で、学外実習時には多くの学生が活用している。その他、養護教育及び小学校教育に関する図書も配架し、教員が講義で使用する教科書や指定参考図書、公務員試験及び教員採用試験対策の参考書や問題集も備えている。

また、館内には、学修環境を充実するためのパソコンやインクジェットプリンター、コピー機を設置し、学生の利用を促進している。令和 3（2021）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染症対策としての換気設備（空気清浄機）の増設、学生

用 Wi-Fi の設置等、学修環境を整備した。Wi-Fi 環境については学生の要望もあり、図書館以外にも講義室、こども劇場、食堂と増設し、今後も利便性の向上を計画している。

さらに、学内の情報発信として、年 1 回、図書館報「梅苑」を発行し、学生や教員の推薦図書の紹介や本学の行事・公開講座等を掲載して、保育者を目指す学生への啓発を行っている【資料 2-5-14】。

上記のとおり本学図書館は、学生及び教職員の教育研究の場となっている他、地域に根差した大学の施設として市民に開放している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

身体に障がいのある学生が不自由のない学生生活を送ることができるようにするため、様々な配慮を行っている。エレベーターについては、令和 4（2022）年度末に新設した。車いすによる移動を容易にするためのスロープ及び可動式のスロープ、身障者用トイレを校舎内に設置している。また、保健室を含む本館 1 階には、車いす 1 台、担架 1 台、AED（自動体外式除細動器）1 台、2 階には担架 1 台、更に、AED については短大体育館にも 1 台を常備している。本館内には救急搬送用のチェアバックを設置しており、このように不測の事態に備え、緊急時の対応を迅速に行うことができるよう努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、短期大学設置基準及び厚生労働省の指定保育士養成施設設置基準により定められた 1 クラスあたり 50 人で編成し、教育効果を十分に上げられるように行っている。講義科目によっては、2 クラス合同での授業を行い、実技科目及び演習科目は 1 クラス単位で行っている。「子どもの音楽遊びⅡ・Ⅲ」の授業においては、学生個々への指導が必要であるため、1 年入学時にピアノ習熟度調査を行い、入学時と進学時に学生の習熟度別にクラスを編成し、より小規模な授業形態（1 グループ 10 人程度）で行っている。また、「保育方法論」では、適切に模擬授業を実施できるよう、20 人程度のクラス編成を計画し、学修効果を向上させている。

このように、法令上の基準を基としながら、各科目の特性に応じて学生に対してより理解しやすい形態で運営している。

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年に行われた耐震工事以降、地震対策だけでなく、当時、流行した新型コロナウイルス感染症対策のため、対面授業からオンライン授業への実施を余儀なくされ、校舎内の学修環境も大きく改善された。オンライン講義が可能となり、様々な講義形態が可能となったが、今後も施設設備については、法令を遵守し、学生の安全と学修効果・効率性に配慮し、各課事務職員が事務長の指導監督の下、各種アンケート結果や意見箱の意見を含む学生の声や現場の教員の声に日々、耳を傾け改善を図っていくとともに、中長

期的な対応が必要な事業に関しては、学園本部と密接に連携しつつ中期計画に反映し、継続的かつ着実に充実を図っていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-5-1】 認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【短期大学（専門職短期大学含む）用】様式 1 【共通基礎様式 1】と同じ
- 【資料 2-5-2】 福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学キャンパス案内図、福岡こども短期大学 校舎内教室等配置図 【資料 F-8】と同じ
- 【資料 2-5-3】 福岡こども短期大学 ホームページ>イングリッシュガーデン
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/campuslife/englishgarden/>
- 【資料 2-5-4】 福岡こども短期大学 防火管理に関する規程
- 【資料 2-5-5】 福岡こども短期大学 地震防災規程
- 【資料 2-5-6】 福岡こども短期大学 地震対策マニュアル
- 【資料 2-5-7】 福岡こども短期大学 危機管理マニュアル
- 【資料 2-5-8】 福岡こども短期大学 ホームページ>情報公開>都築育英学園 施設耐震化率 <https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/60f9baa27deee3cc70c457c0768390a6.pdf>
- 【資料 2-5-9】 福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学キャンパス案内図、福岡こども短期大学 校舎内教室等配置図 【資料 F-8】と同じ
- 【資料 2-5-10】 認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【短期大学（専門職短期大学含む）用】様式 1 【共通基礎様式 1】と同じ
- 【資料 2-5-11】 福岡こども短期大学 図書館利用規程
- 【資料 2-5-12】 福岡こども短期大学 図書委員会規程
- 【資料 2-5-13】 福岡こども短期大学 令和 5（2023）年度 図書館アンケート 集計・分析結果
- 【資料 2-5-14】 福岡こども短期大学図書館報「梅苑」 第 47 号（2024.3 発行）

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見の収集には、教務委員会及び教務課、実習委員会及び教育実習課、図書委員会及び図書館、学生委員会及び学生課、保健室、厚生委員会及び厚生課、就職委員会及び就職課（キャリアサポート）を主体に各専門委員会及び課が教職員と連携して組織的に関わって対応している。

学修支援・学修環境に関しては、毎学期終了時に教務委員会及び教務課が中心となって「授業評価アンケート」及び「学習に関する調査」を実施している。あわせて、毎学年期に図書委員会及び図書館が「図書館アンケート」を実施している。その他、卒業時に「【卒業時】学生アンケート」を、また、卒業後1年目の卒業生を対象にして「就職アンケート（就職先）」を実施して学生の意見・要望の把握・分析に努めている【資料 2-6-1】 【資料 2-6-2】 【資料 2-6-3】 【資料 2-6-4】 【資料 2-6-5】。

学校生活については、「【在学時】学生アンケート」を実施しており、日常的に学生が意見・要望を提出できる「意見箱」を設置し、学生の声を収集し、改善事項を検討している【資料 2-6-6】 【資料 2-6-7】。

各アンケートは、担当部署において集計され、各委員会において情報を集約し、分析を行っている。各委員会では、さらに分析結果をもとに、改善しなければならない事項を明確にし、自己評価委員会を中心に集約し、必要に応じてFD研修を開催し、各委員会で検討した内容を伝え、改善を求めている。また、教職員が集う「教職員連絡会」で報告し、学生からの意見・要望に対して総合的にフィードバックを行っている【資料 2-6-8】。

令和5（2023）年度では、学生委員会による「【在学時】学生アンケート」、教務委員会による「授業評価アンケート」及び「学習に関する調査」、図書委員会による「図書館アンケート」、就職委員会による「【卒業時】学生アンケート」及び「就職アンケート（卒業生）」を実施し、その分析結果を随時、教職員で共有し、年度末にFD研修会を開催し、来年度に向けての改善事項について周知した。

学修支援に関する学生の意見・要望の把握として、本学では以下のような取り組みをしている。

1) 「ふるさとアドバイザー」による地区ホームルーム

各学期定期的に、1年生・2年生合同、もしくは学年ごとの地区ホームルームを行っており、学生生活や実習、就職等についての情報を学生に伝えている。また、学生生活の状況について、直接聴取し、適宜アドバイスをしている【資料 2-6-9】。

2) 【在学時】学生アンケート

毎年10月に「【在学時】学生アンケート」を実施し、学生の生活状況や学生生活への満足度を調査している（295人回答、回答率89.6%）。

令和5（2023）年度のアンケート結果によると、「学生生活の満足度」は、「満足・やや満足」を合わせて、1年生132人/158人（83.5%）、2年生122人/135人（90.4%）、全体で254人/293人（86.7%）と9割近くの学生が満足していることがわかった。2年生の満足度の方がやや高い結果となっているが、これについては、1年生にとって入学時の不安が大きく学校生活に慣れない中で、短大への意見や要望等を持つことがあるが、2年生

は、大学生活にも慣れて自分なりの生活を確立することで、不満因子が少なくなるのではないかという可能性を考えている。ただし、今回の質問内容や分析では、十分に検証できなかったため、次年度は更に選択肢を細分化し、より詳細に結果を明らかにしていく予定である【資料 2-6-10】。

同時に、「大学の居心地」について尋ねたところ、「居心地がよい・居心地がややよい」と答えた 1 年生は 134 人/158 人 (84.8%)、2 年生は 124 人/135 人 (91.9%) で、全体で 258 人/293 人 (88.1%) という結果であった。「居心地が良いと感じる理由 (複数回答可)」については、回答が多い順に、①「友達存在」210 人/258 人 (84.5%)、②『『幼児教育研究会』の活動が楽しい、面白い、充実している』112 人/258 人 (43.4%)、③「大学の雰囲気」98 人/258 人 (37.9%)、④「学びたい、興味のある授業」及び「ふるさとアドバイザーの支援」66 人/258 人 (25.6%) が上位を占めた。

友人関係や研究会活動が学校全体の満足度に大きく寄与していることから、本学では、友達関係の構築を目的とした「フレンドシップセミナー」や「クラスマッチ」などを計画の上、実施しているが、今後もこのようなアンケートからの学生の要望を反映しながら実施していきたいと考えている。

また、「困ったこと、不安や悩みがあるときの落ち着く居場所」について居住との関連性を見たところ、(寮生以外の) 自宅等及びアパート等に居住する学生 118 人/205 人 (57.6%) が、自宅やアパート等ではなく「大学内 (講義教室等)」を落ち着く場所として挙げていた。このことから、大学における居場所について環境を整備し、より安心・快適な居場所づくりを行うことが喫緊の課題であると認識している。

これに関連して、「空き時間の過ごし方」について尋ねた結果、主に、①「空き講義室」186 人/295 人 (63.1%)、②「食堂」72 人/295 人 (24.4%)、③「ピアノ室」65 人/295 人 (22.0%)、④「図書館」16 人/295 人 (5.4%) が居場所として挙げられていたため、学内施設の食堂やピアノ室、図書館等においても学生の利用目的や優先順位度に応じて段階的に充実を図っていくことが望まれる。

3) 「学生意見箱」

学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、学内 (夢工房前廊下) に「学生意見箱」を設置している。教務課前の廊下に以前設置していたが、学生が利用しやすい場所を再度検討し、場所の変更をした。

「学生意見箱」の運用については、定期的に学生部長が「学生意見箱」を確認し、意見があった場合は、速やかに学科長及び副学長に報告している。その後、内容に応じて、学生部長が関係部署に連絡し、検討したうえで処置している。令和 5 (2023) 年度については、授業・教員に対する要望 4 件と食堂への要望 1 件、計 5 件の投書があった【資料 2-6-11】。授業・教員についての要望については、運営委員会へ報告したのち、「教職員連絡会」において速やかに周知を図った。また、食堂への要望については、食堂担当者に伝え、検討する旨の回答を得ている。

4) 授業評価アンケート

「授業評価アンケート」は、各科目の最終講義終了時に、教務課より Microsoft 365

Forms で調査を行い、結果を集計した。その結果については、教務課より当該科目担当の教員に伝え、担当教員が自己評価及び改善するための資料として活用している。また、教員は来年度に向けて改善する事項をまとめ、教務課に提出している。その後、教務委員会において、「授業評価アンケート」結果と教員から提出された改善案を基に、「幼稚園教諭免許状・保育士資格関連科目」、「養護教諭免許状関連科目」、「小学校教諭免許状関連科目」において、「教養科目」、「共通科目」、「伸展科目」に分類し、成果と課題についてまとめた。「教養科目」は、全ての免許状及び資格関連科目に共通となることから、「教養科目」の成果と課題としてまとめた【資料 2-6-12】。

前期科目の「授業評価アンケート」結果からの成果と課題については、令和 5（2023）年 9 月 4 日に開催された FD 研修において周知し、評価の低かった項目については、後期の授業においても改善を促した。後期科目の「授業評価アンケート」結果からの成果と課題、1 年間のまとめについては、令和 6（2024）年 3 月に開催された FD 研修において周知し、来年度の授業改善を図り、シラバスの修正等を行った【資料 2-6-13】。

また、「授業評価アンケート」結果は、本学のホームページ（情報公開）に掲載し、学生も閲覧できるようにしている【資料 2-6-14】。

5) 学習に関する調査

学習に関する調査は、前期終了時において、教務課より Microsoft365 Forms で調査項目「設問 1. あなたは、本学で“学びたい”と思ったことを学んでいますか?」、「設問 2. あなたは、本学に入学して、学びを通じて自分自身が成長したと感じますか?」、「設問 3. あなたは、本学のカリキュラム（授業科目体系）に満足していますか?」、「設問 4. あなたは、本学の学修環境（教室や教育機材）に満足していますか?」、「設問 5. あなたは、4 階にある“100 台のピアノ練習室”を活用できていますか?」と、各項目での回答した理由を求めた。その結果については、教務委員会で集計・分析を行い、回答した理由を分類・整理した。また、後期終了時においても、同様の手順で、1 年次については、設問 1 及び設問 5、2 年次については、設問 3 及び設問 5 のみ調査を行い、その結果を教務委員会で集計・分析した。1 年次前期では、4 項目の平均値が 4 点満点中 3.3 点であった。設問 1 が最も高く、3.4 点であり、設問 2、設問 3、設問 4 が 3.3 点、設問 5 が 3.2 点であった。1 年次後期では、設問 1 は 3.4 点、設問 5 は 3.6 点であった。どの項目においても、90.0%以上の学生が高く評価している。設問 1 に回答した理由から、「学びの実感が十分に持てた」が最も多く、「保育内容と方法を高める挑戦」や「教育・保育に役立つ知識の獲得」等に関する内容が多く見られ、幼児教育や保育の実践的な学びの満足度、音楽や身体表現などの演習を通じた基礎的な理解が深まり、幼児教育や保育者養成校としてのカリキュラムをスムーズに受け入れたことが解かった。さらに、後期においては、「学びの環境」では、教員との信頼関係が構築された点、実践を想定した演習教室の活用意図が十分に理解できたという回答も見られた。その他の意見として、実践力の物足りなさがあるコメントも見られた。

2 年次前期では、平均値が 4 点満点中 3.3 点であり、設問 1 が 3.6 点、設問 2 が 3.4 点、設問 3 が 3.3 点、設問 4 が 3.2 点、設問 5 は 3.1 点であった。2 年次後期では、設問 3 は 3.4 点、設問 5 は 3.1 点であった。設問 1 に回答した理由は、1 年次とほぼ同様であ

ったが、「実務家教員による授業」においては、教員が現場をイメージする力を助ける役割を持っていると認識する内容が見られた。また、卒業後の自分のあり方を見つけながら学習できたことに関する内容もあった。このような各項目の結果及び内容の記述をもとに、教務委員会では、カリキュラム上の課題や学修環境の課題などを把握し、来年度に向けて検討した【資料 2-6-15】。

前期の調査結果については、令和 5（2023）年 9 月に開催された FD 研修において、後期の結果及び 1 年間の全体反省については、令和 6（2024）年 3 月に開催された FD 研修において周知し、教務委員会で検討したカリキュラム上の課題を共有し、学生によりよい学習環境を提供するための工夫を、さらに検討した。

6) 図書館アンケート

学修環境のひとつである図書館について「図書館アンケート」を年 1 回実施することになっている。このアンケートでは、図書館の利用頻度や目的、満足度、並びに、図書館施設への要望等を尋ねる全 13 項目を調査し、その結果を図書委員会が中心となって収集・分析し、図書館運営の方針に反映している。

今年度は、図書館を利用したことのある学生 217 人のうち 180 人（82.9%）の学生が図書館の設備について「とても満足」「満足」していると回答していた。利用目的については「コピー機を利用するため（122 人/217 人：56.2%）」以外に、「図書・雑誌を借りるため（91 人/217 人：41.9%）」「学習するため（71 人/217 人：32.7%）」となっていたが、図書館の設備（Wi-Fi 環境等）について学生全体に周知されていない部分も多く、今後、図書館利用については積極的に啓発をしていきたいと考えている【資料 2-6-16】。

一方、今後充実してほしいものとして、「（実習に活用できる）絵本や紙芝居・パネルシアター（38 件）」という意見が多く寄せられ、その他にも「プリンター機器やコピー機の増設」という意見があがっていたことが明らかとなった。

これらの結果を受けて、アンケート項目内に要望の多かった絵本を集約し、図書委員会で検討して購入を決めた。そのうえで、実習担当教員が対象年齢別・主題別に絵本を選定し、実習前の特別貸出期間にあわせて利用しやすいようコーナーを設置した。

また、プリンター機器をはじめ様々な情報機器や環境の整備については、近年の情報化社会に伴って ICT 教育を充実させる意味でも、学生の要望を取り入れながら次年度の予算に応じて設置する計画を立てている。他のアンケート結果より、空き時間に図書館を利用する学生が全体的に少ないことから、図書館の設備や備品、雰囲気을全体的に充実していきたいと考えている。

7) 【卒業時】学生アンケート

本学の建学の精神である「個性の伸展による人生錬磨」に基づいた教育が受けられたかどうかをはじめ、ディプロマ・ポリシーの達成状況を可視化することを目的に Microsoft 365 Forms を使って「卒業時満足度調査」の調査を実施している。

はじめに、本学での学校生活全般について尋ね、「①本学で過ごした学生生活は充実していましたか」、「②進学を検討している高校生に、本学を勧めたいと思いますか」、「③『幼児教育研究会』は充実していましたか」という項目については、9 割以上の学生が

“とても満足”または“満足”と回答していたという結果が得られた。

また、卒業を迎えるにあたり、入学時と現在で「子どもをみる視点」や「子どもとのかかわり方」に違いを見つけることができた学生の割合も 9 割を超える結果であった。

これらの結果を通して、本学で過ごした 2 年間の学校生活が満足するに値するものであったと同時に、本学ディプロマ・ポリシーの「きづく」、「かかわる」に掲げている資質・能力が身についたと自己評価していることがわかる。

さらに、卒業後も取り組んでほしい、又は支援してほしいと思う事項についても尋ねたところ、「新たな資格・免許取得の支援」や「施設・設備の開放」、「『幼児教育研究会』の支援・公演」などを主に希望していることがわかった。これらは、ディプロマ・ポリシーの「みがく」に関する卒業後の自己研鑽に包含される内容であり、卒業生を対象としてリカレント教育の充実に努める必要性を示唆している【資料 2-6-17】。

8) 就職アンケート（卒業生）

本学の卒業生を対象として就職して 1 年経過後に「就職アンケート（卒業生）」を実施している。アンケートの結果より、“社会人としての基本的なマナー、こどもの理解、こどもへの対応や支援、安全管理”については、概ね良好な値となっている。さらに 8 割以上の卒業生が、“学生生活で学んだ保育・養護技術が現場で活かされている”と回答していることがわかった。

また、リカレント教育の一環として実施している「公開保育セミナー」で取り上げてほしい内容や講座についての要望には、“保育の実践に活かせる内容（歌遊び、ふれあい遊び等）”や“気になるこどもへの関わり方、保護者対応”についてなどが挙げられた。

今年度のアンケート調査は、就職委員会が中心となって、本学の卒業生が就職先から求められるスキルを持ち合わせているか、就職先からの「就職アンケート（就職先）」と比較しながら検証したが、この結果は、教職員で情報を共有し、本学の教養・専門教育など、教育改善にフィードバックしている。現職保育者対象とした「公開保育セミナー」の講座内容についても、卒業生の意見を取り上げ、計画し実践している【資料 2-6-18】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生のストレス等心身に関する健康相談に対応するため、保健室を設置している。また、教職員や保健室担当者が対応できないような心理相談については、専門資格を有する本学教員の臨床心理士・公認心理師が対応している。相談に際し、「ふるさとアドバイザー」からの紹介のほか、学生が直接来室、もしくはメールや電話においても相談することができ、守秘性にも配慮している。学生の意見・要望の把握・分析と検討については、都度学生部長に報告し、必要に応じて学生委員会をはじめとした関係部署と連携を図っている。また、相談内容への対応、分析や検討結果に関しては、学生部長を通して、「教職員連絡会」や Microsoft365 Teams 及び Outlook 等を通して、全教職員に逐次共有している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生からのさまざまな意見や要望は、「ふるさとアドバイザー」や学生課・教務課を窓口に、随時メール等で受け付けており、都度対応している。

また、学生委員会において、夢工房前廊下側に「意見箱」を設置している。学生からあがってきた意見・要望については、学科長及び副学長に連絡し、内容に応じて関係各部署に協力を依頼し、検討したうえで対策を講じている。

「【在学時】学生アンケート」結果については、学生委員会において分析を行い、全教職員に周知を図っている。このアンケートにおいては、生活満足度、学生生活の悩みや不安、通学時間、通学手段などの一般的な内容の他、アルバイトについての設問、学生生活の充実度などを調査し、対応できることから充実するように努めている【資料 2-6-19】。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見や要望を把握・分析するための体制については、学内の委員会組織や「ふるさとアドバイザー」を中心として整備されている。しかし、様々なアンケート結果の活用については、各委員会との連携及び調整が必要となるため、自己評価委員会や運営委員会において十分検討しながら全学的な学生サービスの充実に努めていく。

学生アンケートについては、他の部署と連携し、学生の実情を細かく拾いあげ、学修環境を整えることに注力していく必要があると考える。そのため、令和 6（2024）年度以降、アンケートの実施時期や、学生の実態にあったねらい等、他部署と綿密に連携を図り、学生の意見をきめ細かく拾う方法を検討する。

また、「学生意見箱」については、無記名による投書が多く、対応した事案について学生に直接報告する術がない状況での運用であった。令和 6（2024）年度からは、「学生意見箱」専用の投書用紙を作成し、記名・無記名を学生が選択して投書できるように改善する方向で準備をすすめている。また、記名することにより、学生は短大の対応について直接報告を希望することもできるよう体制を整えている【資料 2-6-20】。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-6-1】 令和 5（2023）年度 授業評価アンケート 集計・分析結果

【資料 2-6-2】 令和 5（2023）年度 学習に関する調査 集計・分析結果

【資料 2-6-3】 令和 5（2023）年度 図書館アンケート 集計・分析結果 【資料 2-5-13】と同じ

【資料 2-6-4】 令和 5（2023）年度 【卒業時】学生アンケート 集計・分析結果

【資料 2-6-5】 令和 5（2023）年度 就職アンケート（卒業生：21 年次生）集計・分析結果 【資料 2-3-9】と同じ

【資料 2-6-6】 令和 5（2023）年度 【在学時】学生アンケート 集計・分析結果

【資料 2-6-7】 令和 5（2023）年度 意見箱投書内容一覧

【資料 2-6-8】 2023 年度 FD 研修会（3 月 22 日）実施記録

- 【資料 2-6-9】 令和 5（2023）年度 ふるさとアドバイザー地区一覧表
- 【資料 2-6-10】 令和 5（2023）年度 【在学時】学生アンケート 集計・分析結果
【資料 2-6-6】と同じ
- 【資料 2-6-11】 令和 5（2023）年度 意見箱投書内容一覧 【資料 2-6-7】と同じ
- 【資料 2-6-12】 令和 5（2023）年度 授業評価アンケート 集計・分析結果【資料 2-6-1】と同じ
- 【資料 2-6-13】 2023 年度 FD 研修会（9 月 4 日）実施記録
- 【資料 2-6-14】 福岡こども短期大学 ホームページ>本学の特色>情報公開
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai/> 【資料 2-2-11】と同じ
- 【資料 2-6-15】 令和 5（2023）年度 学習に関する調査 集計・分析結果【資料 2-6-2】と同じ
- 【資料 2-6-16】 令和 5（2023）年度 図書館アンケート 集計・分析結果【資料 2-6-3】と同じ
- 【資料 2-6-17】 令和 5（2023）年度 【卒業時】学生アンケート 集計・分析結果【資料 2-6-4】と同じ
- 【資料 2-6-18】 令和 5（2023）年度 就職アンケート（卒業生：21 年次生） 集計・分析結果 【資料 2-3-9】と同じ
- 【資料 2-6-19】 令和 5（2023）年度 【在学時】学生アンケート 集計・分析結果
【資料 2-6-6】と同じ
- 【資料 2-6-20】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 「学生意見箱」運用要領

〔基準 2 の自己評価〕

建学の精神に基づいた三つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーでは、保育者養成校として求める学生像を明確に示しており、学生募集要項やホームページにて受験対象となる高校生等に周知している。入学選抜時には、アドミッション・ポリシーや規程に即し、多様な入試区分を設定するとともに、入学定員に沿った適切な数の学生を受け入れている。

入学後は、大学及び教職員で組織的に学生支援を行っている。「ふるさとアドバイザー」による、きめ細かな個別支援とともに、大学として組織的な支援体制を整備している。教務委員会及び教務課、図書委員会及び図書館は学修支援全般について、実習委員会及び教育実習課は保育実習及び教育実習について、学生委員会及び学生課は学生生活及び課外活動に関する支援について、厚生委員会及び厚生課は奨学金及び寮等の福利厚生に関する支援について、就職委員会及び就職課（キャリアサポート）は就職支援について、各委員会及び課の教職員が協働しながら、学生及び保護者と「ふるさとアドバイザー」との連携を保ち、個人のニーズに応じてサポートしている。

また、校地・校舎等の学修環境も短大設置基準を満たし、保育者養成校としての使命を果たすことのできる環境を適切に管理している。障がいのある学生に対しては、学生が安定した学校生活を送ることができるようガイドライン及び体制を整えている。年間を通し

て実施される様々なアンケートは、地区ホームルームにおける「ふるさとアドバイザー」の個別相談や「学生意見箱」の設置以外にも、学生の意見・要望を把握・分析するための機会としており、本学のアセスメント指標として活用するだけでなく、学生支援の向上に繋げる資料として支援体制の維持・改善に努めている。

以上のことから、基準 2 は満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「学則」第 1 条において、その目的及び使命を『本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。』と定めている【資料 3-1-1】。平成 21（2010）年度の養護教諭二種免許状の認可、令和 3（2021）年度の小学校教諭二種免許状の認可を受けたこともあり、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」並びに教育目的に基づき、卒業認定・学位授与の方針のディプロマ・ポリシーを改定した【資料 3-1-2】。

本学のディプロマ・ポリシーの策定については、「きづく」・「かかわる」・「みがく」の柱を設け、学生が専門分野の知識や技術・技能を卒業までに効果的に身に付けることができるように検討し、自己点検委員会、教務委員会、教授会の承認を経ている。

また、このディプロマ・ポリシーを前提として、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得を目指す学生、養護教諭二種免許状取得を目指す学生、小学校教諭二種免許状取得を目指す学生、それぞれに学生が目指す姿を到達目標として示している。さらに、本学では、ディプロマ・ポリシーを基に、各学年、各学期修了時の「きづく」・「かかわる」・「みがく」に関する姿を明記し、自己評価を通して自分自身の到達度が分かるようにしている【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】。

ディプロマ・ポリシーは、本学の「学生要覧」及びホームページに掲載するとともに、本学学生にはオリエンテーション時に周知しており、学内外においては、オープンキャンパスや高校訪問、高校生を対象とした業者説明会などの多くの機会を活用し、幅広く本学教育の理解と周知を図っている【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた評価基準、単位認定基準、卒業認定基準については、本学「学則」（第 4 章、第 5 章、第 6 章）で規定している。第 4 章には、教育課程として授業科目及び単位数、単位の算定等について、第 5 章には、単位の認定として本学での単

位認定の他に、本学以外で修得した単位の取り扱い等について、第 6 章には、卒業・学位及び免許・資格取得について定めている。「学則」第 13 条の規定に基づく単位取得のための履修方法及び手続の細部は「履修規程」に定め、学生要覧に記載するとともに、新入生オリエンテーション及び 2 年次のオリエンテーションでの履修登録時において、履修上の注意点等の説明を行い、学生へ周知している【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】。

各科目の成績評価方法は、科目担当教員によってシラバス「評価方法」に記載され、授業の開始時において、科目担当教員より学生に説明をしている。シラバスに記載された評価方法は、その科目の学習目標（到達目標）の達成度を、どのような方法で評価するかということが詳細に示されている。また、授業概要（教育目的）には、ディプロマ・ポリシーとの関連がわかるように、その科目修了時の学生が目指す姿を記載している。科目担当教員は学生に示した評価方法に則り、厳正な評価を行っている【資料 3-1-10】。

本学では進級基準は設けていないが、本学の学生は、ほぼ全員が幼稚園教諭、保育士、養護教諭、小学校教諭のいずれかの専門職に関わる免許状及び資格の取得を希望して入学してきている。そのため免許状や資格取得のための要件が、科目の取得単位数と深く関係しており、一種の進級要件として作用する事情がある。特に、学外実習については、保育実習、幼稚園教育実習、養護教育実習、小学校教育実習、それぞれに実習参加基準を設け、実習履修要件に関する取扱いの細則（内規）を定めている【資料 3-1-11】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

「学則」第 23 条に「本学に 2 年以上在学し、履修規程に定める 62 単位以上を修得した者を、本学の卒業と認定する。」と規定しており、授業科目については、「学則」第 19 条に示され、各コースの必修科目・選択科目は、「学則」の別表第 1、別表第 2、別表第 3 に明記している。また、各学年の必修科目・選択科目は、「履修規程」の別表 1（幼・保・養 履修科目一覧表）及び別表 2（幼・保・小 履修科目一覧表）に明記している。

単位認定については、「学則」第 15 条、単位の算定については、「学則」第 11 条に定められており、厳格に運用している【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】。

成績評価は、「学則」第 21 条に「成績は、秀、優、良、可及び不可で表し、不可は不合格とする。可以上を合格とし、その授業科目には所定の単位を与える。」と規定し、「履修規程」第 11 条及び第 2 項には、成績処理について定めている。本学では、授業担当教員が、学期ごとに成績評価を行い、「Campus Plan Web Service」教員用 Web サービスログインから入力を行う。学期ごとの全ての科目入力が完了した後、教務課で確認を行う【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】。卒業認定については、卒業判定資料に基づき、教授会で諮られ、学長決済のもと厳正に認定している【資料 3-1-17】。

学内で FD 研修を開催し、シラバス様式の改定に等に伴う変更点の確認を行い、単位認定のための成績評価基準についても、その科目の学習目標（到達目標）の達成度を、どのような方法で評価するかという評価の内訳を明示することを確認し、単位認定評価基準の厳正な適用について教員の共通理解を得るようにしている。

単位認定など成績評価の公正性のための指標として GPA（Grade Point Average）の活用が挙げられるが、本学の GPA は、各科目の評価で、秀を 4、優を 3、良を 2、可を 1 と

する合計点数を取得科目数で割る方式で算出している。本学においては、文部科学省高等教育局 学生支援課高等教育修学支援室管轄の高等教育の修学支援新制度における機関要件の認定に活用している。また、就職の際の推薦選考基準として活用したり、卒業時の代表者を選出したりするのに役立てている【資料 3-1-18】。

授業への出席管理は、授業ごとに学生署名のマークシート式出席カードを配布・回収し、速やかに本学教務課に提出、処理され、教務課によって一括管理している。このシステムによって、授業担当教員が必要な授業回数を確実にやっていることも教務課で確認できる。本学では、学生一人ひとりが利用できる「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスを運用している。「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスでは、シラバスの閲覧、学生個人の単位取得状況や履修状況、各授業への出席状況の確認を行うことができる。一方、授業担当教員は、その日のうちに出席カードを教務課に提出するとともに、「担当科目の中で欠席回数が多い学生」及び「学生とかかわる中で気になる学生」を Microsoft 365 Forms にあげており、教職員も、その内容を把握することで、学生の学修状況・学修成果を把握し、学生指導に役立てることができている【資料 3-1-19】。

また、「ふるさとアドバイザー」には、受け持っている学生把握のために、毎月末に出席状況通知書を渡している。さらに、学生の指導には保護者の理解、協力が欠かせない観点から、成績通知表及び出席状況通知書を保護者へも送付を行い、双方から学生を支援できるように進めている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を基に、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得を目指す学生、養護教諭二種免許状取得を目指す学生、小学校教諭二種免許状取得を目指す学生、それぞれに各学年、各学期修了時の「きづく」・「かかわる」・「みがく」に関する姿を明記し、自己評価を通して自分自身の到達度を確認できるようにしている。今年度の自己評価結果では、概ね到達できていることが窺えた。これからも毎年度、学期ごとに検証を行い、今後は、授業形態別の評価項目（観点）や到達レベル（尺度）等の課題について検討し、ルーブリック評価法の導入を考える。

シラバスは、授業担当教員が作成し、教務委員メンバーで確認を行っている。今後は、成績評価内容の分析についても進めていく。成績評価及び単位認定についても、教務委員会が中心となり、基準に沿って行われているか点検を継続していく。

また、GPA を利用した効果的な運用について検討を行い、今後の学修支援に活かしていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-1】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 1 条 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-2】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 ディプロマ・ポリシー

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-3】ロード オブ ザ 保育者（履修カルテ 学生の目指す姿・到達目標）

【資料 1-2-12】と同じ

【資料 3-1-4】養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用） 【資料 1-2-13】と同じ

【資料 3-1-5】小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用） 【資料 1-2-14】と同じ

【資料 3-1-6】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 ディプロマ・ポリシー 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-7】福岡こども短期大学 ホームページ>本学の特徴

<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/> 【資料 2-1-3】と同じ

【資料 3-1-8】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 4 章～第 6 章 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-9】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-10】令和 5（2023）年度 シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-11】令和 5（2023）年度 実習履修要件に関する取扱いの細則（内規）

【資料 3-1-12】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 5 章 第 6 章 別表第 1～別表第 3 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-13】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 別表 2 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-14】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 5 章 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-15】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 成績処理 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-16】「Campus Plan Web Service」教員用 Web サービスログイン

<https://kodomo.tsuzuki.ac.jp/kyoin/web/CplanMenuWeb/UI/LoginForm.aspx>

【資料 3-1-17】令和 5（2023）年度 卒業判定資料

【資料 3-1-18】令和 5（2023）年度 GPA 分布

【資料 3-1-19】「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービス

<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/zaigakusei/>

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づいて定められたディプロマ・ポリシーを達成するために、教務委員会並びに自己評価委員会が教育目的を踏まえて策定し、教授会の承認を経ている。カリキュラム・ポリシーは、本学の「学生要覧」及びホームページに掲載するとともに、本学学生にはオリエンテーション時に周知している【資料 3-2-1】。さらに、学外においては、オープンキャンパスや高校説明会等で広く周知している【資料 3-2-2】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、学生が、ディプロマ・ポリシーに掲げている資質・能力を身につけることができるよう、「きづく」・「かかわる」・「みがく」という保育者の実践の基本となる 3 要素を柱とした教育課程を整備している。この教育課程を学ぶことによって、それぞれの免許状及び資格取得にも繋がるように、授業を組み立てている。

また、このディプロマ・ポリシーを土台として、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得を目指す学生、養護教諭二種免許状取得を目指す学生、小学校教諭二種免許状取得を目指す学生、それぞれに学生が目指す姿を到達目標として示している。さらに、本学では、ディプロマ・ポリシーを基に、各学年、各学期修了時の「きづく」・「かかわる」・「みがく」に関する姿を明記し、自己評価を通して自分自身の到達度が理解できるようにしている。

この到達目標は、各学年、各学期に開講される科目の学習目標（到達目標）とも整合性を取っており、ディプロマ・ポリシーが定める学位授与の方針を満たせるよう、適切な教育課程を編成している【資料 3-2-3】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育内容として各科目を（1）幅広い教養や豊かな人間性を育む「教養科目」と、（2）保育者・教育者になるために必要な資質・能力を育む「専門科目」に分類している。教育の方法については、（1）物事の理解を深める知識を身につける「講義」、（2）実践のなかで働く知識を身につける「演習・実技」、（3）二つの知識の結びつきを強くする「実習」の三つに分類している。

「教養科目」には、教育職員免許法規則 66 条の 6 に定められている科目が含まれており、「専門科目」においても、「幼稚園教諭二種免許状」「養護教諭二種免許状」「小学校教諭二種免許状」などの取得に必要な教職課程に示されている科目や、「保育士資格」の取得に必要な保育士養成課程で定められている科目で構成されており、各種の免許状と保育士資格を併せて取得する単位数を修得することは安易なことではないことから、これらの科目以外に授業科目を増やすことは、学生にとっても負担が大きくなるため、最小限の選

択科目を設定している状況である【資料 3-2-4】。

本学における教育課程の体系的編成については、カリキュラム・ツリーを作成し、2 年間で取得しなければならない科目を積み上げていけるよう、バランスよく配置している【資料 3-2-5】。

これらの科目群のシラバス整備については、毎年、FD 研修会を開催し、シラバス様式の改定等に伴う変更点を確認しており、適切に整備している。特に、各授業にアクティブラーニングを取り入れ、学生の主体的な学修参加ができるような記述を促している。教職課程及び保育士養成課程に関する科目については、再課程認定で届け出をしているシラバスに従って作成している。各科目のシラバスは「シラバス作成の手引き」に基づいて作成し、教務委員会を中心として点検を行っている。

また、「授業評価アンケート」の結果やディプロマ・ポリシーに関連した目指す姿（到達目標）の到達度を評価する「学修アンケート」の結果から学修成果について検証している。

学修成果の評価については、(1) 各授業の到達目標の達成度合いを確認する「授業科目の評価」、(2) 各学期終了時、ディプロマ・ポリシーに掲げられている資質・能力の修得度合いを確認する「資質・能力の段階的評価」、(3) 卒業時に、免許授与及び卒業認定の可否を判断する「最終評価」の 3 種類を実施している【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】。

なお、履修登録単位数の上限については、「履修規程」別表 1 及び別表 2 の下方に明記している【資料 3-2-8】。

本学では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の他に、養護教諭二種免許状あるいは小学校教諭二種免許状を取得する希望者も多く、取得単位数が多くなることを踏まえ、養護教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状取得科目については、ほぼ必修科目の単位を修得することで免許状取得ができるようになっている。この免許状については、履修した科目で不可が出た場合は、2 年間でこれらの免許状を取得することが難しくなることを踏まえ、新入生オリエンテーション時に、養護教諭二種免許状取得又は小学校教諭二種免許状取得に向けてのオリエンテーションを設け、詳しく説明を行い、免許状取得の有無を確認している【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養科目は、教育職員免許法規則 66 条の 6 に定められている科目が含まれており、卒業必修科目として「法律学（日本国憲法）」、「英語」、「体育（講義）」、「体育（実技）」を設け、幼稚園二種免許状、養護教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状を取得するための「情報技術」がある。また、選択科目としては、「礼法マナー」、「レクリエーション講義」、「レクリエーション実技」、「社会奉仕演習」を開講している【資料 3-2-11】。

本学の学生の多くは、いずれかの免許状又は資格を活かして専門職に就く学生であり、実習などを通して学外に出かける回数も多くなることから、保育者や教育者としてのマナーを身につけるための「礼法マナー」は、選択科目ではあるが、全員の受講を促している。また、「社会奉仕演習」は、学生個人あるいは「幼児教育研究会」で、保育所や幼稚園、施設などへの支援活動やボランティア活動を行った場合、時間数に応じて単位を認定

している。

学生からの「授業評価アンケート」結果を基に、改善事項を明らかにし、次年度の教育内容や方法に反映させ、よりよい教育に繋げている【資料 3-2-12】。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育の方法については、(1) 物事の理解を深める知識を身につける「講義」、(2) 実践のなかで働く知識を身につける「演習・実技」、(3) 二つの知識の結びつきを強くする「実習」の三つに分類している【資料 3-2-13】。

本学では、様々な授業において、教授方法の工夫を行っている。本学の特徴である「子ども教育の方法と実践Ⅰ」及び「子ども教育の方法と実践Ⅱ」の演習科目については、学生が所属する「幼児教育研究会」を土台とし、全教員が担当してアクティブラーニングを取り入れた授業を展開している。この授業は、1年生と2年生が合同で行う授業となっており、担当教員の指導の下、2年生は1年生をリードし、学生主体での活動ができるようになっている。この授業を通して、学生自身が試行錯誤して考案した内容を、実際にこどもの前で披露したり、指導実践したりする機会を設けている。これらの実践を重ね、その振り返りを行うことで、学生は大きく成長することができている。

2年次前期科目「保育方法論」や2年次後期科目「保育・教職実践演習」、「教職実践演習（小学校）」では、幼稚園や保育所の現職園長や主任、小学校等の現職教諭等を招き、それぞれの立場の役割等について講話をいただき、将来の自分自身の姿を描くことができるように工夫している。これらの講義では、学生数を25人～30人程度で編成し、複数の教員で担当し、担当教員間での綿密な打ち合わせを行い、教育効果を上げるように図っている。講義内には、それぞれの先生から提示された課題や事例について学生間で意見交換を行い、ロールプレイングなどを活動した発表を行っている。

1年次通年科目「子どもの音楽遊びⅡ」及び2年次前期科目「子どもの音楽遊びⅢ」の演習科目では、学生のレベル別に応じた少人数編成を導入し、ピアノ技術の向上を図っている。幼稚園教育実習に関連する「教育実習事前事後指導」の実習科目においては、2年間の中で15回の授業が開講されており、実習の事前指導や事後指導を図っている。なお、この中に「発見しよう！こどもってこんなにおもしろい」のフィールドワークを設定しており、入学してできるだけ早い時期に附属園の協力を得ながら、この体験を基に発表やディスカッションを行い、学びを深めている。

教授方法の改善への取組みとして、各学期の授業修了時に受講生に対し「授業評価アンケート」調査を行い、その結果を基に各授業担当教員から改善事項の提出を促している

【資料 3-2-14】。また、実習施設との連携に基づく実習評価結果から、実習担当教員で分析を行い、改善事項を検討し、次年度に繋がるように進めている【資料 3-2-15】。さらに、FD研修会を開催し、教授方法の改善や工夫、アクティブラーニングの活用を踏まえたシラバスの改善、教育研究活動に必要な資質・能力向上の取組みに関する内容を行っている【資料 3-2-16】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、さらに養護教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状を取得する学生は、取得単位数が上限にほぼ達する状況である。カリキュラム・ポリシーに基づき、これまで体系的に教育課程の編成を行ってきたが、今後も保育実習及び教育実習を視野に入れ、必要に応じて再編成していく。教授方法の工夫や開発については、教員相互の授業参観や FD 研修会等で様々な教授法を紹介してもらう機会を持つことで、教員の視野を広げ、外部講師を招く、外部研修に参加する等、各教員の教授法の向上にも繋げていく。

また、学生による「授業評価アンケート」結果や、実習施設との連携に基づく実習評価結果を基に、継続して授業方法等の工夫や改善を図っていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 カリキュラム・ポリシー

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-2】福岡こども短期大学 ホームページ>本学の特徴

<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/> 【資料 2-1-3】と同じ

【資料 3-2-3】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-4】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-5】福岡こども短期大学 令和 5（2023）年度 カリキュラム・ツリー

【資料 3-2-6】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 カリキュラム・ポリシー

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-7】令和 5（2023）年度 シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-8】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-9】養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ 【資料 1-2-13】と同じ

【資料 3-2-10】小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ 【資料 1-2-14】と同じ

【資料 3-2-11】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-12】令和 5（2023）年度 授業評価アンケート 集計・分析結果 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 3-2-13】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 カリキュラム・ポリシー

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-14】令和 5（2023）年度 授業評価アンケート 集計・分析結果 【資料 3-2-12】と同じ

【資料 3-2-15】令和 5（2023）年度 実習評価からの成果と課題 22 年次生 集計・分析結果

【資料 3-2-16】 2023 年度 FD 研修会（9 月 4 日）実施記録 【資料 2-6-13】と同じ

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果を評価・測定するため、「アセスメント・ポリシー」を定めている。それぞれのポリシーに対してレベル別にアセスメント指標を設け、その目的が達成されているかを検証している【資料 3-3-1】。

本学には幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状に関する三つの教職課程及び保育士養成カリキュラムが設定されているが、ディプロマ・ポリシーを達成すべく、カリキュラム・ポリシーに従ってカリキュラム・ツリーを作成し、体系的な教育課程を編成している【資料 3-3-2】。各科目、「シラバス作成の手引き」に基づき担当教員がシラバスを作成する際、学修成果を到達目標としてシラバス内に明記し、授業計画に従って講義や演習・実技を計画的かつ適切に実施している。成績評価についても、評価基準（評価方法）をシラバスに記載の上、講義等で学生へ周知している【資料 3-3-3】。試験終了後は、「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスから自分の成績をオンライン上で確認できるシステムとなっており、試験結果に関する学修指導を速やかに行っている【資料 3-3-4】。同時に、「授業評価アンケート」を毎学期末に実施し、各科目及び各教職課程において成果と課題としてまとめている。「授業評価アンケート」内の項目には、授業に対する学修時間、予習復習学修時間、学修支援体制、学修成果満足度なども含まれ、集計結果は前述のとおり「学修の成果と課題」としてまとめ、全教員で共有し、次年度へ改善事項として反映している。

これに加え、各免許資格に関わる実習について、実習園・校等からの評価を基に、実習委員会を中心として実習の成果と課題をまとめている。この他、実習後のレポートやプレゼンテーション、議論を通して実習の振り返りを行い、学生自身の学修の軌跡として事後指導の記録及び履修カルテにまとめている【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】。

さらに、学年学期末の修了時期において、保育者（幼稚園教諭・保育士）、養護教諭、小学校教諭としてディプロマ・ポリシーに基づく到達すべき目標（学生の目指す姿）を定め、「学修アンケート」として実施している。このアンケート結果をもとに、学生自身から見たディプロマ・ポリシーに対する認識を検証し、学修成果の客観的達成度を評価している。これらすべてを「学修の成果と課題」としてまとめ、全学で共有している【資料 3-3-8】。同時に、教職課程の自己点検評価も義務化されたことから、今後とも継続して実施していく計画を立てている。

なお、卒業時には、在学生の資格取得状況を調査し、留年生を含む卒業判定を行っている【資料 3-3-9】。

卒業後の評価としては、実習以外にも学外からの客観的評価として「就職アンケート（就職先）」を実施し、就職して1年を経過した卒業生を対象に本学の保育者養成が適切に行われているか、現場からの評価をアセスメント指標として位置づけている【資料 3-3-10】。また、就職課（キャリアサポート）が就職情報を把握の上、それらを集約して、ホームページ等で公開している【資料 3-3-11】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育組織の側面からの学修成果の点検・評価は、各委員会、各教職課程の組織において点検・評価の対象を明確に定め、各指標に従って点検・評価し、自己点検・評価委員会、FD 委員会を通じて各組織にフィードバックされている。

教務委員会は、年間を通した（前・後期）教育活動及び各種実習評価の成果と課題を向上策としてまとめ、学生委員会は学生の相談内容から留年・退学抑制策等をまとめ、就職委員会は就職状況及び卒業後の学修成果等を検証してまとめ、これを自己評価委員会で集約した後、FD 委員会や「教職員連絡会」において全教員にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導等の向上につなげている【資料 3-3-12】。

学生の視点に立った学修成果の点検・評価のフィードバックについては、定期試験及び追再試験ごとに配布される成績表をもとに、「ふるさとアドバイザー」が担当する学生への学修指導を行っている。また、学生はポータルサイトである「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスに随時アクセスでき、自己の成績評価、単位修得率、授業の出席状況を把握できる【資料 3-3-13】。

各科目の担当教員は、科目ごとの学修成果の検証とともに、「授業評価アンケート」によって授業内容に関する興味、理解度、授業レベル等についての学生の意見を聞き、「授業改善報告書」を作成し、教務委員会に提出している【資料 3-3-14】。教務委員会は、「授業評価アンケート」結果及び「授業改善報告書」をもとに教職課程ごとにその傾向や改善策をまとめ、自己評価委員会に報告したうえで、FD 委員会において全教員にフィードバックし、学修指導の向上につなげている【資料 3-3-15】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度に、検証すべき項目を整理するため、自己評価委員が中心となり、三つのポリシーに即して「アセスメント・ポリシー」を策定した。このアセスメント・ポリシーに基づいて学生の入学時から卒業時にかけて、機関（大学）レベル、教育課程（カリキュラム）レベル、科目レベルの 3 段階に分けて行い、教育の向上につなげている。

学修成果については、カリキュラム・ツリーを基にディプロマ・ポリシーに示される要素ごとの到達度を学生が確認できるよう整備している。教職課程ごとにカリキュラム・ツリーに記載されている関連科目の到達目標や教員養成指針をもとに各段階での到達度を可

視化しているが、その妥当性を今後、教務委員会を中心に検証していく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 3-3-1】福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー 【資料 1-2-16】と同じ
- 【資料 3-3-2】福岡こども短期大学 令和 5（2023）年度 カリキュラム・ツリー 【資料 3-2-5】と同じ
- 【資料 3-3-3】福岡こども短期大学 「シラバス作成の手引き」
- 【資料 3-3-4】「Campus Plan Web Service」 学生用 Web サービス
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/zaigakusei/> 【資料 3-1-19】と同じ
- 【資料 3-3-5】ロード オブ ザ 保育者（履修カルテ） 【資料 1-2-12】と同じ
- 【資料 3-3-6】養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用） 【資料 1-2-13】と同じ
- 【資料 3-3-7】小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用） 【資料 1-2-14】と同じ
- 【資料 3-3-8】令和 5（2023）年度 「学修の成果と課題」 集計・分析結果
- 【資料 3-3-9】令和 5（2023）年度 卒業判定資料 【資料 3-1-17】と同じ
- 【資料 3-3-10】令和 5（2023）年度 就職アンケート（就職先：21 年次生）集計・分析結果 【資料 2-3-10】と同じ
- 【資料 3-3-11】令和 5（2023）年度 就職情報
- 【資料 3-3-12】令和 5（2023）年度 「授業評価アンケート」集計・分析結果 【資料 2-6-1】と同じ
- 【資料 3-3-13】「Campus Plan Web Service」 学生用 Web サービス
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/zaigakusei/> 【資料 3-1-19】と同じ
- 【資料 3-3-14】授業改善報告書（一例）
- 【資料 3-3-15】2023 年度 FD 研修会（3 月 22 日）実施記録 【資料 2-6-8】と同じ

【基準 3 の自己評価】

建学の精神と教育理念を基盤とした教育目的及び保育者養成校としての使命を踏まえ、ディプロマ・ポリシーの策定及び見直しを行い、大学ホームページや「学生要覧」、シラバスに掲載し、オリエンテーション等で適切に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を「学則」や規程等で明確に定め、適正に運用している。ディプロマ・ポリシーの 3 つの柱「きづく」「かかわる」「みがく」を踏まえた一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程をカリキュラム・ツリーで示している。各科目のシラバスは「シラバス作成の手引き」に基づいて作成し、教務委員会を中心として点検を行い、「授業評価アンケート」やディプロマ・ポリシーに基づく目指す姿（到達目標）についての「学修アンケート」結果から学修成果について検証している。同時に、各種実習評価についても実習委員会を中心として全体的な検証を行い、まとめている。

る。実習評価に関する個人の結果については、「ふるさとアドバイザー」と共有したうえで事後指導を行っている。これらの学修成果は、半期に一度、学期末に FD 研修会を開催し、成果や課題として全教員で共通理解を図り、教育の質向上を目的に実施している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性を保ち、教育課程を体系的に編成の上、実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、各種実習評価及び「授業評価アンケート」並びにディプロマ・ポリシー到達度調査を実施して検証・分析を行い、学生の学修成果をまとめている。さらには、「就職アンケート（就職先）」等から卒業生の客観的評価を踏まえて、教育の質保証を検証し、その内容を適切にフィードバックしている。

以上のことから、基準 3 は満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「学則」第 53 条第 2 項において「学長は校務をつかさどり、教職員を統督する。」と定め、意思決定の権限は学長にあることが示されている。「学則」第 53 条第 3 項において副学長は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、学長を補佐している。「学則」第 53 条第 4 項において「学科長は、学科に関する校務をつかさどる。」としている【資料 4-1-1】。

学長は、副学長、学科長からの定期的な報告や教授会への出席を通して大学の状況を把握しており、副学長及び学科長を通じた指示により教育、研究及び管理運営が適切に遂行されている。

また、学長が意思決定を行うにあたり、その適切な判断に資する一助として教授会の他に、法人との連携を図りながら大学の管理運営に関する事項を審議する「運営委員会」を置いている【資料 4-1-2】。運営委員会は、規定により学内全般の運営管理に関し、教授会の審議事項について確認するとともに、教授会の諮問事項に答申することを目的として定期的に開催している【図 4-1-1】。

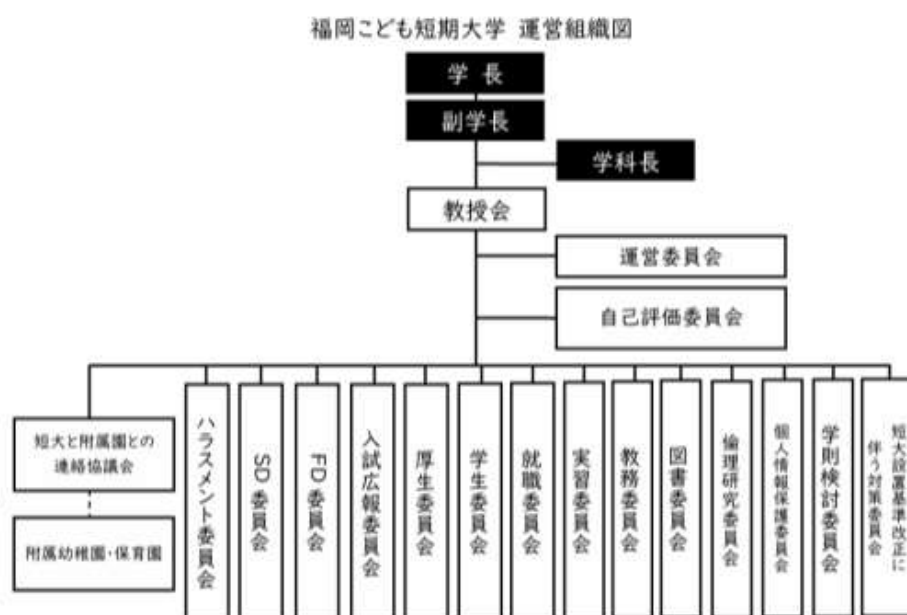


図 4-1-1 福岡こども短期大学 運営組織図

以上のことより、短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは適切に確立・発揮できている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「学則」第55条に「本学に、教授会を置く。教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項」と定め、教学に関する意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

「学則」第55条第2項には、「教授会は学長が次に掲げる事項のうち教授会の意見を聴くことが必要と判断した場合には意見を述べることができる。(1) 「学則」変更等に関する事項、(2) 教育課程及び授業に関する事項、(3) 学生の退学、転学、休学、除籍等に関する事項、(4) 学生の賞罰に関する事項、(5) 教員の資格審査に関する事項」とし、「学則」第55条第3項には、「教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する重要な事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」とし、教授会の役割及び審議事項については「教授会規程」において定めている【資料4-1-3】【資料4-1-4】。

また、学長を補佐するため副学長を置き、「副学長設置規程」において「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としている【資料4-1-5】。同時に、学科長は、「学科長選考規程」により「学科長は、学長及び副学長を補佐し、大学内の教学を統括する。」と定められており、学長及び副学長を補佐している【資料4-1-6】。

さらに、本学の「運営組織図」に示すとおり教授会での審議・決定事項については運営委員会をはじめ、各委員会と連携しながら教学マネジメントが適切に維持できるよう運営体制を整備している【資料4-1-7】。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員については、「学校法人都築育英学園 事務組織規程」において事務組織を明確にしており、「学校法人都築育英学園 事務分掌規程」において主要業務を定めている【資料4-1-8】【資料4-1-9】。

本学の職員についても、学校法人都築育英学園事務組織系統図に示されるとおり、適切な職制を整備したうえで必要な職員数を配置している【資料4-1-10】。本学事務室には、事務局（庶務課）、教務部（教務課、教育実習課）、学生部（学生課）、厚生部（厚生課）、就職部（就職課）、図書館（図書館）、入試広報部（入試広報室）が配置している。

また、大学の適切な管理・運営のために、各委員会が設置されているが、これらの委員会に、職員もその構成員として参画し、教員と協働しながら運営にあたっている。職員が教員と協働して大学の管理運営を担うことにより、職員の意識と知識・技能の向上及び業務の効率化が図られている。同時に、法人本部と大学事務所と連携しながら教学マネジメントの機能性を維持している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを適切に発揮することができるよう、副学長、学科長及び各部長並びに事務長が中心となって教授会並びに運営委員会を適切に機能させ、各委員会の活動を更に活性化させていく。同時に、中長期的な計画を踏まえた本学の質保証、三つのポリシーに基づく教育の質保証について自ら評価・改善を行い、内部質保証の向上に向けた恒常的な自己点検活動により、教学マネジメント機能を維持・向上させていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-1-1】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 53 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 4-1-2】福岡こども短期大学 運営委員会規程 【資料 1-2-3】と同じ
- 【資料 4-1-3】福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 55 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 4-1-4】福岡こども短期大学 教授会規程 【資料 1-2-1】と同じ
- 【資料 4-1-5】福岡こども短期大学 副学長設置規程
- 【資料 4-1-6】福岡こども短期大学 学科長選考規程
- 【資料 4-1-7】福岡こども短期大学 運営組織図
- 【資料 4-1-8】学校法人都築育英学園 事務組織規程
- 【資料 4-1-9】学校法人都築育英学園 事務分掌規程
- 【資料 4-1-10】都築育英学園 事務組織系統図

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学における専任教員は、教授 11 人、准教授 3 人、講師 15 人、計 29 人であり、短大設置基準を満たしていると同時に、教職課程（幼稚園教諭、養護教諭、小学校教諭）の専任教員数も教職課程認定基準を、また、保育士資格についても指定保育士養成施設指定基準を満たしている。このうち、実務の経験を有する専任教員も 10 人配置し、保育者養成校として教育目的及び教育課程に即した必要教員数を確保している【資料 4-2-1】。

本学における教員の採用については、「学校法人都築育英学園 任免規程」及び「学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程」に基づき、また、昇任については、「福岡こども短期大学 教員資格審査規程」に基づき手続きを実施している【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。採用及び昇任の候補者がある時は、教員資格審査委員会を開き、必

要に応じて教授会の意見を聴き、学長が決定を行う。学長は決定した候補者を理事長に上申して、最終的な教員の採用及び昇任の手続きが完了する。

また、教員は、毎年、教育及び研究活動の業績（教育実践上の主な業績、作成した教科書・参考書、出版した著書や学術論文、学会及び社会における主な活動）を記載した「教員活動報告書」を作成している。「教員活動報告書」の評価対象項目は、「1. 研究活動」「2. 社会における活動（教育活動・社会貢献活動）」となっており、これらを総合的に評価している。なお、この教員活動報告書は、昇任の際の参考資料としている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発等、教育の質的向上を図るため、FD委員会を設置し、令和5（2023）年度には実施計画に従って全6回の研修会を実施した

【資料4-2-5】【資料4-2-6】。規程には、教職課程ごとに「保育内容検討部会」、「養護教育内容検討部会」、「小学校教育内容検討部会」を置き専門的なFDを推進するワーキング・グループとして運用することになっているが、実質的には教務委員会、実習委員会及び就職委員会のメンバーが兼ね、例年、授業評価及び実習評価、並びに就職先からの外部評価を総括して問題提起を行い、保育・教育に関するFD研修会や講演会を企画・立案し、定期的に実施している。特に、教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、「授業評価アンケート」結果内の教員、学生双方の意見を反映することを目的とし、年2回（前・後期）、教務委員会が全科目に対して「授業評価アンケート」を実施している。教務委員会は、各科目で得られた結果を該当の担当教員へ戻し、授業改善計画として「授業改善報告書」を回収し、学生のニーズを把握し、その結果をFD研修会にて共有している。あわせて、実習評価や「就職アンケート（就職先）」からの学外からの意見もまとめて報告し、授業改善に努めている【資料4-2-7】。

また、研修の一部には、図書委員会が主体となって研究奨励のためのFD研修を取り入れて実施している。令和5（2023）年度においては、教員は、日本学術振興会（eL-CoRE）が公開している研究倫理eラーニングコースを受講して研究倫理についての研修を行った。

この他、今年度より全学的に取組みを始動した「ワンヘルス」についても、アジア獣医師会連合 ワンヘルス福岡オフィスより今村和彦事務局長を招き、講演会を行い、学長をはじめとする全教職員が講習会に参加し、見識を深めた【資料4-2-8】。

（3）4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置や職能開発については、保育者養成校として短大設置基準の他、教職課程認定基準並びに指定保育士養成施設指定基準に基づきながら、適切な採用及び昇任を継続的に実施するとともに、若手教員の採用を積極的に行い、職階や年齢等においてバランスがとれるよう教員確保及び配置に努めていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-2-1】 令和 5（2023）年度 実務経験のある教員等による授業科目の一覧
- 【資料 4-2-2】 学校法人都築育英学園 任免規程
- 【資料 4-2-3】 学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程
- 【資料 4-2-4】 福岡こども短期大学 教員資格審査規程
- 【資料 4-2-5】 福岡こども短期大学 FD 委員会運営規程
- 【資料 4-2-6】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 FD 研修実施計画
- 【資料 4-2-7】 授業改善報告書（一例） 【資料 3-3-14】 と同じ
- 【資料 4-2-8】 福岡こども短期大学 FD・SD 合同研修会（8 月 10 日）実施記録

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

「SD 委員会運営規程」に基づき年間の計画を策定し、定期的に SD（Staff Development）を職員に対し実施するとともに、必要により管理職の教員を含めて SD を行い、短期大学運営に必要な資質・能力の向上を図るとともに、職員個々の職能開発を効果的に行い、円滑かつ効果的な短期大学運営のための基盤強化に努めている【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】。

年間の計画策定にあたっては、部長等管理職の教員のみならず、現場の教員の声に耳を傾け、研修内容や時期に反映させるよう留意する一方で、計画外の教育も、各委員会等からのニーズがあれば、臨機に計画し教育を行っており、教職員の資質・能力向上機会が用意されていると判断している。

また、文部科学省、公益財団法人日本高等教育評価機構、日本私立短期大学協会、独立行政法人日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業等、各種関連機関及び都築育英学園の提供する研修や会合等への積極的な参加を推奨し、そのための参加費や交通費等便宜を図っている。

さらに、事務職員は、事務長以下全ての職員の参加のもと、事務職員朝礼を毎週月曜日に行うとともに、Microsoft 365 Outlook メールや Microsoft 365 Teams で情報を共有し、事務職員間の意思の疎通や校務運営に対する参画意欲の向上にも努めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学内で行う定期的な SD については、本学の職員の適任者により実施することが主であるが、より高度な研修内容とするため、外部の講師等による SD 研修を徐々に増やしていく。また、教員と職員の教職協働や相互理解・認識の統一を図るため、SD と FD 合同の研修も継続していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-1】福岡こども短期大学 SD 委員会運営規程

【資料 4-3-2】令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 SD 研修実施計画

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、研究教育上の目的に沿った研究活動が行えるように専門分野毎に研究室を共有している。これらの研究室には、教員の居室が設置されている【資料 4-4-1】。

また、研究時間については、勤務日の所定時間内に授業及び学生指導、専門委員会業務等にあたることを前提として、可能な限り個人研究に専念できる時間を確保できるようにしており、年度末には、教員の研究をまとめたものとして研究紀要を発行している【資料 4-4-2】。

なお、研究活動に伴う事務については、教務課が担っており、科学研究費や外部研究資金に関する情報提供を行っている【資料 4-4-3】。令和 5（2023）年度に申請したものは、1 件の科学研究費の採択があった【資料 4-4-4】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、「研究倫理基準」及び「研究倫理委員会規程」を定めている【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】。

研究倫理に関する審査については、規程に従って研究倫理委員会を開き、適切に審査を行っている。また、教員には、「教職員連絡会」や FD 研修会を通じて公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する内容を周知し、日本学術振興会が公開している研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics）を受講することを義務づけ、そのうえで修了証書の提出を求めている。

この基準の他、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「競争的資金等取扱規程」、「研究活動の不正行為防止規程」、「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画」を整備し、ホームページに公表している【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動の予算としては、毎年、学園本部から示される通知に基づき、教務課を通じて個人研究費が支給されている【資料 4-4-10】。その金額は、職階に応じて支給されることになっており、令和 5（2023）年度は、原則として講師 5 万、准教授 10 万、教授 20 万円の支給を行った。その他、研究備品として専用のパソコンを支給し、研究室には情報環境を整備している。また、必要に応じ、事務職員が教員の人的支援を行っている。

教員は、年度当初に「教員個人研究費 使用計画書」を立案し、「教員個人研究費取扱細則」に従って研究費を使用したうえで、年度末に研究成果を「教員個人研究報告書」にまとめて教務課へ報告し、個人の研究活動を円滑に進めている【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】。

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境を整備し、研究を奨励するため、教職員からの研究環境に関する要望を把握し、計画的に改善に努めていく。

また、研究支援や外部資金獲得のための研修を充実させ、研究活動の推進を図りたい。

エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-1】福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学案内図、福岡こども短期大学校舎内教室等配置図 【資料 F-8】と同じ

【資料 4-4-2】2024 福岡こども短期大学 研究紀要 第 35 号

【資料 4-4-3】令和 5（2023）年度 科学研究費助成事業－科研費－（国際共同研究 加速基金（国際共同研究強化））の公募について（通知）

【資料 4-4-4】令和 6（2024）年度 交付内定一覧

【資料 4-4-5】福岡こども短期大学 研究倫理基準

【資料 4-4-6】福岡こども短期大学 研究倫理委員会規程

【資料 4-4-7】福岡こども短期大学 競争的資金等取扱規程

【資料 4-4-8】福岡こども短期大学 研究活動の不正行為防止規程

【資料 4-4-9】福岡こども短期大学 公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画

【資料 4-4-10】2023（令和 5）年度 使用経費枠の割当及び経費の執行要領について（通知）

【資料 4-4-11】福岡こども短期大学 教員個人研究費使用計画書

【資料 4-4-12】福岡こども短期大学 教員個人研究費支払請求書

【資料 4-4-13】福岡こども短期大学 教員個人研究報告書

【基準 4 の自己評価】

本学は、学長が教学に関する最高責任者とし意思決定を行っている。学長の任務を補佐する副学長及び学科長を置き、学長の命を受けて教学及び大学の管理運営を補佐している。同時に、学長の意思決定に対し専門的な立場から意見を述べる機関として教授会、運営委員会が適時開催され、助言・提言がなされている。「教授会規程」及び「運営委員会規程」には審議事項として教育研究に関する重要な事項が定められ、周知されている。このように権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、適切に運営されている。大学の適切な運営のために、必要な職員が適切に配置され、その役割は明確化されている。

また、本学の専任教員数は短大設置基準を満たしており、役職、年齢についてもバランス良く適切に配置されている。採用・昇格については規程が整備されており、適切に実施されている。FD は FD 委員会、SD は SD 委員会を中心に、全学的に取り組まれており、FD・SD 研修会は、テーマを設定して毎年、定期に実施されている。FD 講演会・研修会に加えて、教育研究業績などに関する資料を作成することで、教育・研究に関する教員の啓発を図っており、外部研修会にも積極的に参加し、教職員の資質・能力向上を図っている。

さらに、研究環境とともに研究倫理に関連する規程等も整備し、厳正に運用されている。研究活動への資金配分は学園本部の指示に従って適切に行われており、その事務は教務課及び庶務課が中心となって、研究費の管理、外部資金の情報提供や申請など研究支援を行っている。

以上のことから、基準 4 は満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人都築育英学園は「寄附行為」において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これらの法令を遵守し、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく教育を行う学校の運営を理事会、評議員会等を設置して誠実に行っている。

役員及び理事会に関する事項は「寄附行為第 3 章」に、評議員会及び評議員に関する事項は「寄附行為第 4 章」に定め、法令及び諸規則に基づき経営の規律と誠実性を維持し、法人運営を行っている【資料 5-1-1】。

また、監事は「学校法人都築育英学園 監事監査規程」に基づき、定期及び臨時に監査を行い、法人の健全な運営に寄与している【資料 5-1-2】。

私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条に定められている書類については、法人本部事務所に備付け、「都築育英学園 法人文書の情報公開規程」に基づき請求があった場合には閲覧できる態勢を維持している【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】。

また、私立学校法第 63 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 7 条第 2 項及び大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 4 項で定められている情報は、ホームページ上で公表している【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為において、法人の意思決定機関として理事会を、また、諮問機関として評議員会を設置、定例及び必要に応じて理事会及び評議員会を開催し、経営、財務、主要人事、「学則」の改廃等の重要事項について審議を行うように定めている【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】。

法人は認証評価の結果を踏まえて中期計画を作成している。また、当該中期計画に基づき年度ごとの事業計画を策定しているが、策定の際に前年度の事業成果を分析・評価して、事業計画に反映させることで PDCA サイクルを確立し、継続的に目的の実現に努めている【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園は、環境保全等を目的に各構内の樹木等の環境整備を恒常的に行うとともに、エキキャンパスを推進するため各種照明の LED 化を図っている。また、夏季には「クールビズ期」を設定し、消費電力の削減に努めている【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】。

人権への配慮は、「学校法人都築育英学園 個人情報保護規程」、「学校法人都築育英学園 特定個人情報等取扱規程」、「学校法人都築育英学園 ハラスメント防止に関する規程」、「学校法人都築育英学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定め人権保護について周知徹底に努めている【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】【資料 5-1-26】。

令和 5（2023）年度は、学園の人権啓発推進員が、「福岡地域公正採用選考人権啓発推進員研修」（福岡県労働局主催）に参加、その研修内容である履歴書記入項目、面接時の質問の際の注意事項等について各学校の担当者に普及を実施した【資料 5-1-27】。

また、各施設を障がい者にも快適に使用してもらうための改修工事を実施する等、バリアフリー化も推進している【資料 5-1-28】。

安全への配慮については、学生、児童、園児、職員及び近隣住民の安全を図るため、「学校法人都築育英学園 危機管理規程」に基づき危機管理者及び危機管理責任者を指定して、学校ごとに危機管理に関するマニュアル等の作成・周知、研修、訓練等の実施を図っている【資料 5-1-29】。

教職員の健康管理については、定期健診断を確実に受診するとともに、二次健康診断が必要な場合は、その実施日と結果について努めて相談するよう、教員にあっては副学長、事務職員にあっては事務長が指導を行っている。また、各教員や職員のストレスや悩みの状況等についても、特に副学長及び事務長が注意を払い、アドバイス等を行うようにしている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも法令の改正、社会情勢等に適切に対応し、法令を遵守しつつ経営の規律と誠実性を維持していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-1】 学校法人都築育英学園 寄附行為第 3 章・第 4 章 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-2】 学校法人都築育英学園 監事監査規程

【資料 5-1-3】 学校法人都築育英学園 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-4】 計算書類（令和元年度～令和 5 年度）、監事監査報告書（令和元年度～令和 5 年度） 【資料 F-11】 と同じ

【資料 5-1-5】 学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

【資料 5-1-6】 役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度） 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-1-7】 学校法人都築育英学園 法人文書の情報公開規程

- 【資料 5-1-8】 学校法人都築育英学園 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-1-9】 計算書類（令和元年度～令和 5 年度）、監事監査報告書（令和元年度～令和 5 年度） 【資料 F-11】 と同じ
- 【資料 5-1-10】 学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ
- 【資料 5-1-11】 役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度） 【資料 F-10】 と同じ
- 【資料 5-1-12】 学校法人都築育英学園 役員の報酬等に関する規程
- 【資料 5-1-13】 情報公開アドレス
- 【資料 5-1-14】 高等教育における修学支援新制度確認申請書
- 【資料 5-1-15】 学校法人都築育英学園 教員の任期に関する規程
- 【資料 5-1-16】 学校法人都築育英学園 寄附行為 第 17 条 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-1-17】 役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度） 【資料 F-10】 と同じ
- 【資料 5-1-18】 学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度） 【資料 1-2-8】 と同じ
- 【資料 5-1-19】 学校法人都築育英学園 令和 6 年度事業計画書 【資料 F-6】 と同じ
- 【資料 5-1-20】 学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業計画書
- 【資料 5-1-21】 エコキャンパス推進事業（LED 化）計画
- 【資料 5-1-22】 夏季期間における服装（クールビズ）について
- 【資料 5-1-23】 学校法人都築育英学園 個人情報保護規程
- 【資料 5-1-24】 学校法人都築育英学園 特定個人情報等取扱規程
- 【資料 5-1-25】 学校法人都築育英学園 ハラスメント防止に関する規程
- 【資料 5-1-26】 学校法人都築育英学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 【資料 5-1-27】 令和 5（2023）年度 福岡地域公正採用選考人権啓発推進員研修資料
- 【資料 5-1-28】 バリアフリー化計画
- 【資料 5-1-29】 学校法人都築育英学園 危機管理規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人の意思決定機関である理事会は、「寄附行為第 7 条及び第 8 条」により現在、第 1 号理事（学園総長）、第 2 号理事（日本経済大学学長）、第 3 号理事（だいいち幼稚園園長）、第 4 号理事（評議員選任）2 人、第 5 号理事（学識経験者）の 6 人で構成しており、使命・目的の達成に向けて意思決定が適切にできる体制にある【資料 5-2-1】。

また、理事会においては、寄附行為の変更、事業計画・予算、事業報告・決算、規程・学則の改廃、役員等の選任、法人の運営に関する重要事項等について審議・決定を行って

いる。令和 5（2023）年度の理事会は 5 回開催をしており、理事の出席率は 93%（委任状を含めると 100%）で機能性を十分に発揮している【資料 5-2-2】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年度から施行される私立学校法に適合する体制を確立し、引き続き外部理事を含め幅広い意見を取り入れ、私立大学を取巻く厳しい経営環境、社会の変化等に適切に対応していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-2-1】 学校法人都築育英学園 寄附行為 第 7 条・第 8 条 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度） 【資料 F-10】 と同じ

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の理事長は「寄附行為第 8 条及び第 24 条」により、福岡こども短期大学学長（学園総長）は理事及び評議員を兼務しているため、福岡こども短期大学に関わる審議案件について正確な情報を理事会及び評議員会に提供し、理事の適切な判断及び評議員への諮問に寄与している【資料 5-3-1】。

また理事長は、必要に応じ「学校法人都築育英学園 運営委員会規程」に基づき運営委員会を開催し、各学校等から経営改善及び管理運営に関する事項の報告を受けることにより実効性を確認し、理事会における諮問事項の答申の資としている【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】。

「寄附行為第 13 条」において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めており、法人本部事務局長、経理部長、各学校の事務長等から適時の報告を受け、状況を把握したうえでリーダーシップを発揮することにより、法人の意思決定が円滑に行われている【資料 5-3-4】。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の理事会及び評議員会には、学長が理事及び評議員として出席し、大学側からの観

点で意見を述べるとともに、大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行っており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを機能させている【資料 5-3-5】。

監事においては、「寄附行為第 9 条」に基づき、独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任しており、「寄附行為第 16 条」に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況の監査を実施するとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において報告を実施している。また、令和 5（2023）年度は全ての理事会及び評議員会に出席して法人の現況を確認するとともに、必要に応じて意見を述べている。

評議員は、「寄附行為第 24 条」に基づき選任された 15 人で組織され、理事長が「寄附行為第 22 条」の諮問事項についてあらかじめ評議員会において評議員に意見を聴いている。なお、令和 5（2023）年度の評議員会は 5 回開催され、評議員の出席は 83%であり、諮問機関として有効に機能を発揮している【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】。

理事会、評議員会及び運営委員会等により法人と大学の各管理運営機関との意思疎通を適切に実施し、相互チェックの機能性を発揮している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学の各管理運営機関の意思疎通は円滑に行われており、相互チェックも機能している。令和 7（2025）年度の私学法改正に基づく理事会等の組織改正においても、法人と大学の適時適切な情報の共有及び各組織のチェック機能を有効に発揮できる体制を確立し、健全な運営を継続する。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-3-1】 学校法人都築育英学園 寄附行為 第 8 条・第 24 条 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-2】 学校法人都築育英学園 運営委員会規程 【資料 1-2-3】と同じ
- 【資料 5-3-3】 学校法人都築育英学園 運営委員会資料
- 【資料 5-3-4】 学校法人都築育英学園 寄附行為 第 13 条 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-5】 役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度） 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-3-6】 学校法人都築育英学園 寄附行為 第 9 条・第 16 条・第 22 条・第 24 条 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-7】 役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度） 【資料 F-10】と同じ

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学園は福岡こども短期大学のほか、日本経済大学、リンデンホールスクール中高学部、リンデンホールスクール小学部、だいいち幼稚園、だいいち保育園及び法人本部の 7 部門を有している。

予算の編成は、先ず予算単位となる 7 部門が事業計画に基づき予算積算書を作成、法人事務局において部門ごとにヒアリングを行い、大幅な増減がある場合は、その理由を質問し、併せて前年度以前の収支実績と比較して、より精査した数値で予算原案を作成、「寄付行為第 35 条」（予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき議決された予算を各部門に配布している【資料 5-4-1】。

やむを得ない理由により予算不足が生じた場合は、「学校法人都築育英学園 予算管理規定第 28 条・29 条」（予備費及び予備流用）に基づき大科目内における流用、増額申請による予備費の使用又は予算の補正を実施している。なお、補正予算については理事会の承認を得ている【資料 5-4-2】。

適切な財務運営については、入学定員の確保を基本とし、教職員一丸となった募集、広報活動を推進、ホームページ、学校案内パンフレット内容の改善、教育内容、施設、設備等の改善充実を図り、魅力ある大学の確立を推し進めている【資料 5-4-3】。

財務について毎年、前年度の事業活動収支の現状を認識し、当年度を含む 5 年間の中期収支計画を作成している【資料 5-4-4】。

計画にあたって収入は学生募集と連携した、より現実を見つめた数値を計上、支出は法人事務局と調整を行い抑制した数値を計上し、収支の健全化に努めており、成果は徐々にではあるが、適切な財務運営が確立できつつある。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

福岡こども短期大学の入学者数は少子化の中、直近 3 年間の入学定員充足率は伸び悩んでいたが、令和 6 年度から入学定員数の削減等で令和 6 年度の入学定員充足率は直近 3 年間の平均値より約 20%増加し 77%となった。又、日本経済大学は法人の収入の約 81%を占めている。

学園の日本経済大学の 3 つのキャンパス（福岡、渋谷、神戸）は、立地及び教育研究環境も整い、学生募集に成果を上げている。平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度まで学生の入学定員充足率の平均値は 103.8%、収容定員充足率も年々増加しており、その平均値は 87.1%で推移している。

尚、令和 6（2024）年度の入学定員充足率 149.1%、収容定員充足率 101.8%で良好に推移している。平成 26（2014）年度から高大連携をはじめ日本人学生の確保を重視した募集施策も実施し少子化の中で教職員一丸となって学生募集に努めている。今後も収入の増加は見込まれる。

支出については、教職員全体で節約意識を共有し、予算積算書作成時には必要性、優先順位等について数次に亘るヒアリングを行い、不必要なものはフィルターにかけ、厳正に審査することにより支出の抑制に努めている。

学校法人間の借入金については、計画的に返済を進めており、令和 7（2025）年度には解消する【資料 5-4-5】。

尚、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は【A2】にランクアップした。

中期計画を基盤とした各当該年度収支を詳細に把握し、支出については真に必要な案件であるかを精査する等、可能な限り支出抑制に努めていることから適切な財務運営が遂行されており、教職員の真摯な募集活動及び推し進めている魅力ある大学の確立等により、次年度以降も入学生等、安定した収入が見込まれ、財務基盤が確立され良好な収支バランスが確保できている。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-1】 学校法人都築育英学園 寄付行為 第 35 条 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-4-2】 学校法人都築育英学園 予算管理規定 第 28 条・29 条

【資料 5-4-3】 入学定員と入学数

【資料 5-4-4】 中期収支計画 【令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度】

【資料 5-4-5】 学校法人間の借入金 【令和 7（2025）年度に解消予定】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も中長期的な視点に立って、教育研究基盤の維持及び充実に努めると共に、財務運営基盤の強化に努め、定員の確保及び経費節減に留意し、収支バランスの適正化を維持継続していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準及び経理規定」に基づき、適正に実施している。また、「学校法人都築育英学園 経理規定第 4 条」に基づき、全ての会計伝票は法人事務局において集約し一元的に処理している【資料 5-5-1】。

会計処理上生じた疑問及び問題点については、公認会計士或いは私学共済事業団の担当者に相談、指導、助言を受け適切に遅延なく処理している。

予算執行に際しては、伺書にて必要性、調達先、価格数量等を厳正に審査し、不要不急の調達を制限すると共に、予算担当者に正確な予算執行額を把握させ効率性を重視した予算執行を図っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は公認会計士による監査及び「学校法人都築育英学園 監事監査規定」に基づく監事による監査を実施している【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】。

公認会計士による監査は、私学振興助成法に基づく監査及び日常の会計処理について、会計基準に則った適切な処理であるかを監査している。監事による監査は、決算時に行う定期監査及び必要の都度行う臨時監査があり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行い効率的な監査を実施している。又、監査において、公認会計士及び監事に提出する書類、資料等は正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については速やかに改善、処置を行い、適切な会計業務運営の資としている。

学校法人会計基準に準拠した正確な事務を遂行しており、適正な会計処理を実施している。又、会計監査の体制も確立しており、監査は厳正に実施している。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-5-1】 学校法人都築育英学園 経理規程 第4条

【資料 5-5-2】 学校法人都築育英学園 監事監査規程

【資料 5-5-3】 会計士監査報告書・監事監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計関係職員の技量知識向上のため、学校法人会計基準に対応するため各種研究会、講習会に参加させ更なる職員の能力向上を図ると共に、会計事故防止の為、機会教育等により会計職員に高い倫理観を持たせて、法令規則に精通させる。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を更に密にし、効率ある精度の高い監査が実施できる体制をつくる。

【基準5の自己評価】

大学の設置、運営に関連する諸法令を遵守し、大学の使命・目的の実現のために、理事会等の戦略的意思決定ができる体制が整えられ、適切に運営されている。また、大学における意思決定の最高責任者であると共に、法人と大学をつなぐ連携調整の役割と機能を学長が持ち、実践していることから、経営を担う法人と教学を担う大学が、緊密に意思疎通し、相互にチェックしあう組織体制のもとに、学長が、大学運営全般において、ボトムアップに意を用いながら適切かつ強いリーダーシップを発揮していると判断している。

業務執行体制に関しては、使命・目的の履行達成のために、権限の適切な分散と責任の

明確化に配慮した組織編制と職員配置がなされ機能していると判断している。

財務状況に関しては、中期計画を基礎として、各当該年度収支を詳細に把握し、可能な限り支出抑制に努め、適切な財務運営が確立できている。

時代の流れとともに少子化の傾向の中、ここ数年入学生数も伸び悩んでいたが、教職員の真摯な募集活動及び推し進めている魅力ある大学の確立等により、令和6年度の入学率は前年対比約20%増加、又、収容定員充足率も約9%アップした。次年度以降も入学生等増加が見込まれ徐々にではあるが安定した収入が見込まれ、財務基盤が確立され良好な収支バランスが確保できるものです。

また、学校法人会計基準に準拠した正確な事務遂行により適正な会計処理とともに、会計監査の体制が確立され、監査も厳正に実施されており、基準5は満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針については、「学則」第4条に「第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。」と規定している【資料 6-1-1】。

これに基づき、本学の内部質保証に携わる組織として「運営委員会」、「自己評価委員会」を設置し、関連する組織として「FD 委員会」及び「SD 委員会」を含む専門委員会を設置しており、図 6-1-1 に示すとおり PDCA サイクルに則りそれぞれが相互に連携する体制を整備している【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】。

自己評価委員会は、「自己評価委員会規程」の中で学科長を中心に、図書館長及び各部長、各教職課程（幼稚園教諭・養護教諭・小学校教諭）・保育士養成課程の代表者、事務長及び各部事務職員で構成することを定めており、教育目標や教育・研究活動等について自己評価・点検を実施し、本学の教育及び研究の質を保証している【資料 6-1-6】。

上記委員会の活動報告により、学長が大学全体の教育研究に関する重要な事項を判断した場合は、副学長を通じて運営委員会の構成員である学科長及び各部長並びに事務長へ改善・向上を指示している【資料 6-1-7】。

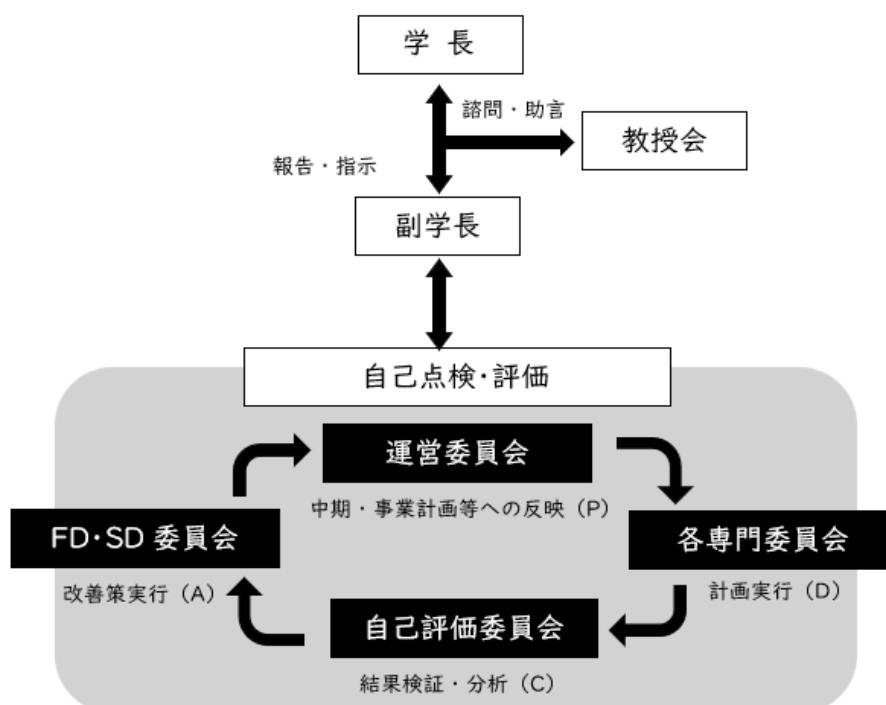


図 6-1-1 福岡こども短期大学 自己評価組織図

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

運営委員会で立案した計画をもとに各専門委員会が業務を効率的かつ効果的に遂行できるよう、自己評価委員会が中心となってチェック機能を果たし、PDCA サイクルをより機能させていく。また、改善事項は FD 委員会及び SD 委員会を中心に今後も幅広いテーマを取り入れて研鑽を重ね、内部保証の質を高めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-1-1】福岡こども短期大学	令和 5 年度 学則 第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】福岡こども短期大学	運営委員会規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 6-1-3】福岡こども短期大学	自己評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-1-4】福岡こども短期大学	FD 委員会運営規程	【資料 4-2-5】と同じ
【資料 6-1-5】福岡こども短期大学	SD 委員会運営規程	【資料 4-3-1】と同じ
【資料 6-1-6】福岡こども短期大学	自己評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-1-7】福岡こども短期大学	教授会規程	【資料 1-2-1】と同じ

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価は、日本高等教育評価機構による短期大学機関別認証評価を実施する他、学内の自己評価を担う組織は、「自己評価委員会」であり、「自己評価委員会規程」第 6 条及び別紙にその評価観点が明示されている【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】。

令和 2（2020）年の中央教育審議会大学分科会がとりまとめた「教学マネジメント指針」において、学長のリーダーシップの下で、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、学修者本位の教育を実現したうえで教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することを通して、適切な PDCA サイクルを確立することが求められたことから、令和 3（2021）年度の自己評価委員会において学修成果の可視化を重点目標とし、三つのポリシーと同時にアセスメント・ポリシーを見直し、自己評価の項目と基準における担当を明確化した【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。

これによって、教育活動及び成果についての調査を定期的かつ多角的に実施することを位置づけ、自己評価委員会が各専門委員会・部署の所轄するアセスメント指標と教育成果との関連を意識し、教育の質保証のための PDCA サイクルを確立している。自己評価委員会は学科長の招集により定期に開催し、各委員会・部署で収集したアセスメント指標の

データや分析結果を確認の上、「教職員連絡会」にて全教職員へ共有している。また、検討・改善事項については、各専門委員会・部署において再度、協議を重ね、改善を図っているが、必要に応じて、運営委員会並びに教授会にて審議し、学長が決定した事項について全教職員で共通理解を図るシステムを構築している。自己評価委員会は、点検・評価の結果について報告書を作成し、ホームページ上で社会へ公表している【資料 6-2-5】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、「建学の精神」及び教育の目的を実現するために、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとしてその方針を定め、教育活動を行い、これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学修成果について測定・評価している。また、これらに対する測定・評価指標は、機関レベル（短大）、教育課程レベル

（学科）、授業科目レベルの3段階で査定するものとし、学内の各委員会や部署が年間計画に従って測定・分析してまとめ、自己評価委員会がそれを踏まえて次年度の方針や方策を立て、運営委員会や教授会で意思決定するという、教育の質保証をするための活動を全学的に推進している。主なアセスメント指標については、実施計画に従って授業評価やディプロマ・ポリシー達成度等の学修成果の他、学修環境や学校生活及び学校行事、就職状況まで、学生が入学してから卒業するまでの経年的なデータを収集し、自己評価委員会を中心に全教職員で共有の上、次年度の計画立案の際に活用したり、FD 委員会の研修内容等に含めたりして活用している【資料 6-2-6】。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己評価委員会を中心に各専門委員会と連携しながら本学の教学活動に関する調査や各種アンケート等を実施し、調査結果の収集・分析を通して大学の意思決定の支援を行っていく。同時に、アセスメント・ポリシーの見直しを定期的に行い、アセスメント指標の適正化を図る。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-1】 福岡こども短期大学 第三者評価に関する規程

【資料 6-2-2】 福岡こども短期大学 自己評価委員会規程 【資料 1-2-9】 と同じ

【資料 6-2-3】 福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー 【資料 1-2-16】 と同じ

【資料 6-2-4】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 自己評価アセスメント指標
実施計画

【資料 6-2-5】 福岡こども短期大学 ホームページ>本学の特徴>情報公開
<https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai/>

【資料 6-2-6】 令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 自己評価アセスメント指標
実施計画 【資料 6-2-4】 と同じ

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和 4（2022）年度に三つのポリシーを見直した際、あわせて、これらのポリシーに基づき本学のアセスメント・ポリシー及びアセスメント指標を作成した【資料 6-3-1】。これらのアセスメント指標については、自己評価委員長である学科長が年間実施計画を立案の上、該当の専門委員会の長及び委員並びに担当者へ委任し、アンケート結果や成果報告書等を自己評価委員会が収集している【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】。自己評価委員会は、担当者から提案された改善事項を踏まえて評価し、結果と改善事項について、FD 委員会及び SD 委員会並びに「教職員連絡会」を通じてフィードバックするとともに、運営委員会等を通じて次年度の各種計画及び中期計画につなげている【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】。今年度は、「授業評価アンケート」結果や学外からの実習及び「就職アンケート（就職先）」結果をもとに授業及び教育内容の改善を図り、本学教育の改善・向上に努めた【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己評価委員会が中心となり、本学のアセスメント・ポリシーに基づいたアセスメント指標を各委員会及び担当者へ割り当てたうえで、所轄の部署において収集・分析されたデータを確実に集約し、各部署の評価や点検が適切に実施されているかを確認して大学全体の内部質保証を高める PDCA サイクルを円滑に進めていく。

また、フィードバックや改善事項については、FD 委員会及び SD 委員会並びに「教職員連絡会」において速やかに全教職員へ周知するとともに、三つのポリシーを起点として入試・教務・就職の観点から、次年度の各種計画及び中期計画の策定に反映させ、内部質保証の仕組みの機能性をいっそう高めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料6-3-1】 福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー 【資料 1-2-16】と同じ

【資料6-3-2】 令和5（2023）年度 福岡こども短期大学 自己評価アセスメント指標実施計画 【資料6-2-4】と同じ

【資料6-3-3】 自己評価委員会 成果報告書

【資料6-3-4】 福岡こども短期大学 令和6（2024）年度 年間行事予定

【資料6-3-5】学校法人都築育英学園 中期計画（令和5年度～令和9年度）【資料 1-2-8】と同じ

【資料6-3-6】2023年度 FD研修会（3月22日）実施記録 【資料2-6-8】と同じ

【資料6-3-7】令和5（2023）年度 福岡こども短期大学 教職員連絡会実施記録（3月22日）（抜粋）【資料2-2-4】と同じ

【基準6の自己評価】

本学では、学長及び教授会並びに運営委員会のもと、自己評価委員会が中心となって大学の使命・目的に従った自主的・自律的な自己点検・評価を組織的かつ定期的に実施している。内部質保証のための恒常的な組織及び責任体制を明確にするとともに、本学のアセスメント・ポリシーに、三つのポリシーを起点としたアセスメント指標を機関別、カリキュラム別に定めている。本学の専門委員会や教職員は、これらの自己評価活動を通じて自己点検・評価の重要性を認識している。このように、自己評価体制については、大学全体のPDCAサイクルが確立しており、自己点検・評価及び第三者評価の結果を各種計画及び中期計画に反映させ、大学運営の改善・向上に努めている。上記のことから、基準6は満たしていると判断できる。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 本学における地域貢献の展開と貢献度

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

本学の地域貢献は、大きく分けて以下の 6 つのカテゴリーに分類される。

1) 本学独自の研究活動組織である「幼児教育研究会」による地域貢献

「幼児教育研究会」は建学の精神に基づいた、本学独自の“こども“に特化した研究活動組織で、現在、25 もの研究会が存在している。この「幼児教育研究会」は、後述の三大公開講座をはじめ、大学近郊の地域にも開かれた組織として活動しており、近隣の自治体が主催するイベントに参加したり、保育関連施設及び障がい児施設等の社会福祉施設へ直接出向いたりして、様々な活動及び支援を行っている。なお、令和 5（2023）年度の実績は、24 件であった【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】。

これらの活動に対しては、地元自治体である太宰府市から平成 24（2012）年度には「市民活動賞」を、今年度には再び「市制施行 40 周年記念特別表彰」を授与されている。今後も太宰府市を中心に、地域に根差した貢献を全学で継続していくことを計画している。

2) 「幼児教育研究会」を主体として開催している三大公開講座

本学では、毎年定期に、「幼児教育研究会」を主体として次の 3 つの公開講座を開催している。

まず、例年 4 月に開催している「おめでとう  こどもの日」には、本学が保育者養成校であることから、5 月 5 日の“こどもの日”を祝し、端午の節句にちなんだステージや制作、運動あそびのブースを展開している。例年多くの親子が参加しているが、令和 5（2023）年度は、事前申込のこどもに「お子様弁当」をプレゼントする企画を実施したり、「ワンヘルス」の取組みの発端として行った「どうぶつふれあいコーナー」が人気を博したりと様々な効果が表れ、過去最多の 1,474 人の来場者があった。また、来場者の 79 人（5.3%）がアンケートに協力してくれたが、すべての回答者が「とても満足している」又は「満足している」と回答しており、地域住民の本学に対する満足度の高さが伺えた【資料 A-1-3】。

7 月の「太宰府七夕まつり」は、本学が太宰府市と共催し開催しており、プラムカルコア太宰府（太宰府市中央公民館）の全館を終日利用し、本学学生が、日本の伝統行事である「七夕」にちなんだステージ発表や手作りおもちゃなどの制作活動等のブースを展開

する公開講座となっている。これも太宰府市のみならず大学周辺地域からの参加があり、令和 5（2023）年度には、第 36 回として 3 年ぶりに人数制限なしの開催ができたこともあり、402 人の来場者があった【資料 A-1-4】。「七夕まつり」は、三大公開講座の中でも地域に大きく寄与するものである。

毎年 10 月末に開催する「こどもフェスティバル」は、全学生が所属している「幼児教育研究会」の研究会活動の集大成として位置付けられており、2 日間にわたって実施している。「こどもフェスティバル」では、25 もの研究会がそれぞれの特長を最大限に活かしたテーマで研究発表を行っているが、来場者であるこどもたちや保護者に研究会の演技・演奏や制作、運動あそびのブース等において様々なものに参加・体験していただいている。これによって、来場者のこども達に満足してもらうことは勿論であるが、本学学生にとっても、これらの実践経験が保育者としての視座やスキルを養うことのできる貴重な機会となる。なお、令和 5（2023）年度の来場者数は 2 日間で延べ 3,819 人であった【資料 A-1-5】。

なお、これらの公開講座については、本学の重要なアセスメント指標と考えており、（1）来場者アンケート、（2）研究会及び学生個人アンケート、（3）教職員アンケートをそれぞれ回収することになっている。講座終了後には企画委員会を中心に、来場者にとっての評価、また、本学の学生にとっての評価を教職員の反省を入れながら検証し、反省及び改善事項としてまとめ、教職員へ共通理解を図り、次年度の実施計画に反映するよう活用している【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】。

3）太宰府市と近郊の高等教育機関で構成される「キャンパスネットワーク会議」による地域貢献

「太宰府キャンパスネットワーク会議」は、太宰府市に所在する大学・短期大学等の高等教育機関が有する機能や情報を広く地域に開放することによって市民の学習活動の振興と魅力あるキャンパスシティの創造を図り、太宰府地域の発展に寄与することを目的としている。本会議は、太宰府市観光経済部国際・交流課に事務局を置き、本学を含む 5 校の高等教育機関が加盟の上、運営しているものである。この会議には、本学からは「キャンパスネット委員」として学生委員会の担当教員や代表学生が参加し、教員のみならず学生の立場からも活発な意見を提案しながら主体的に活動を行い、太宰府市の振興にかかわるイベントの企画や支援を行っている。令和 5（2023）年度は、教員が出席する運営会議が 6 回、学生が出席する学生運営会議が 8 回行われており、それぞれ教員の担当者及び、担当学生が参加している。

また、10 月に政庁跡で開催された「第 37 回太宰府市民政庁まつり」には、キャンパスネット委員の代表学生も参加し、運営や案内・清掃等のボランティア活動を行った。

「政庁まつり」はコロナ禍に中止されていたため、実に 4 年ぶりの開催となったが、元号令和の発祥の地ともなった大宰府政庁跡には多くの市民が集い賑わった【資料 A-1-9】。

さらに、12 月には同会議が主催する「キャンパスフェスタ 2023」が「いきいき情報センター」で開催され、地元の高校や大学・短期大学がそれぞれの学校の特色や活動を地域住民に発信した。開催日当日は、キャンパスネット委員学生が運営に携わる中、「幼

児教育研究会」から「どうぶつセラピー研究会」と「おもちゃ研究会」がコラボレーションして、来場したこどもたちに動物とのふれあいを体験してもらい、バルーンアートの風船をプレゼントした。あわせて、本学が取り組みを始めた「ワンヘルス」の理念について、パンフレット配布や場内スライドの公開を通して啓発活動を行った【資料 A-1-10】。

4) 本学教員による地域貢献

本学教員による地域貢献は、各教員の業績書に記載されているように、幼稚園、保育所、社会福祉施設等における子育て支援に関する講演、実技指導、園内研修講師などの社会的活動が挙げられる。この活動は、大学の所在地である太宰府市のみならず周辺の自治体、遠くは九州各県にまで及んでいる。こうした本学教員による社会的活動は、子育て支援・現職の研修以外に、中学・高等学校における職業理解の講師まで、次世代育成のための支援も含まれている。

また、毎年 8 月に本学で開催される「公開保育セミナー」は、本学卒業生及び附属園の教職員のリカレント教育の一環として、並びに、周辺地域の保育者・子育て中の保護者を対象とした研修の機会として実施されている。具体的には、本学教員の専門分野である、保育・福祉、体育、音楽、造形、養護教育、小学校教育等を中心に、近年の保育・教育課題について実践的な講座を展開するものである。令和 5（2023）年は、4 分野の講座を開設し、100 人の参加があった【資料 A-1-11】。

さらに、本学特任教授の臨床心理士は、本学園及び周辺自治体内の幼稚園・小学校・中学校のスクールカウンセラーを兼任しており、現職教員対象の研修講師から福岡周辺地域に在住する発達障がい児及び保護者を対象とする支援活動まで幅広く行っている。

5) 事業計画で計画している災害時の地域貢献等

本学の事業計画には、「九州の地震・大雨等による被災者発生に際しては、教育に支障の無い範囲で避難所の慰問等の支援活動を積極的に行う。」としており、令和 5（2023）年に発生した久留米市の豪雨災害に伴い、被災した保育所及び社会福祉施設には、同年 11 月に学生が制作した手づくりおもちゃ等の慰問品を学生及び「ふるさとアドバイザー」で届けた。

また、事業計画の対象ではないが、同じ日本の被災に関して令和 6（2024）年 1 月 1 日に発生した能登半島地震を受けて、学生の発案により 1 月に 2 回ほど街頭募金活動を行った。その結果、校内募金も併せて、81 万 3,896 円もの義援金が集まり学生運営委員長と学生部長が太宰府市の社会福祉協議会を通じて被災地に届けた【資料 A-1-12】。

6) 「ワンヘルス」の取り組み

令和 2（2020）年、本学でも新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受け、この経験を踏まえて、令和 5（2023）年 8 月、ワンヘルス宣言事業者登録を完了し、ワンヘルスの理念を応用した教育活動をスタートさせたのは前述のとおりである。この活動の目的は、人と動物の命や健康、環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次の世代につなげていくというものであるが、自然豊かな環境にある本学においても、この理念を教育の

中で実践、啓発、発展させながら人と動物との共生を目指し、同時に、これを象徴する「ワンヘルス・ガーデン」を学内に建設し、令和 6（2024）年 7 月には、保護犬及び保護猫を迎えることを計画している。将来的には、「どうぶつセラピー研究会」の活動の中で、専門家の指導のもと、セラピードッグの育成を目指したり、これらの動物を伴って附属園や近隣の保育・福祉施設を訪問したりして癒しの場を提供したりすることを目指している。さらには、令和 6（2024）年開講の「どうぶつ学」の演習の場として、また、普段の学生生活において様々な人々の憩いの場として提供されることになっている。このように、ワンヘルスの理念に基づき、保護犬・保護猫の飼養を通して命の大切さや動物との関わり方を学び、こどもの個性と命を大切に保育者の養成を始めたところである。

令和 5（2023）年 11 月には、都築学園グループをあげて、福岡市で開催された「ワンヘルス・フェスティバル」に参加し、本学の学園グループの 1 校として加わり、多くの動物愛好家の人々や学校・事業主との交流を深めた。その他、本学が開催している三大公開講座以外にも、「太宰府市キャンパスフェスタ」に参加し、ワンヘルスの啓発普及に努めた【資料 A-1-13】。

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「幼児教育研究会」及び教員の社会貢献に関する活動は、本学ホームページや Instagram 等から発信し、情報公開している。このことから本学の社会貢献に関する活動は、多くの方々に認知されているとともに、支援に関する依頼が本学へ寄せられている。中でも、子育て支援に関する要請は、福岡をはじめとする九州各県の範囲にわたる保育施設から学校現場、社会福祉施設まで、対象も乳幼児から小・中学生・高校生、教職員へと多岐にわたっている。昨今の保育者不足や子育て支援に関する状況からも、これらの社会的要請は今後も続くものと考えられる。本学は、これらの社会的要請に対して効率的かつ効果的に支援体制をとれるよう、中長期的な視点に立ち、子育て支援を中心として、より多くの依頼や期待に応えられるよう努めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-1】福岡こども短期大学 Campus Guide 2024 【資料 F-2】と同じ

【資料 A-1-2】令和 5（2023）年度 幼児教育研究会 外部支援一覧 【資料 2-4-5】と同じ

【資料 A-1-3】令和 5（2023）年度 「おめでとう🎉こどもの日」反省会資料

【資料 A-1-4】令和 5（2023）年度 「七夕まつり」反省会資料

【資料 A-1-5】令和 5（2023）年度 「こどもフェスティバル」反省会資料

【資料 A-1-6】令和 5（2023）年度 「おめでとう🎉こどもの日」反省会資料
【資料 A-1-3】と同じ

【資料 A-1-7】令和 5（2023）年度 「七夕まつり」反省会資料
【資料 A-1-4】と同じ

【資料 A-1-8】令和 5（2023）年度 「こどもフェスティバル」反省会資料

【資料 A-1-5】と同じ

【資料 A-1-9】令和 5（2023）年度 太宰府市政庁まつり

【資料 A-1-10】令和 5（2023）年度 太宰府市キャンパスフェスタ

【資料 A-1-11】令和 5（2023）年度 「公開保育セミナー」アンケート 集計・分析結果 【資料 2-3-11】と同じ

【資料 A-1-12】太宰府市社会福祉協議会 社協だより「ふくしのひろば」令和 6 年（2024）4 月号 8p

【資料 A-1-13】「FUKUOKA ONE HEALTH」パンフレット（福岡県）

https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/documents/file/onehealth_jp.pdf

【基準 A の自己評価】

本学は、幼児教育を専門とする「こども教育学科」単科のみを標榜する短期大学として、「幼児教育研究会」を主体とする活動及び公開講座の開催、教員個人の活動、並びに地域のためのボランティア活動等、地域社会へ様々な情報を発信しながら社会的使命を果たしている。これは、地元の自治体である太宰府市から平成 24（2012）年度「市民活動賞」及び令和 5（2023）年度「市制施行 40 周年記念特別表彰」を授与されたことに代表されるものである。今後も地域に根差した教育機関として、様々なニーズに答えながら保育者養成校の使命を果たしていく。

以上のことから、基準 A「地域貢献」を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

1. 海外保育セミナー（海外保育事情）

本学では例年、8月の夏季休暇を利用して、1年生の希望学生を対象に「海外保育セミナー」を実施している。具体的には、海外（オーストラリア）の幼児教育施設に学生が直接訪問し、保育についての研修を行うものである。オーストラリアの現地のこどもたちとのふれあいを体験したり、オーストラリアの保育者の活動の様子を見学したりして見識を深めるとともに、日本とオーストラリアの保育事情の違いについて学んでいる。また、実際に模擬保育を体験し実践力を養い、さらには、その幼児教育施設に通うこどもたちの家にホームステイし、オーストラリアのこどもや家族とコミュニケーションを図りながら語学力を高めたり、オーストラリアの文化を体験したりしている。

このように、現地における講話や実践を通して、日豪の幼児教育を取り巻く環境や実情などを実際に経験することを通して学生自身の保育の質の向上や、自身の保育者像を見直す機会を持つプログラムとなっている。終了時には、研修に関するレポートを提出することになっており、合格すれば「海外保育事情」の単位が認められている。

令和2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航自粛規制により、令和4（2022）年度まで中止となった。令和5（2023）年度には、規制緩和を受けたこともあり、再開に向けて実施計画を立案したが、円安等の影響から渡航費をはじめ研修費用が高額となったため、希望者数が極端に少なく、やむを得ず中止した。令和6（2024）年度については、同法人内のリンデンホールスクール小学部との合同開催による実施計画を立て、調整している。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	「学則」第 28 条に「入学資格」を定め、明記している。	2-1
第 92 条	○	「学則」第 53 条に「学長、副学長及び学科長」を定め、明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 55 条に「教授会」を定め、詳細は「教授会規程」に明記している。	4-1
第 104 条	○	「学則」第 24 条に「学位規程」第 13 条に基づき、短期大学士（こども教育）を定め、明記している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	○	「学則」第 1 条に目的を定め、明記している。 「学則」第 12 条に修業年限を 2 箇年と定めている。 「学則」第 5 条に学科の設置を定めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己点検・評価に関する規程を定めて実施し、結果をホームページ上で公表するとともに、7 年ごとに認証評価機構による認証評価を受審している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況を毎年更新し、ホームページ上で情報公開している。	3-2
第 114 条	○	「法人事務組織規程」により、つかさどる職務を明記している。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	すべての事項を「学則」に明記している。 一 学則第 12 条（修業年限）、第 7 条（学年）、第 8 条（学期）、第 9 条（休業日） 二 学則第 5 条（学科） 三 学則第 10 条（授業科目）、第 11 条（単位の算定） 四 学則第 15 条（単位認定）、第 19～22 条（単位の認定に関する特則、認定の時期、評価、追認定） 五 学則第 6 条（学生定員）、第 53～54 条（学長、副学長及び学科長、教職員） 六 学則第 27 条（入学の時期）、第 38 条（退学）、第 39 条（転学）、	3-1 3-2

福岡こども短期大学

		第 35 条 (休学)、第 23 条 (卒業要件) 七 学則第 40～48 条 (第 8 章 学費) 八 学則第 49～52 条 (第 9 章 除籍・賞罰) 九 寄宿舎なし (※本学学生寮は、希望者に対して日本経済大学の寮を委託利用する。)	
第 24 条	○	学生の氏名や緊急時の連絡先等、履修成績の情報及び学生の健康情報については記録書類の作成及び学事システム(Campus Plan Web Service)を利用し、学生課・厚生課及び教務課で適切に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 52 条に「懲戒」を定め、明記し、「学生懲戒規程」により運用している。	4-1
第 28 条	○	本学に必要な表簿は、「文書取扱規程」及び「文書保存規程」に則り、管理部署において作成し、適切に保存している。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	「学則」第 28 条に「入学資格」に定め、明記している。	2-1
第 162 条	○	「学則」第 32 条に「転入学」を定め、他の大学からの転入学について明記している。	2-1
第 163 条	○	「学則」第 7 条に定め、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わると明記している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	建学の精神、本学の使命・目的及び教育目的等に従って、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 4 条及び「自己評価委員会規程」、「第三者評価に関する規程」を定め、点検項目は自己評価委員会規程第 6 条に明記し、自己評価委員会を中心に適切に自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動の状況を毎年更新し、ホームページ上で情報公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 24 条に「学位」について定め、学位記の授与を行っている。	3-1

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令の趣旨に従って設置し、「学則」第 4 条に基づき、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 1 条に目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「学則」第 30 条に定めたうえで、「入学者選考規程」に則り入学者の選抜を行っている。	2-1
第 3 条	○	学科は、「学則」第 5 条に定めており、教育研究上に適当な規模・組織を有し、教員組織、教員数も適切である。	1-2
第 3 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 4 条	○	「学則」第 6 条に学生の定員について定めている。	2-1
第 5 条	○	「学則」第 10 条に授業科目及び単位数を別紙 1, 2, 3 に定め、明記している。	1-2 3-2
第 5 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 6 条	○	「学則」第 13 条に履修方法を明記し、「履修規程」を定めている。	3-2
第 7 条	○	「学則」第 11 条に授業科目の単位算定について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮した基準を定め、明記している。	3-1
第 8 条	○	「学則」第 8 条に前期、後期の二期の期間を示している。 また、3 か月ごとに授業やオリエンテーションなどの把握ができる行事予定表を掲示し、学生に知らせている。	3-2
第 9 条	○	「学生要覧」に掲載している「履修規程」別表 1（幼・保・養 履修科目一覧表）及び別表 2（幼・保・小 履修科目一覧表）を示し、開講期間を示している。	3-2
第 10 条	○	教室の収容人数を基に教育効果を十分にあげられるよう適切な受講人数としている。	2-5
第 11 条	○	「学則」第 10 条に授業科目及び単位数を定めた別表 1～3 を示している。ただし、必要に応じて特別講義を設けることができることを明記している。また、「学則」第 11 条に授業の方法について明記している。	2-2 3-2
第 11 条の 2	○	「学則」第 21 条に成績評価を定め、明記している。	3-1
第 12 条	—	該当しない。	3-2
第 13 条	○	「学則」第 15 条に単位認定について定め、明記している。	3-1
第 13 条の 2	○	「学生要覧」に掲載している「履修規程」別表 1（幼・保・養 履修科目一覧表）及び別表 2（幼・保・小 履修科目一覧表）の下方部分に明記している。	3-2

福岡子ども短期大学

第 13 条の 3	—	該当しない。	3-1
第 14 条	○	「学則」第 16 条に定め、明記している。	3-1
第 15 条	○	「学則」第 17 条に定め、明記している。	3-1
第 16 条	○	「学則」第 18 条に定め、明記している。	3-1
第 16 条の 2	○	「学則」第 58 条に定め、明記している。	3-2
第 17 条	○	「学則」第 57 条に定め、明記している。	3-1 3-2
第 18 条	○	「学則」第 23 条に定め、明記している。	3-1
第 19 条	—	該当しない。	3-1
第 20 条	○	必要な教員数を確保し、適切な教員組織を編成している。「都築育英学園事務組織規程」及び「都築育英学園事務分掌規程」に基づき校務運営上の組織を定め、組織的な体制を整備し、責任の所在を明確にして連携を図っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	主要授業科目は、専任教員（教授、准教授又は講師）が担当している。	3-2 4-2
第 21 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 22 条	○	基準に基づく所要の教員数の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD 研修会及び SD 研修会を定期的実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 22 条の 3	○	本条項に示される人物を「学長選考規程」に則り選考している。	4-1
第 23 条	○	「教員資格審査規程」で教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 24 条	○	「教員資格審査規程」で准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 25 条	○	「教員資格審査規程」で講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	「教員資格審査規程」で助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 27 条	○	校地は教育に相応しい環境のもと、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な場所を有している。	2-5

福岡こども短期大学

第 27 条の 2	○	運動場及び体育館は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 28 条	○	第 28 条第 1～3 項に該当する専用の施設を設けている。	2-5
第 29 条	○	教育研究上必要な資料等を図書館に備え、専任職員を配置している。	2-5
第 30 条	○	基準校地面積を上回る十分な校地を有している。	2-5
第 31 条	○	基準校舎面積を上回る十分な校舎を有している。	2-5
第 32 条	○	教育研究上、必要な施設として附属幼稚園・保育園を有している。	2-5
第 33 条	○	学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を有している。	2-5
第 33 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	教育研究経費を予算化し、環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 34 条	○	短期大学及び学科の名称は、本学の教育研究上の目的に則している。	1-1
第 35 条	—	該当しない	1-2
第 35 条の 2	—	該当しない	2-1
第 35 条の 3	—	該当しない。	3-2
第 35 条の 4	—	該当しない。	4-1
第 35 条の 5	—	該当しない。	3-2
第 35 条の 6	—	該当しない。	2-5
第 35 条の 7	—	該当しない。	3-1
第 35 条の 8	—	該当しない。	4-2
第 35 条の 9	—	該当しない。	2-5
第 36 条	—	該当しない。	3-2
第 37 条	—	該当しない。	3-1
第 38 条	—	該当しない。	3-1
第 39 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 40 条	—	該当しない。	2-5
第 41 条	—	該当しない。	2-5
第 42 条	—	該当しない。	2-5
第 51 条	—	該当しない。	1-2
第 52 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

福岡こども短期大学

第5条の4	○	「学則」第24条に定め、明記している。	3-1
第10条	○	「学則」第24条に定め、明記している。	3-1
第10条の2	—	該当しない。	3-1
第13条	○	「学則」第24条2に「学位」を、別に「学位規程」を定め、明記している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	学校法人として関係法令を遵守し、教育の質の向上及び運営の透明性を確保して、その責務を果たすように努めている。	5-1
第26条の2	○	理事、監事、評議員、職員その他政令で定める学校法人の関係者に対し特別な利益を与えていない。	5-1
第33条の2	○	各事務所に寄附行為を備え置き、閲覧に供している。	5-1
第35条	○	理事6人と監事2人を置き、理事の1人を寄附行為の定めるところにより理事長としている。	5-2 5-3
第35条の2	○	民法第3編第2章第10節委任（第643条～第656条）に従い実施している。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第17条「理事会」で規定し、遵守している。	5-2
第37条	○	寄附行為第13条～第16条で規定し、遵守している。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第8条、第9条で規定し、遵守している。	5-2
第39条	○	寄附行為第9条「監事の選任」で規定し、遵守している。	5-2
第40条	○	寄附行為第11条「役員」で規定し、遵守している。	5-2
第41条	○	寄附行為第20条「評議員会」で規定し、遵守している。	5-3
第42条	○	寄附行為第22条「諮問事項」で規定し、遵守している。	5-3
第43条	○	寄附行為第23条「諮問事項」で規定し、遵守している。	5-3
第44条	○	寄附行為第24条「評議員の選任」で規定し、遵守している。	5-3
第44条の2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第44条の3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第44条の4	○	役員の連帯責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第44条の5	○	一般社団・財団法人法の規程を適切に準用し、遵守している。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第46条「寄附行為の変更」で規定し、遵守している。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第35条「予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画」で規定し、遵守している。	1-2 5-4

福岡こども短期大学

			6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条「決算及び実績の報告」で規定し、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条「財産目録等の備付及び閲覧」で規定し、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条「役員の報酬」に基づき「都築育英学園 役員の報酬等に関する規程」を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条「会計年度」で規定し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条「情報の公表」で規定し、インターネットで公表している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人都築育英学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	福岡こども短期大学 Campus Guide 2024	
【資料 F-3】	短期大学学則（紙媒体）	
	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	福岡こども短期大学 2024 年度（令和 6 年度） こども教育学科 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧	

福岡こども短期大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人都築育英学園 令和 6 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学キャンパス 案内図、福岡こども短期大学 校舎内教室等配置図	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人都築教育学園規程集、福岡こども短期大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書類（令和元年度～令和 5 年度）、監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 5(2023)年度 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	福岡こども短期大学 三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	2 公財高評第 118 号「令和 2 年度 認証評価及び再評価 評価結果について」（令和 3 年 3 月 19 日）で指摘された事項への対応	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 1 条	【資料 F・3】と同じ
【資料 1-1-2】	福岡こども短期大学 Campus Guide 2024	【資料 F・2】と同じ
【資料 1-1-3】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧	【資料 F・5】と同じ
【資料 1-1-4】	福岡こども短期大学 ホームページ https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/	
【資料 1-1-5】	福岡こども短期大学 ホームページ https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-1-6】	福岡こども短期大学 Campus Guide 2024	【資料 F・2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	福岡こども短期大学 教授会規程	
【資料 1-2-2】	福岡こども短期大学 学則検討委員会規程	
【資料 1-2-3】	福岡こども短期大学 運営委員会規程	
【資料 1-2-4】	福岡こども短期大学 教務委員会規程	
【資料 1-2-5】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧	【資料 F・5】と同じ
【資料 1-2-6】	福岡こども短期大学 Campus Guide 2024	【資料 F・2】と同じ
【資料 1-2-7】	福岡こども短期大学 ホームページ https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-8】	学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）	
【資料 1-2-9】	福岡こども短期大学 自己評価委員会規程	
【資料 1-2-10】	福岡こども短期大学 3つのポリシー【情報公開版】	【資料 F・13】と同じ
【資料 1-2-11】	福岡こども短期大学 3つのポリシー【正式版】	
【資料 1-2-12】	ロード オブ ザ 保育者（履修カルテ 学生の目指す姿・到達目標）	
【資料 1-2-13】	養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用）	
【資料 1-2-14】	小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用）	
【資料 1-2-15】	福岡こども短期大学 教育研究組織図	
【資料 1-2-16】	福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	福岡こども短期大学 Campus Guide 2024	【資料 F・2】と同じ
【資料 2-1-2】	福岡こども短期大学 2024 年度（令和 6 年度）こども教育学科 学生募集要項	【資料 F・4】と同じ
【資料 2-1-3】	福岡こども短期大学 ホームページ＞本学の特徴 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/	
【資料 2-1-4】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧	【資料 F・5】と同じ
【資料 2-1-5】	福岡こども短期大学 入学者選考規程	
【資料 2-1-6】	福岡こども短期大学 令和 5(2023)年度 試験区分別面接表（ループリック）	
【資料 2-1-7】	学校推薦型選抜 AP 対応表	
【資料 2-1-8】	一般選抜 AP 対応表	
【資料 2-1-9】	総合型選抜 AP 対応表	
【資料 2-1-10】	福岡こども短期大学 2024 年度 保育ノート	

福岡子ども短期大学

【資料 2-1-11】	保育ノート設問及びブルーブリック	
【資料 2-1-12】	令和 5 (2023) 年度 「【入学時】学生アンケート」集計・分析結果	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 5 (2023) 年度 福岡子ども短期大学 各委員会委嘱者名簿	
【資料 2-2-2】	令和 5 (2023) 年度 福岡子ども短期大学 学修支援計画	
【資料 2-2-3】	福岡子ども短期大学 運営委員会規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 2-2-4】	令和 5 (2023) 年度 福岡子ども短期大学 教職員連絡会実施記録 (3 月 22 日) (抜粋)	
【資料 2-2-5】	令和 5 (2023) 年度 福岡子ども短期大学 学生支援の意義と「ふるさとアドバイザー」の役割	
【資料 2-2-6】	福岡子ども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 (各課窓口取扱事務)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-7】	福岡子ども短期大学 障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-8】	健康調査	
【資料 2-2-9】	修学支援申込書	
【資料 2-2-10】	合理的配慮依頼書・合理的配慮確認書	
【資料 2-2-11】	福岡子ども短期大学 ホームページ>本学の特色>情報公開 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai/	
【資料 2-2-12】	令和 5 (2023) 年度 福岡子ども短期大学 新入生オリエンテーション計画	
【資料 2-2-13】	令和 5 (2023) 年度 フレンドシップセミナー	
【資料 2-2-14】	奨学金等の説明会について	
【資料 2-2-15】	図書館利用案内	
【資料 2-2-16】	令和 5 (2023) 年度 2 年生オリエンテーション計画	
【資料 2-2-17】	2023 年度 リーダーズ研修のしおり	
【資料 2-2-18】	令和 5 (2023) 年度 福岡子ども短期大学 実習委員会議事録 (抜粋)	
【資料 2-2-19】	令和 5 (2023) 年度 シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-20】	子どもの音楽遊びⅡ ピアノ弾き歌い楽譜	
【資料 2-2-21】	入学前課題「看護学基礎知識プリント」	
【資料 2-2-22】	令和 5 (2023) 年度 フレンドシップセミナー アンケート集計・分析結果	
【資料 2-2-23】	令和 3 (2021) ～令和 5 (2023) 年度 中途退学者率一覧	
【資料 2-2-24】	令和 3 (2021) ～令和 5 (2023) 年度 中途退学者理由一覧	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 5 (2023) 年度 就職先区分	
【資料 2-3-2】	2023 年度 (令和 5 年度) 就職委員会 議事録	
【資料 2-3-3】	福岡子ども短期大学 就職のしおり (23 年次生用)	
【資料 2-3-4】	令和 5 (2023) 年度 養護教諭採用試験対策講座	
【資料 2-3-5】	令和 5 (2023) 年度 小学校教員採用試験対策勉強会の実施	
【資料 2-3-6】	令和 5 (2023) 年度 三者懇談資料	
【資料 2-3-7】	令和 5 (2023) 年度 「就職活動調査」(22 年次生) 集計・分析結果	
【資料 2-3-8】	令和 5 (2023) 年度 【卒業時】学生アンケート (22 年次生) 集計・分析結果	
【資料 2-3-9】	令和 5 (2023) 年度 就職アンケート (卒業生: 21 年次生) 集計・分析結果	
【資料 2-3-10】	令和 5 (2023) 年度 就職アンケート (就職先: 21 年次生) 集計・分析結果	

福岡こども短期大学

【資料 2-3-11】	令和 5 (2023) 年度 「公開保育セミナー」アンケート 集計・分析結果	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 5 (2023) 年度 ふるさとアドバイザー 担当地区一覧表	
【資料 2-4-2】	令和 5 (2023) 年度 修学支援のご案内	
【資料 2-4-3】	令和 5 (2023) 年度 保健室利用状況	
【資料 2-4-4】	令和 5 (2023) 年度 ハラスメントのないキャンパスライフ	
【資料 2-4-5】	令和 5 (2023) 年度 幼児教育研究会 外部支援一覧	
【資料 2-4-6】	福岡こども短期大学 2024 年度 (令和 6 年度) こども教育学科 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-7】	福岡こども短期大学 奨学金等に関する規程	
【資料 2-4-8】	給付奨学金 出席率に関する面談シート	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【短期大学（専門職短期大学含む）用】様式 1	【共通基礎様式 1】と同じ
【資料 2-5-2】	福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学キャンパス 案内図、福岡こども短期大学 校舎内教室等配置図	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-3】	福岡こども短期大学ホームページ>イングリッシュガーデン http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/campuslife/englishgarden/	
【資料 2-5-4】	福岡こども短期大学 防火管理に関する規程	
【資料 2-5-5】	福岡こども短期大学 地震防災規程	
【資料 2-5-6】	福岡こども短期大学 地震対策マニュアル	
【資料 2-5-7】	福岡こども短期大学 危機管理マニュアル	
【資料 2-5-8】	福岡こども短期大学 ホームページ>情報公開>都築育英学園 施設耐震化率 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/60f9baa27deee3cc70c457c0768390a6.pdf	
【資料 2-5-9】	福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学キャンパス 案内図、福岡こども短期大学 校舎内教室等配置図	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-10】	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【短期大学（専門職短期大学含む）用】様式 1	【共通基礎様式 1】と同じ
【資料 2-5-11】	福岡こども短期大学 図書館利用規程	
【資料 2-5-12】	福岡こども短期大学 図書委員会規程	
【資料 2-5-13】	福岡こども短期大学 令和 5 (2023) 年度 図書館アンケート 集計・分析結果	
【資料 2-5-14】	福岡こども短期大学図書館報「梅苑」 第 47 号 (2024.3 発行)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート 集計・分析結果	
【資料 2-6-2】	令和 5 (2023) 年度 学習に関する調査 集計・分析結果	
【資料 2-6-3】	令和 5 (2023) 年度 図書館アンケート 集計・分析結果	【資料 2-5-13】と同じ
【資料 2-6-4】	令和 5 (2023) 年度 【卒業時】学生アンケート 集計・分析結果	
【資料 2-6-5】	令和 5 (2023) 年度 就職アンケート (卒業生: 21 年次生) 集計・分析結果	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-6-6】	令和 5 (2023) 年度 【在学時】学生アンケート 集計・分析結果	
【資料 2-6-7】	令和 5 (2023) 年度 意見箱投書内容一覧	
【資料 2-6-8】	2023 年度 FD 研修会 (3 月 22 日) 実施記録	
【資料 2-6-9】	令和 5 (2023) 年度 ふるさとアドバイザー地区一覧表	
【資料 2-6-10】	令和 5 (2023) 年度 【在学時】学生アンケート 集計・分析結果	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-6-11】	令和 5 (2023) 年度 意見箱投書内容一覧	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 2-6-12】	令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート 集計・分析結果	【資料 2-6-1】と同じ

福岡こども短期大学

【資料 2-6-13】	2023 年度 FD 研修会（9 月 4 日）実施記録	
【資料 2-6-14】	福岡こども短期大学 ホームページ＞本学の特徴＞情報公開 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai/	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-6-15】	令和 5（2023）年度 学習に関する調査 集計・分析結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-6-16】	令和 5（2023）年度 図書館アンケート 集計・分析結果	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-6-17】	令和 5（2023）年度 【卒業時】学生アンケート 集計・分析結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 2-6-18】	令和 5（2023）年度 就職アンケート（卒業生：21 年次生） 集計・分析結果	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-6-19】	令和 5（2023）年度 【在学時】学生アンケート 集計・分析結果	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-6-20】	令和 5（2023）年度 福岡こども短期大学 「学生意見箱」運用要領	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 1 条	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 ディプロマ・ポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	ロード オブ ザ 保育者（履修カルテ 学生の目指す姿・到達目標）	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 3-1-4】	養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用）	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 3-1-5】	小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ（23 年次生用）	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 3-1-6】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 ディプロマ・ポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	福岡こども短期大学 ホームページ＞本学の特徴 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-1-8】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 4 章～第 6 章	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	令和 5（2023）年度 シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-11】	令和 5（2023）年度 実習履修要件に関する取扱いの細則（内規）	
【資料 3-1-12】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則第 5 章 第 6 章 別表第 1～別表第 3	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-13】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 別表 2	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 学則 第 5 章	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 成績処理	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-16】	「Campus Plan Web Service」教員用 Web サービスログイン https://kodomo.tsuzuki.ac.jp/kyoin/web/CplanMenuWeb/UI/LoginForm.aspx	
【資料 3-1-17】	令和 5（2023）年度 卒業判定資料	
【資料 3-1-18】	令和 5（2023）年度 GPA 分布	
【資料 3-1-19】	「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービス https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/zaigakusei/	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-5】と同じ

福岡こども短期大学

【資料 3-2-2】	福岡こども短期大学 ホームページ>本学の特徴 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】	福岡こども短期大学 令和 5 (2023) 年度 カリキュラム・ツリー	
【資料 3-2-6】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-7】	令和 5 (2023) 年度 シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-8】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-9】	養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ (23 年次生用)	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 3-2-10】	小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ (23 年次生用)	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 3-2-11】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学生要覧 履修規程 別表 1 及び別表 2	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-12】	令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート 集計・分析結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-13】	福岡こども短期大学 令和 5 (2023) 年度 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-14】	令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート 集計・分析結果	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 3-2-15】	令和 5 (2023) 年度 実習評価からの成果と課題 22 年次生 集計・分析結果	
【資料 3-2-16】	2023 年度 FD 研修会 (9 月 4 日) 実施記録	【資料 2-6-13】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 3-3-2】	福岡こども短期大学 令和 5 (2023) 年度 カリキュラム・ツリー	【資料 3-2-5】と同じ
【資料 3-3-3】	福岡こども短期大学 「シラバス作成の手引き」	
【資料 3-3-4】	「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービス https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/zaigakusei/	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-3-5】	ロード オブ ザ 保育者 (履修カルテ)	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 3-3-6】	養護教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ (23 年次生用)	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 3-3-7】	小学校教諭二種免許状取得学生対象 履修カルテ (23 年次生用)	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 3-3-8】	令和 5 (2023) 年度 「学修の成果と課題」集計・分析結果	
【資料 3-3-9】	令和 5 (2023) 年度 卒業判定資料	【資料 3-1-17】と同じ
【資料 3-3-10】	令和 5 (2023) 年度 「就職アンケート (就職先)」結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 3-3-11】	令和 5 (2023) 年度 就職情報	
【資料 3-3-12】	令和 5 (2023) 年度 「授業評価アンケート」集計・分析結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-13】	「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービス https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/zaigakusei/	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-3-14】	授業改善報告書 (一例)	
【資料 3-3-15】	2023 年度 FD 研修会 (3 月 22 日) 実施記録	【資料 2-6-8】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 53 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	福岡こども短期大学 運営委員会規程	【資料 1-2-3】と同じ

福岡こども短期大学

【資料 4-1-3】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 55 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	福岡こども短期大学 教授会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-5】	福岡こども短期大学 副学長設置規程	
【資料 4-1-6】	福岡こども短期大学 学科長選考規程	
【資料 4-1-7】	福岡こども短期大学 運営組織図	
【資料 4-1-8】	学校法人都築育英学園 事務組織規程	
【資料 4-1-9】	学校法人都築育英学園 事務分掌規程	
【資料 4-1-10】	都築育英学園 事務組織系統図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和 5(2023)年度 実務経験のある教員等による授業科目の一覧	
【資料 4-2-2】	学校法人都築育英学園 任免規程	
【資料 4-2-3】	学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程	
【資料 4-2-4】	福岡こども短期大学 教員資格審査規程	
【資料 4-2-5】	福岡こども短期大学 FD 委員会運営規程	
【資料 4-2-6】	令和 5 (2023) 年度 福岡こども短期大学 FD 研修実施計画	
【資料 4-2-7】	授業改善報告書 (一例)	【資料 3-3-14】と同じ
【資料 4-2-8】	福岡こども短期大学 FD・SD 合同研修会 (8 月 10 日) 実施記録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	福岡こども短期大学 SD 委員会運営規程	
【資料 4-3-2】	令和 5(2023)年度 福岡こども短期大学 SD 研修実施計画	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	福岡こども短期大学 CAMPUS MAP、福岡こども短期大学キャンパス 案内図、福岡こども短期大学 校舎内教室等配置図	【資料 F-8】と同じ
【資料 4-4-2】	2024 福岡こども短期大学 研究紀要 第 35 号	
【資料 4-4-3】	令和 5 (2023) 年度科学研究費助成事業一科研費 (国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化) の公募について (通知))	
【資料 4-4-4】	令和 6 (2024) 年度 交付内定一覧	
【資料 4-4-5】	福岡こども短期大学 研究倫理基準	
【資料 4-4-6】	福岡こども短期大学 研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-7】	福岡こども短期大学 競争的資金等取扱規程	
【資料 4-4-8】	福岡こども短期大学 研究活動の不正行為防止規程	
【資料 4-4-9】	福岡こども短期大学 公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画	
【資料 4-4-10】	2023 (令和 5) 年度 使用経費枠の割当及び経費の執行要領について (通知)	
【資料 4-4-11】	福岡こども短期大学 教員個人研究費使用計画書	
【資料 4-4-12】	福岡こども短期大学 教員個人研究費支払請求書	
【資料 4-4-13】	福岡こども短期大学 教員個人研究報告書	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人都築育英学園 寄附行為第 3 章・第 4 章	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人都築育英学園 監事監査規程	
【資料 5-1-3】	学校法人都築育英学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-4】	決算等の計算書類 (令和元年度～令和 5 年度)、監査報告書 (令和元年度～令和 5 年度)	【資料 F-11】と同じ

福岡こども短期大学

【資料 5-1-5】	学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-6】	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人都築育英学園 法人文書の情報公開規程	
【資料 5-1-8】	学校法人都築育英学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-9】	決算等の計算書類及び監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-11】	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-12】	学校法人都築育英学園 役員の報酬等に関する規程	
【資料 5-1-13】	情報公開アドレス	
【資料 5-1-14】	高等教育における修学支援新制度確認申請書	
【資料 5-1-15】	学校法人都築育英学園 教員の任期に関する規程	
【資料 5-1-16】	学校法人都築育英学園 寄附行為 第 17 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-17】	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-18】	学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-1-19】	学校法人都築育英学園 令和 6 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-20】	学校法人都築育英学園 令和 5 年度事業計画書	
【資料 5-1-21】	エコキャンパス推進事業（LED 化）計画	
【資料 5-1-22】	夏季期間における服装（クールビズ）について	
【資料 5-1-23】	学校法人都築育英学園 個人情報保護規程	
【資料 5-1-24】	学校法人都築育英学園 特定個人情報等取扱規程	
【資料 5-1-25】	学校法人都築育英学園 ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-26】	学校法人都築育英学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程	
【資料 5-1-27】	令和 5(2023)年度 福岡地域公正採用選考人権啓発推進員研修資料	
【資料 5-1-28】	バリアフリー化計画	
【資料 5-1-29】	学校法人都築育英学園 危機管理規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人都築育英学園 寄附行為 第 7 条・第 8 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人都築育英学園 寄附行為 第 8 条・第 24 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人都築育英学園 運営委員会規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人都築育英学園 運営委員会資料	
【資料 5-3-4】	学校法人都築育英学園 寄附行為 第 13 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人都築育英学園 寄附行為 第 9 条・第 16 条・第 22 条・第 24 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-7】	役員等名簿、理事会・評議員会開催状況表（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人都築育英学園 寄附行為 第 35 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人都築育英学園 予算管理規定 第 28 条・29 条	
【資料 5-4-3】	入学定員と入学数	
【資料 5-4-4】	中期収支計画 【令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度】	
【資料 5-4-5】	学校法人間の借入金【令和 7(2025)年度に解消予定】	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人都築育英学園 経理規程 第 4 条	
【資料 5-5-2】	学校法人都築育英学園 監事監査規程	
【資料 5-5-3】	会計士監査報告書・監事監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	福岡こども短期大学 令和 5 年度 学則 第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	福岡こども短期大学 運営委員会規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 6-1-3】	福岡こども短期大学 自己評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-1-4】	福岡こども短期大学 FD 委員会運営規程	【資料 4-2-5】と同じ
【資料 6-1-5】	福岡こども短期大学 SD 委員会運営規程	【資料 4-3-1】と同じ
【資料 6-1-6】	福岡こども短期大学 自己評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-1-7】	福岡こども短期大学 教授会規程	【資料 1-2-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	福岡こども短期大学 第三者評価に関する規程	
【資料 6-2-2】	福岡こども短期大学 自己評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-2-3】	福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 6-2-4】	令和 5 (2023) 年度 福岡こども短期大学 自己評価アセスメント指標 実施計画	
【資料 6-2-5】	福岡こども短期大学 ホームページ>本学の特徴>情報公開 https://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai/	
【資料 6-2-6】	令和 5 (2023) 年度 福岡こども短期大学 自己評価アセスメント指標 実施計画	【資料 6-2-4】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	福岡こども短期大学 アセスメント・ポリシー	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 5 (2023) 年度 福岡こども短期大学 自己評価アセスメント指標 実施計画	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-3-3】	自己評価委員会 成果報告書	
【資料 6-3-4】	福岡こども短期大学 令和 6 (2024) 年度 年間行事予定	
【資料 6-3-5】	学校法人都築育英学園 中期計画 (令和 5 年度～令和 9 年度)	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 6-3-6】	2023 年度 FD 研修会 (3 月 22 日) 実施記録	【資料 2-6-8】と同じ
【資料 6-3-7】	令和 5 (2023) 年度 福岡こども短期大学 教職員連絡会実施記録 (3 月 22 日) (抜粋)	【資料 2-2-4】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 本学における地域貢献の展開と貢献度		
【資料 A-1-1】	福岡こども短期大学 Campus Guide 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-2】	令和 5 (2023) 年度 幼児教育研究会 外部支援一覧	【資料 2-4-5】と同じ
【資料 A-1-3】	令和 5 (2023) 年度 「おめでとうこどもの日」反省会資料	
【資料 A-1-4】	令和 5 (2023) 年度 「七夕まつり」反省会資料	
【資料 A-1-5】	令和 5 (2023) 年度 「こどもフェスティバル」反省会資料	
【資料 A-1-6】	令和 5 (2023) 年度 「おめでとうこどもの日」反省会資料	【資料 A-1-3】と同じ
【資料 A-1-7】	令和 5 (2023) 年度 「七夕まつり」反省会資料	【資料 A-1-4】と同じ
【資料 A-1-8】	令和 5 (2023) 年度 「こどもフェスティバル」反省会資料	【資料 A-1-5】と同じ
【資料 A-1-9】	令和 5 (2023) 年度 太宰府市政庁まつり	

福岡こども短期大学

【資料 A-1-10】	令和 5（2023）年度 太宰府市キャンパスフェスタ	
【資料 A-1-11】	令和 5（2023）年度 「公開保育セミナー」アンケート 集計・分析結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 A-1-12】	太宰府市社会福祉協議会 社協だより「ふくしのひろば」令和 6 年(2024) 4 月号 8 p	
【資料 A-1-13】	「FUKUOKA ONE HEALTH」パンフレット（福岡県） https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/documents/file/onehealth_jp.pdf	